○総務省令第六十七号

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百十九号）の一部の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十二日

総務大臣　村上誠一郎

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改

後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（道府県民税、市町村民税及び森林環境税に係る納税通知書・申告書等の様式）

第二条　［略］

［2　略］

3　道府県民税及び市町村民税に係る次の表の上欄に掲げる申告書及び申請書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、次の表の㈠の上欄に掲げる申告書について法第三百十七条の二第一項の申告書を提出すべき者のうち当該市町村の条例で定めるものが提出すべき申告書として市町村長が別に簡易な様式を定めたとき及び同表の㈦の上欄に掲げる申告書について当該下欄に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

| 申告書等の種類 | 様式 |
| --- | --- |
| ［略］ | |
| ㈤　配偶者控除・扶養控除申請書（政令第七条の三の三第一項ただし書及び第七条の三の五第一項ただし書並びに第四十六条の三第一項ただし書及び第四十六条の五第一項ただし書の申請書） | 第五号の七様式 |
| ㈥　配偶者特別控除・特定親族特別控除申請書（政令第七条の三の四第一項ただし書及び第七条の三の五第一項ただし書並びに第四十六条の四第一項ただし書及び第四十六条の五第一項ただし書の申請書） | 第五号の七の二様式 |
| ㈦　［略］ | ［略］ |
| ㈧　［略］ | ［略］ |

4　法第四十五条の二第六項に規定する総務省令で定める事項は、法第二十四条第一項第一号に掲げる者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百二十条第一項後段の規定の適用を受けた者に限る。）のその年度分の個人の道府県民税に係る法第三十四条第一項第三号から第五号まで、第五号の三、第六号及び第八号から第十二号までの規定による控除のうちこれらの控除に相当する前年分の所得税に係る所得税に関する法令の規定による控除が所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条第一項に規定する同額である控除であるものに係る当該控除の金額、当該控除の金額の計算の基礎及び法第四十五条の二第一項第五号及び第七号に掲げる事項並びに法第三十四条第二項の規定による控除の額とする。

5　法第四十五条の二第六項の規定による同条第一項の道府県民税に関する申告書の記載は、前項に規定する法第三十四条第一項第三号から第五号まで、第五号の三、第六号及び第八号から第十二号までの規定による控除並びに同条第二項の規定による控除については、これらの控除の額（所得税法施行規則第四十七条第二項に規定する場合にあつては、当該控除の額の合計額）の記載とする。

改正前

（道府県民税、市町村民税及び森林環境税に係る納税通知書・申告書等の様式）

第二条　［同上］

［2　同上］

3　道府県民税及び市町村民税に係る次の表の上欄に掲げる申告書及び申請書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、次の表の㈠の上欄に掲げる申告書について法第三百十七条の二第一項の申告書を提出すべき者のうち当該市町村の条例で定めるものが提出すべき申告書として市町村長が別に簡易な様式を定めたとき及び同表の㈥の上欄に掲げる申告書について当該下欄に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

| 申告書等の種類 | 様式 |
| --- | --- |
| ［同上］ | |
| ㈤　配偶者控除・扶養控除申請書（政令第七条の三の三第一項及び第七条の三の四第一項（政令第四十六条の三において準用する場合を含む。）の申請書） | 第五号の七様式 |
| ［新設］ | ［新設］ |
| ㈥　［同上］ | ［同上］ |
| ㈦　［同上］ | ［同上］ |

4　法第四十五条の二第六項に規定する総務省令で定める事項は、法第二十四条第一項第一号に掲げる者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百二十条第一項後段の規定の適用を受けた者に限る。）のその年度分の個人の道府県民税に係る法第三十四条第一項第三号から第五号まで、第五号の三、第六号及び第八号から第十一号までの規定による控除のうちこれらの控除に相当する前年分の所得税に係る所得税に関する法令の規定による控除が所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条第一項に規定する同額である控除であるものに係る当該控除の金額、当該控除の金額の計算の基礎及び法第四十五条の二第一項第五号及び第七号に掲げる事項並びに法第三十四条第二項の規定による控除の額とする。

5　法第四十五条の二第六項の規定による同条第一項の道府県民税に関する申告書の記載は、前項に規定する法第三十四条第一項第三号から第五号まで、第五号の三、第六号及び第八号から第十一号までの規定による控除並びに同条第二項の規定による控除については、これらの控除の額（所得税法施行規則第四十七条第二項に規定する場合にあつては、当該控除の額の合計額）の記載とする。

［6・7　略］

（附属申告書等）

第二条の二　［略］

2　市町村長は、法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の二第一項及び第三項の申告書を提出する者に対して、所得税法第百二十条第三項、第四項、第八項及び第九項に規定する書類その他の書類若しくは電磁的記録印刷書面（所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第十項において同じ。）で所得税に関する法令の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付しなければならないこととなつているもの若しくは税務署長が提示させ、若しくは提出させることができることとなつているもの又は所得税法第百二十条第六項の規定により同条第三項第一号に定める書類の添付若しくは提示に代えて所得税の確定申告書に添付することができることとされている同条第六項に規定する明細書（所得税の確定申告書に添付し、又は税務署長に提示し、若しくは提出したものを除く。）のうち道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に必要と認めるものを当該申告書に添付させ、又は市町村長に提示し、若しくは提出させることができる。

［3　略］

4　市町村長は、第二項の規定により同項に規定する明細書が添付された法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申告書を提出した者に対し、法第十一条の四第一項に規定する法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日までの間、所得税法第百二十条第三項第一号に規定する書類（税務署長に提示し、又は提出したものを除く。）を市町村長に提示し、又は提出させることができる。

5　法第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況において所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者である者（以下この項から第七項まで、次条、第二条の三の三及び第二条の三の六において「国外居住者」という。）に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項、第百九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次条第三項、第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

6　国外居住者に係る扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項、第百九十五

［6・7　同上］

（附属申告書等）

第二条の二　［同上］

2　市町村長は、法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の二第一項及び第三項の申告書を提出する者に対して、所得税法第百二十条第三項、第四項、第六項及び第七項に規定する書類その他の書類又は電磁的記録印刷書面（所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第七項において同じ。）で所得税に関する法令の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付しなければならないこととなつているもの又は税務署長が提示させ、若しくは提出させることができることとなつているもの（所得税の確定申告書に添付し、又は税務署長に提示し、若しくは提出したものを除く。）のうち道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に必要と認めるものを当該申告書に添付させ、又は市町村長に提示し、若しくは提出させることができる。

［3　同上］

［新設］

4　法第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況において所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者である者（以下この項から第六項まで、次条、第二条の三の三及び第二条の三の六において「国外居住者」という。）に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項、第百九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次条第三項、第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

5　国外居住者に係る扶養控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項若しくは第二百三条の六第三項の規

条の三第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次条第四項、第二条の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

［一～三　略］

7 ［略］

8 前項の国外扶養親族証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。

［一　略］

二　その年において申告者から控除対象外国外扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの

［イ・ロ　略］

ハ　所得税法施行規則第四十七条の二第六項第三号に規定する電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該申告者の依頼に基づいて行う同条第六項第三号に規定する電子決済手段（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段」という。）の移転により当該申告者から当該控除対象外国外扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの（同条第六項第三号に規定するみなし電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「みなし電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）

9 第七項の国外配偶者証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。

［一・二　略］

10 ［略］

（確定申告書の付記事項等）

第二条の三　［略］

2　法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の規定により確定申告書に付記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　略］

七の二　道府県民税又は市町村民税の納税義務者（前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。次号及び第九号、次条、第二条の三の三、第二条の三の五並びに第二条の三の六において同じ。）に係る所得を有する者であつて、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。）（イにおいて「申告対象配偶者」という。）の次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

［七の三・八　略］

---

定により提出し、若しくは提示し、又は次条第四項、第二条の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

［一～三　同上］

6 ［同上］

7 前項の国外扶養親族証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。

［一　同上］

二　その年において申告者から控除対象外国外扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの

［イ・ロ　同上］

ハ　所得税法施行規則第四十七条の二第六項第三号に規定する電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該申告者の依頼に基づいて行う同条第六項第三号に規定する電子決済手段（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段」という。）の移転により当該申告者から当該控除対象外国外扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの（同条第六項第三号に規定するみなし電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「みなし電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）

8 第六項の国外配偶者証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。

［一・二　同上］

9 ［同上］

（確定申告書の付記事項等）

第二条の三　［同上］

2　法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の規定により確定申告書に付記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　同上］

七の二　道府県民税又は市町村民税の納税義務者（前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。次号、次条、第二条の三の三、第二条の三の五及び第二条の三の六において同じ。）に係る所得を有する者であつて、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。）（イにおいて「申告対象配偶者」という。）の次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

［七の三・八　同上］

九　特定親族（法第三十四条第一項第十二号及び第三百十四条の二第一項第十二号に規定する特定親族をいう。次条第三項第三号、第二条の三の三第一項第四号、第二条の三の五第三項第二号及び第二条の三の六第一項第四号において同じ。）（退職手当等に係る所得を有する者に限る。イにおいて同じ。）の次に掲げる事項

イ　氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号並びにその者の前年の合計所得金額（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日並びにその者の前年の合計所得金額）並びに申告者と別居している特定親族については、当該特定親族の住所並びに国外居住者である特定親族については、その旨

ロ　その他参考となるべき事項

十　［略］

3　国外居住者に係る前項第七号の二又は第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項、第百九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

4　国外居住者に係る第二項第七号の三又は第九号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項、第百九十五条の三第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十一項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　当該国外居住者に係る前条第六項第一号に定める書類

二　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合　当該国外居住者に係る前条第六項第二号に定める書類

三　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一

［新設］

九　［同上］

3　国外居住者に係る前項第七号の二又は第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項、第百九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

4　国外居住者に係る第二項第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　当該国外居住者に係る前条第五項第一号に定める書類

二　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合　当該国外居住者に係る前条第五項第二号に定める書類

三　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一

号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合　当該国外居住者に係る前条第六項第三号に定める書類

5　控除対象外国外扶養親族に係る第二項第七号の三又は第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（前条第八項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第七項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第十二項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十一項若しくは第十二項の規定により提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

6　控除対象外国外同一生計配偶者に係る第二項第十号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国外同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類（前条第九項に規定する国外配偶者証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第七項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第十二項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十一項若しくは第十二項の規定により提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

（給与所得者の扶養親族等申告書の提出方法）

第二条の三の二　［略］

［2　略］

3　次の各号に掲げる法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族等申告書に記載することとされている氏名は、当該各号に定める氏名に限るものとする。

［一・二　略］

三　特定親族の氏名　退職手当等に係る所得を有する者である特定親族の氏名

［4　略］

（給与所得者の扶養親族等申告書等の記載事項）

第二条の三の三　法第四十五条の三の二第一項第四号及び第三百十七条の三の二第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　特定親族（退職手当等に係る所得を有するものに限る。以下この号、第三項及び第四項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である特定親族である場合には、その旨

五　［略］

［2　略］

3　給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族等異動申告書（以下この条にお

---

号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合　当該国外居住者に係る前条第五項第三号に定める書類

5　控除対象外国外扶養親族に係る第二項第七号の三又は第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（前条第七項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第十二項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十一項若しくは第十二項の規定により提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

6　控除対象外国外同一生計配偶者に係る第二項第九号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国外同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類（前条第八項に規定する国外配偶者証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、又は市町村長に提示した当該控除対象外国外同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類については、この限りでない。

（給与所得者の扶養親族等申告書の提出方法）

第二条の三の二　［同上］

［2　同上］

3　次の各号に掲げる法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族等申告書に記載することとされている氏名は、当該各号に定める氏名に限るものとする。

［一・二　同上］

［新設］

［4　同上］

（給与所得者の扶養親族等申告書等の記載事項）

第二条の三の三　法第四十五条の三の二第一項第四号及び第三百十七条の三の二第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

［新設］

四　［同上］

［2　同上］

3　給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族等異動申告書（以下この条にお

いて「給与所得者の扶養親族等申告書等」という。）の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載されるべき申告対象配偶者、扶養親族、特定親族又は当該給与所得者の扶養親族等申告書等を提出する者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該給与所得者の扶養親族等申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族等申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている申告対象配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

［一～三　略］

4　給与支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する申告対象配偶者、扶養親族、特定親族又は提出する者の氏名、住所及び個人番号

［二・三　略］

［5～9　略］

10　国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項若しくは第百九十五条の二第二項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

11　国外居住者に係る第一項第三号又は第四号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を

いて「給与所得者の扶養親族等申告書等」という。）の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載されるべき申告対象配偶者、扶養親族又は当該給与所得者の扶養親族等申告書等を提出する者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該給与所得者の扶養親族等申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族等申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている申告対象配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

［一～三　同上］

4　給与支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する申告対象配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名、住所及び個人番号

［二・三　同上］

［5～9　同上］

10　国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項若しくは第百九十五条の二第二項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

11　国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に

同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項若しくは第百九十五条の三第二項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

［一～三　略］

12　控除対象外国外扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第七項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

［13　略］

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出方法）

第二条の三の五　［略］

［2　略］

3　次の各号に掲げる法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号の規定により公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載することとされている氏名は、当該各号に定める氏名に限るものとする。

一　扶養親族の氏名　年齢十六歳未満の者又は退職手当等に係る所得を有する者である扶養親族の氏名

二　特定親族の氏名　退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下である特定親族の氏名

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項）

第二条の三の六　法第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の三の三第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である特定親族である

---

提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項若しくは第百九十五条第五項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

［一～三　同上］

12　控除対象外国外扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

［13　同上］

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出方法）

第二条の三の五　［同上］

［2　同上］

3　法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の規定により公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、年齢十六歳未満の者又は退職手当等に係る所得を有する者である扶養親族の氏名に限るものとする。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項）

第二条の三の六　法第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の三の三第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

［新設］

場合には、その旨

五　［略］

2　公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を受ける公的年金等支払者が、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されるべき特定配偶者、扶養親族、特定親族又は当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する者（以下この項において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出の前に、当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出する当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている特定配偶者、扶養親族、特定親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3　公的年金等支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第二条の三の三第四項各号に掲げる事項（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については特定配偶者に該当するものの氏名に、同号の特定親族の氏名については合計所得金額が八十五万円以下であるものの氏名に限る。）を記載しなければならない。

［4～6　略］

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第三項中「第二条の三の三第四項各号に掲げる事項（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については特定配偶者に該当するものの氏名に、同号の特定親族の氏名については合計所得金額が八十五万円以下であるものの氏名に限る。）」とあるのは「第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき事項」と、第五項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第二条の三の三第七項中「第四項各号に掲げる」とあるのは、「第二条の三の六第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

［8　略］

9　国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出し

四　［同上］

2　公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を受ける公的年金等支払者が、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されるべき特定配偶者、扶養親族又は当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する者（以下この項において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出の前に、当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出する当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている特定配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3　公的年金等支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第二条の三の三第四項各号に掲げる事項（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については、特定配偶者に該当するものの氏名に限る。）を記載しなければならない。

［4～6　同上］

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第三項中「第二条の三の三第四項各号に掲げる事項（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については、特定配偶者に該当するものの氏名に限る。）」とあるのは「第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき事項」と、第五項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第二条の三の六第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と読み替えるものとする。

［8　同上］

9　国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出し

なければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

10　国外居住者に係る第一項第三号又は第四号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

［一～三　略］

11　控除対象外国外扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第七項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

12　前三項の規定による書類（所得税法施行規則第四十七条の二第六項、第八項及び第九項に規定する書類並びに第二条の二第八項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前三項の公的年金等受給者の扶養親族等申告書を受理した公的年金等支払者を経由して提出することを妨げない。

第三号様式別表（用紙日本産業規格Ｂ４）（第二条関係）

［様式　別紙一の二　挿入］

第五号の四様式（第二条関係）

［様式　別紙一の四　挿入］

第五号の五様式（第二条関係）

なければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

10　国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

［一～三　同上］

11　控除対象外国外扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

12　前三項の規定による書類（所得税法施行規則第四十七条の二第六項、第八項及び第九項に規定する書類並びに第二条の二第七項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前三項の公的年金等受給者の扶養親族等申告書を受理した公的年金等支払者を経由して提出することを妨げない。

第三号様式別表（用紙日本産業規格Ｂ４）（第二条関係）

［様式　別紙一　挿入］

第五号の四様式（第二条関係）

［様式　別紙一の三　挿入］

第五号の五様式（第二条関係）

［様式　別紙一の六　挿入］

第五号の七の二様式（第二条関係）

［様式　別紙一の七　挿入］

第五号の九様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条関係）

［様式　別紙一の九　挿入］

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙一の十一　挿入］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号若しくは第４号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第２項若しくは第62条の５第２項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第59条の３第１項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項の規定の適用を受ける法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第18条の３第１項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２～８　略］

９　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の21第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㊱」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数㊲」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

［10　略］

［様式　別紙一の五　挿入］

［新設］

第五号の九様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条関係）

［様式　別紙一の八　挿入］

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙一の十　挿入］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号若しくは第４号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第２項若しくは第62条の５第２項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項の規定の適用を受ける法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第18条の３第１項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２～８　同左］

９　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の20第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㊱」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数㊲」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

［10　同左］

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５の２記載要領
［１～４　略］
５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たつては、次によること。
［(1)～(6)　略］
(7)　第６号様式別表５の㉗から㉛まで、㉝及び㉞の各欄に記載のある法人にあつてはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉜の欄に記載のある法人にあつては同欄を加算した金額を記載すること。
［６・７　略］
第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第六号様式別表五の二の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５の２の２記載要領
［１～４　略］
５　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の21第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなつた場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなつた場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑪」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。
［６　略］
第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙二の十三　挿入］
第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５の２の３記載要領
１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の2

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５の２記載要領
［１～４　同左］
５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たつては、次によること。
［(1)～(6)　同左］
(7)　第６号様式別表５の㉗から㉜まで及び㉞の各欄に記載のある法人にあつてはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉝の欄に記載のある法人にあつては同欄を加算した金額を記載すること。
［６・７　同左］
第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第六号様式別表五の二の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５の２の２記載要領
［１～４　同左］
５　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の20第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなつた場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなつた場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑪」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。
［６　同左］
第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙二の十三　挿入］
第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５の２の３記載要領
１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の2

2、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第18項、第24項若しくは第26項又は政令第20条の２の27の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～10　略］

第六号様式別表五の二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２の４記載要領

［１　略］

２　「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の２の23各号に掲げる金額がある場合に、同条第１号から第５号までに掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第５号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

［３　略］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二の十五　挿入］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二の十七　挿入］

［第７号様式記載要領　略］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二の十九　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二の二十　挿入］

第７号の２様式記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　略］

(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第４項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

　また、政令第９条の７第４項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［(3)　略］

(4)　「控除未済外国税額等⑮」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令

2、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第18項若しくは第24項又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～10　同左］

第六号様式別表五の二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２の４記載要領

［１　同左］

２　「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の２の22各号に掲げる金額がある場合に、同条第１号から第４号までに掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第４号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

［３　同左］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二の十四　挿入］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二の十六　挿入］

［第７号様式記載要領　同左］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二の十八　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二の二十　挿入］

第７号の２様式記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　同左］

(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

　また、政令第９条の７第６項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［(3)　同左］

(4)　「控除未済外国税額等⑮」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令

第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(5)　「控除未済外国税額等⑮」の欄の記載に当たっては、次によること。

(ｲ)　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第18項又は令和２年旧政令第９条の７第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ﾛ)　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第25項又は令和２年旧政令第９条の７第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［(6)　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　略］

(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第４項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第４項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3)　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第５項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(5)　「控除未済外国税額等⑮」の欄の記載に当たっては、次によること。

(ｲ)　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第20項又は令和２年旧政令第９条の７第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ﾛ)　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第27項又は令和２年旧政令第９条の７第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［(6)　同左］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　同左］

(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第６項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3)　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第５項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［(4)　略］

(5)　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(6)　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たつては、次によること。

(ｲ)　当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第18項及び第48条の13第19項又は令和２年旧政令第９条の７第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第７号の２様式別表５（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ﾛ)　当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第25項及び第48条の13第26項又は令和２年旧政令第９条の７第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第７号の２様式別表６（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［(7)・(8)　略］

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表１記載要領

［１～３　略］

４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行わ

また、政令第48条の13第７項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［(4)　同左］

(5)　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(6)　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たつては、次によること。

(ｲ)　当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第20項及び第48条の13第21項又は令和２年旧政令第９条の７第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第７号の２様式別表５（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ﾛ)　当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第27項及び第48条の13第28項又は令和２年旧政令第９条の７第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第７号の２様式別表６（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［(7)・(8)　同左］

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表１記載要領

［１～３　同左］

４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行わ

れた場合において政令第９条の７第６項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第９項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第15項又は令和２年旧政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第６項又は令和２年旧政令第９条の７第９項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第15項又は令和２年旧政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第七号の十一様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十三条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表２記載要領

１　この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第４項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第７号の２様式の明細書に添付すること。

［２～４　略］

第七号の十一様式別表十二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十三条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第６項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　略］

第七号の十一様式別表十四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十三条・第十条の十一関係）

れた場合において政令第９条の７第８項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第９項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第８項又は令和２年旧政令第９条の７第９項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第七号の十一様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十三条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表２記載要領

１　この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第６項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第７号の２様式の明細書に添付すること。

［２～４　同左］

第七号の十一様式別表十二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十三条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第８項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　同左］

第七号の十一様式別表十四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十三条・第十条の十一関係）

［様式　略］
第７号の２様式別表４記載要領
１　この明細書は、政令第９条の７第15項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。
［２～６　略］
第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）
［様式　略］
第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）
［様式　略］
第７号の２様式別表５記載要領
１　この明細書は、政令第９条の７第18項及び第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。
［２　略］
３　（その１）の記載に当たっては、次によること。
(1)　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。
［(2)～(4)　略］
４　（その２）の記載に当たっては、次によること。
(1)　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の

［様式　同上］
第７号の２様式別表４記載要領
１　この明細書は、政令第９条の７第17項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。
［２～６　同左］
第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）
［様式　同上］
第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）
［様式　同上］
第７号の２様式別表５記載要領
１　この明細書は、政令第９条の７第20項及び第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。
［２　同左］
３　（その１）の記載に当たっては、次によること。
(1)　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。
［(2)～(4)　同左］
４　（その２）の記載に当たっては、次によること。
(1)　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の

13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［(2)～(4)　略］

第七号の一様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の一関係）

［様式　略］

第七号の一様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の一関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表６記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第25項及び第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［(2)・(3)　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［(2)・(3)　略］

13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［(2)～(4)　同左］

第七号の一様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の一関係）

［様式　同上］

第七号の一様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の一関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表６記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第27項及び第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［(2)・(3)　同左］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［(2)・(3)　同左］

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙１の二十三　挿入］

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙１の二十五　挿入］

［第７号の２様式別表７記載要領　略］

第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５）（第十条関係）

［様式　別紙１の二十七　挿入］

第十七号の二様式別表（用紙日本産業規格Ａ６）（第十条関係）

［様式　別紙１の二十九　挿入］

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙１の三十一　挿入］

［第20号の３の２様式記載要領　略］

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙１の三十三　挿入］

第20号の４様式記載要領

［１～３　略］

４　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第５項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第５項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［５　略］

６　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

７　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙１の二十四　挿入］

［第７号の２様式別表７記載要領　同左］

第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５）（第十条関係）

［様式　別紙１の二十六　挿入］

第十七号の二様式別表（用紙日本産業規格Ａ６）（第十条関係）

［様式　別紙１の二十八　挿入］

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙１の三十　挿入］

［第20号の３の２様式記載要領　同左］

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙１の三十一　挿入］

第20号の４様式記載要領

［１～３　同左］

４　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第７項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［５　同左］

６　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

７　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定

する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第19項又は令和２年旧政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表５の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第26項又は令和２年旧政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表６の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［８　略］

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表１記載要領

［１～３　略］

４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第７項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第16項又は令和２年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格

---

する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第21項又は令和２年旧政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表５の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第28項又は令和２年旧政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表６の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［８　同左］

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同左］

第20号の４様式別表１記載要領

［１～３　同左］

４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第９項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格

分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第７項又は令和２年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第16項又は令和２年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条・第十条の二関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表２記載要領

１　この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第５項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の４様式の明細書（都民税に係る場合にあつては、第７号の２様式（その２）の明細書）に添付すること。

［２～４　略］

第二十号の四様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第７項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　略］

第二十号の四様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第16項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　略］

第二十号の四様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表５記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付すること。

［２　略］

３　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該

分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第９項又は令和２年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表２記載要領

１　この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第７項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の４様式の明細書（都民税に係る場合にあつては、第７号の２様式（その２）の明細書）に添付すること。

［２～４　同左］

第二十号の四様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第９項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　同左］

第二十号の四様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　同左］

第二十号の四様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表５記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付すること。

［２　同左］

３　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該

| | |
|---|---|
| 法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。<br>［４～６　略］<br>第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）<br>［様式　略］<br>第20号の４様式別表６記載要領<br>１　この明細書は、政令第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付すること。<br>［２　略］<br>３　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。<br>［４・５　略］<br>第二十号の四様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）<br>［様式　別紙］の三十五　挿入］<br>［第20号の４様式別表７記載要領　略］ | 法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。<br>［４～６　同左］<br>第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）<br>［様式　同上］<br>第20号の４様式別表６記載要領<br>１　この明細書は、政令第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付すること。<br>［２　同左］<br>３　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。<br>［４・５　同左］<br>第二十号の四様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）<br>［様式　別紙］の三十四　挿入］<br>［第20号の４様式別表７記載要領　同左］ |

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和六年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 附　則<br>（事業税に関する経過措置）<br>第二条　［略］<br>2　地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「八年新法」という。）第七十二条の二第一項第一号ロ（八年新法附則第八条の三の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの若しくは同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもの又は前事業年度に地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第八条第二項の規定の適用を受けた法人（八年新法第七十二条の二第一項第一号ロ（八年新法附則第八条の三の三の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）のうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものであって地方税法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業を行うものに対する新規則第四条の六の二の規定の適用については、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条中「及び資本金等の額」とあるのは、「、資本金等の額及び所得」とする。<br>［3　略］ | 附　則<br>（事業税に関する経過措置）<br>第二条　［同上］<br>2　地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「八年新法」という。）第七十二条の二第一項第一号ロ（八年新法附則第八条の三の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものであって地方税法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業を行うものに対する新規則第四条の六の二の規定の適用については、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条中「及び資本金等の額」とあるのは、「、資本金等の額及び所得」とする。<br>［3　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和六年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表以外の部分中「移動し」の下に「、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り」を加え、本則の表改正前欄の地方税法施行規則第六号様式記載要領中「8～10　［同左］」を「8～13　［同左］」に改め、同様式記載要領11から13までを削り、同様式記載要領14中「所得金額総額㉘」を「所得金額総額㉘」に改め、同様式記載要領15を次のように改める。

15　［同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第六号様式記載要領17中「計㉜」を「計㉜」に、「金額㉝」を「金額㉝」に改め、同様式記載要領18中「収入金額㊴」を「収入金額㊴」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号様式（その2）記載要領中「8～10　［同左］」を「8～15　［同左］」に改め、同様式記載要領11から15までを削り、同様式記載要領17中「計㉜」を「計㉜」に、「軽減税率不適用法人の金額㉝」を「軽減税率不適用法人の金額㉝」に改め、同様式記載要領18中「収入金額㊴」を「収入金額㊴」に改め、同様式記載要領19中「収入金額㊼」を「収入金額㊼」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号様式（その3）記載要領中「8～10　［同左］」を「8～15　［同

左］」に改め、同様式記載要領11から15までを削り、同様式記載要領19中「計㉜」を「計㉜」に、「軽減税率不適用法人の金額㉝」を「軽減税率不適用法人の金額㉝」に改め、同様式記載要領20中「収入金額㊴」を「収入金額㊴」に改め、同様式記載要領21中「収入金額㊼」を「収入金額㊼」に改め、同様式記載要領22中「収入金額㊸」を「収入金額㊸」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号様式別表九記載要領５を次のように改める。

５　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあつては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは、「別表５㉓」と読み替えて計算した金額を記載すること。

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第六号様式別表九記載要領中「［６～８　同左］」を「６～８　［同左］」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号の三様式記載要領中「［１～10　同左］」を「［１～８　同左］」を９　「所得割額$\left(㊷\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)⑳$」から「収入割額$\left(㊺\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)㉓$」まで及び「特別法人事業税額$\left(㉔\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)㉕$」の各欄は、当該事業年度の開始

［10　同左］

の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。　に改め、同欄の地方税法施行規則第六号の三様式（その２）記載要領を次のように改める。

」

第６号の３様式（その２）記載要領

［１～８　同左］

９　「所得割額 $\left(\underline{\text{55}} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑨」から「収入割額 $\left(\underline{\text{62}} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑯」まで及び「特別法人事業税額 $\left(⑰ \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑱」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１

月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10～12　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第六号の三様式（その３）記載要領を次のように改める。

第６号の３様式（その３）記載要領

［１～８　同左］

９　「所得割額 $\left(\underline{\text{⑭}} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑨」から「収入割額 $\left(\underline{\text{⑭}} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑲」まで及び「特別法人事業税額 $\left(\text{⑳} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ㉑」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10～12　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第七号様式を次のように改める。

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十四の二　挿入］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十四の四　挿入］

第７号様式記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　同左］

［新設］

(5)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　同左］

［新設］

(5)　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）

又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

(6)　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑭」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

［５　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第七号の二様式を次のように改める。

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十五　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十七　挿入］

第７号の２様式記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(ｲ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

(ﾛ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

(ﾊ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［(2)・(3)　同左］

(4)　「控除未済外国税額等⑮」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則

第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(5)　「控除未済外国税額等⑮」の欄の記載に当たっては、次によること。

(ｲ)　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第18項又は令和２年旧政令第

９条の７第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ﾛ)　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第25項又は令和２年旧政令第９条の７第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［(6)　同左］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(ｲ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式

別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

(ﾛ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

(ﾊ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［(2)～(4)　同左］

(5)　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額につい

て記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(6)　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

(ｲ)　当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第18項及び第48条の13第19項又は令和２年旧政令第９条の７第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ﾛ)　当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第25項及び第48条の13第26項又は令和２年旧政令第９条の７第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［(7)・(8)　同左］

(4)　別表１「差引所得に対する法人税額」の欄の当該事業年度の課税標準である所得の金額に対する法人税の額の計算の基礎となる税率は、次によること。

イ　「第９条の７第８

項」を「第９条の７第６項」に改め、同表記載要領４(2)中「第９条の７第17項」を「第９条の７第15項」に改め、同表記載要領５(1)中「第９条の７第８項」を「第９条の７第６項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同表記載要領５(2)中「第９条の７第17項」を「第９条の７第15項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表五記載要領３(1)中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に改め、同表記載要領４(1)中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表六記載要領３(1)中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に改め、同表記載要領４(1)中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の三様式を次のように改める。

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二十二条の六・第二十二条の六の二・第三十三条関係）

［様式　別紙四十二の二　挿入］

［第７号の３様式記載要領　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第七号の三様式の次に次の様式を加える。

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙四十二の四　挿入］

第20号の３の２様式記載要領

［１～６　略］

［新設］

７　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

８　［同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第二十号の四様式を次のように改める。

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同第四十二　挿入］

第20号の４様式記載要領

［１・２　同左］

３　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

(2)　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

(3)　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［４・５　同左］

６　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

７　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行

われた場合において政令第48条の13第19項又は令和２年旧政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表５の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第26項又は令和２年旧政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表６の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［８　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第11十号の四様式別表１記載要領４(1)中「第48条の13第９項」を「第48条の13第７項」に改め、同表記載要領４(2)中「第48条の13第18項」を「第48条の13第16項」に改め、同表記載要領５(1)中「第48条の13第９項」を「第48条の13第７項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同表記載要領５(2)中「第48条の13第18項」を「第48条の13第16

項」に改め、同欄の地方税法施行規則第二十号の四様式別表五記載要領３及び同様式別表六記載要領３中「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式を次のように改める。

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二　挿入］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙四　挿入］

第６号様式記載要領

［１～７　略］

８　「法第72条の２第１項第１号ロ(1)又は(2)による加算後の額」の欄は、第６号様式別表４の４の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額⑤」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

９～14　［略］

15　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあっては第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㊾」の欄の

金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額⑦⓪」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

16　［略］

17　事業税の「令和６年改正法附則第８条第２項の控除額㊶」の欄は、第６号様式別表５の７の「控除額㉒」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

18　事業税の「㊼のうち見込納付額㊷」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19　特別法人事業税の「所得割に係る特別法人事業税額㊹」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉝」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

20　特別法人事業税の「収入割に係る特別法人事業税額㊺」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊴」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の

欄の金額を記載すること。

21　特別法人事業税の「㊶のうち見込納付額㊷」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

22　事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表４）の(34)）㊹」の欄は、法人税法第64条の８の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４）の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書（別表４付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

23　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊷」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

24　還付請求の「中間納付額㊸」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

25～30　［略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式（その２）を次のように改める。

第六号様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条

の11関係）

［様式　別紙六　挿入］

第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の11関係）

［様式　別紙八　挿入］

第６号様式（その２）記載要領

［１～７　略］

8　「法第72条の２第１項第１号ロ(1)又は(2)による加算後の額」の欄は、第６号様式別表４の４の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額⑤」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

9～16　［略］

17　事業税の「令和６年改正法附則第８条第２項の控除額㊾」の欄は、第６号様式別表５の７の「控除額㉒」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

18　事業税の「㊺のうち見込納付額㊹」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期

限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第１号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額㊻」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉝」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

20　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第２号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㊼」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊴」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

21　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第３号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㊽」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊼」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

22　特別法人事業税の「㊹のうち見込納付額㊺」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

23　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊽」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

24　還付請求の「中間納付額㊾」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

25～30　［略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式（その３）を次のように改める。

第六号様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙十　挿入］

第６号様式（その３）記載要領

［１～７　略］

８　「法第72条の２第１項第１号ロ(1)又は(2)による加算後の額」の欄は、第６号様式別表４の４の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額⑤」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

９～16　［略］

17　事業税の「令和６年改正法附則第８条第２項の控除額㊺」の欄は、第６号様式別表５の７の「控除額㉒」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

18　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊸」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

19　還付請求の「中間納付額㊹」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

20　事業税の「㊶のうち見込納付額㊻」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

21　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第１号に掲げる事業の基準法人所得割額㊽」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉝」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載す

ること。

22　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第２号に掲げる事業の基準法人収入割額㉚」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊴」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

23　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第３号に掲げる事業の基準法人収入割額㉜」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊼」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

24　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第４号に掲げる事業の基準法人収入割額㉞」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊸」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑫」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

25　特別法人事業税の「㉛のうち見込納付額㉜」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

26～31　［略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式別表五の二を次のように改める。

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十二　挿入］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２記載要領

［１～４　略］

５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊾」とあるのは「（第６号様式㊾－別表10⑨）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式

㊾」とあるのは「（第６号様式㊾－別表10㉑）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表10㉑）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第６号様式㊾」とあるのは「（第６号様式㊾－別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第６号様式㊾」とあるのは「（第６号様式㊾－別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

［(5)～(7)　略］

［６・７　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式別表五の七を次のように改める。

第六号様式別表五の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十一の十一　挿入］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式別表九を次のように改める。

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十四　挿入］

第６号様式別表９記載要領

［１～４　略］

［削る］

５～７　［略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式別表十一を次のように改める。

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十六　挿入］

［第６号様式別表11記載要領　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号の三様式を次のように改める。

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙十八　挿入］

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十　挿入］

第６号の３様式記載要領

［１～８　略］

９　「所得割額 $\left(\text{㊸}\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑳」から「収入割額 $\left(\text{㊻}\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ㉓」まで及び「特別法人事業税額 $\left(\text{㉔}\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ㉕」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10　略］

11　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊸」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

［12　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号の三様式（その２）を次のように改める。

第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条

の11関係）

［様式　別紙11十11　挿入］

第六号の三様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の11関係）

［様式　略］

第６号の３様式（その２）記載要領

［１～８　略］

９　「所得割額 $\left(\underline{⑯} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑨」から「収入割額 $\left(\underline{⑬} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑯」まで及び「特別法人事業税額 $\left(⑰ \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑱」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10～12　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号の三様式（その３）を次のように改める。

第六号の三様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十四　挿入］

第６号の３様式（その３）記載要領

［１～８　略］

９　「所得割額 $\left(\underline{⑮} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑨」から「収入割額 $\left(\underline{㉕} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑲」まで及び「特別法人事業税額 $\left(⑳ \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ㉑」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10～12　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号様式を次のように改める。

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十四の三　挿入］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［新設　令和二十四年四月一日以後］

第７号様式記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　略］

(5)　「防衛特別法人税の控除額⑤」の欄は、(ｲ)に掲げる金額と(ﾛ)に掲げる金額のうち少ない金額から「地方法人税の控除額④」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(ｲ)　法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額

(ﾛ)　地方法人税の申告書（別表１）の(7)の欄の金額及び防衛特別法人税の申告書（別表１）の(9)の欄の金額の合計額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額

(6)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　略］

(5)　「防衛特別法人税の控除額⑤」の欄は、(ｲ)に掲げる金額と(ﾛ)に掲げる金額のうち少ない金額から「地方法人税の控除額④」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(ｲ)　法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額

(ﾛ)　地方法人税の申告書（別表１）の(7)の欄の金額及び防衛特別法人税の申告書（別表１）の(9)の欄の金額の合計額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額

(6)　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑫」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

(7)　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑮」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

［５　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号の二様式を次のように改める。

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十八　挿入］

第７号の２様式記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(ｲ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

(ﾛ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同表の「地方

法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額以下の場合　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額

(ﾊ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額、同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［(2)・(3)　略］

(4)　「控除未済外国税額等⑮」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度の欄の上段は政令第９条の７第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(5)　「控除未済外国税額等⑮」の欄の記載に当たっては、次によること。

(ｲ)　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現

物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ﾛ)　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第25項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［(6)　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(ｲ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

(ﾛ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額以下の場合　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額

(ﾊ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額、同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［(2)～(4)　略］

(5)　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(6)　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

(ｲ)　当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第18項及び第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ﾛ)　当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第25項及び第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その２）の「当該法人の調

整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［(7)・(8)　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表一を次のように改める。

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙三十　挿入］

第７号の２様式別表１記載要領

［１～３　略］

４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条

の７第６項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第６項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第15項の

規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表五記載要領３(1)中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に改め、同表記載要領４(1)中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表六記載要領３(1)中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に改め、同表記載要領４(1)中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の三様式を次のように改める。

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二十二条の六・第二十二条の六の二・第三十三条関係）

［様式　別紙四十二の三　挿入］

［第７号の３様式記載要領　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号の三様式の次に次の様式を加える。

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙四十二の五　挿入］

第20号の３の２様式記載要領

［１～６　略］

７　「防衛特別法人税の控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額と(2)に掲げる金額のうち少ない金額から「地方法人税の控除額④」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(1)　法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額

(2)　地方法人税の申告書（別表１）の(7)の欄の金額及び防衛特別法人税の申告書（別表１）の(9)の欄の金額の合計額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額

８　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑫」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有

する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

9　［略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第二十号の四様式を次のように改める。

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙四十四　挿入］

第20号の４様式記載要領

［１・２　略］

３　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

(2)　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同表の「地方法人

税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額以下の場合　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額

(3)　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額、同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［４・５　略］

６　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度の欄の上段は政令第48条の13第18項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

７　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下こ

の記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第20号の４様式別表５の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第20号の４様式別表６の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［８　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第二十号の四様式別表一を次のように改める。

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略　四十六　再入］

第20号の４様式別表１記載要領

［１～３　略］

４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第７項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第16項の規定の適用が

あるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあつては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第７項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあつては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第16項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあつては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第二十号の四様式別表五記載要領３及び同様式別表六記載要領３中「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行規則第二条の改正規定、同令第二条の二第五項の改正規定（同項を同条第六項とする部分を除く。）、同条第七項第二号ハ及び同令第二条の三第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（「に掲げる」を「又は第九号に掲げる」に改める部分、「の控除」を「又は特定親族特別控除額の控除」に改める部分及び「若しくは」を「、第百九十五条の三第二項若しくは」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「第二項第九号」を「第二項第十号」に改める部分に限る。）、同令第二条の三の二第三項に一号を加える改正規定、同令第二条の三の三第一項、第三項及び第四項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分を除く。）、同条第十二項の改正規定（「申告書を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）」を「提出した者」に改める部分に限る。）、同令第二条の三の五第三項並びに第二条の三の六第一項から第三項まで及び第七項の改正規定並びに同条第十項の改正規定（「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分を除く。）並びに同令第三号様式別表、第五号の四様式及び第五号の五様式の改正規定、同令第五号の七の二

様式を加える改正規定並びに同令第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表の改正規定並びに次条第一項及び第三項から第六項までの規定　令和八年一月一日

二　第一条中地方税法施行規則第二条の二第二項の改正規定、同条第九項を同条第十項とする改正規定、同条第八項の改正規定、同項を同条第九項とする改正規定、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同令第二条の三第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（「に掲げる」を「又は第九号に掲げる」に改める部分、「の控除」を「又は特定親族特別控除額の控除」に改める部分及び「若しくは」を「、第百九十五条の三第二項若しくは」に改める部分を除く。）、同条第五項の改正規定、同条第六項の改正規定（「第二項第九号」を「第二項第十号」に改める部分を除く。）、同令第二条の三の三第十項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分に限る。）、同条第十二項の改正規定（「第二条の二第六項」を「第二条の二第七項」に改める部分に限る。）、同令第二条の三の六第九項の改正規定、同条第十項の改正規定（「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分に限る。）並びに同条第十一項及び第十二項の改正規定並びに次条第二項の規定　令和九年一月一日

三　第一条中地方税法施行規則第六号様式別表五の二の三の改正規定　情報処理の促進に関する法

律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行の日

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　前条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則第二条第四項及び第五項、第二条の二第五項並びに第二条の三第二項及び第四項の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号。以下この項において「令和七年改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（第三項及び第四項において「新法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書（地方税法第四十五条の三第一項及び第三百十七条の三第一項の規定により提出されたものとみなされるものを含む。）を提出する場合について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る令和七年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（第三項及び第四項において「旧法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書（地方税法第四十五条の三第一項及び第三百十七条の三第一項の規定により提出されたものとみなされるものを含む。）を提出した場合については、なお従前の例による。

２　この省令による改正後の地方税法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二条の二第二項及び第四項の規定は、令和九年一月一日以後に令和九年度以後の年度分の個人の道府県民

税及び市町村民税に係る地方税法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書（以下この項において「申告書」という。）を提出する場合について適用し、同日前に申告書を提出した場合及び同日以後に令和八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

3　新規則第二条の三の三の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき新法第四十五項の二第一項ただし書及び第三百十七条の二第一項ただし書に規定する給与について新法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項の規定による申告書を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき旧法第四十五項の二第一項ただし書及び第三百十七条の二第一項ただし書に規定する給与について旧法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項の規定による申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

4　新規則第二条の三の六の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について新法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について旧法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出し

た場合については、なお従前の例による。

5　新規則第三号様式別表、第五号の四様式、第五号の五様式、第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

6　新規則第五号の九様式は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき退職手当等（地方税法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等については、なお従前の例による。

**第三号様式別表**（用紙日本産業規格Ｂ４）（第二条関係）［別紙一］

令和　　年度　給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書　（納税義務者用）

| 所得 | | |

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③

課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④

税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥

所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨

特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割

市町村民税　　円　　道府県民税　　円

・所得割（総合課税分）

市町村民税　　%　　道府県民税　　%

・森林環境税　1,000円

◎所得控除

| | |
|---|---|
| 雑損控除 | （実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額 |
| 医療費控除 | 医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の５%のいずれか低い金額)（限度額200万円）<br>※地方税法附則第４条の４の規定の適用を選択する場合<br>特定一般用医薬品等購入費－１万２千円（限度額８万８千円） |

| 社会保険料控除等 | 支払金額 | 控除額 |
|---|---|---|
| 生命保険料控除 新契約 | 12,000円以下のとき | 全額 |
| | 12,000円超32,000円以下のとき | 支払金額の1/2+6,000円 |
| | 32,000円超56,000円以下のとき | 支払金額の1/4+14,000円 |
| | 56,000円超のとき | 28,000円 |
| 旧契約 | 15,000円以下のとき | 全額 |
| | 15,000円超40,000円以下のとき | 支払金額の1/2+7,500円 |
| | 40,000円超70,000円以下のとき | 支払金額の1/4+17,500円 |
| | 70,000円超のとき | 35,000円 |

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）

一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

| 地震保険料控除 | 支払金額 | 控除額 |
|---|---|---|
| 保険料 地震 | 50,000円以下のとき | 支払金額の1/2 |
| | 50,000円超のとき | 25,000円 |
| 旧長期契約 | 5,000円以下のとき | 全額 |
| | 5,000円超15,000円以下のとき | 支払金額の1/2+2,500円 |
| | 15,000円超のとき | 10,000円 |

地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円

| 納税者本人の所得金額 | | 900万円以下 | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 |
|---|---|---|---|---|
| 配偶者控除 | 一般 | ３３万円 | ２２万円 | １１万円 |
| | 老人 | ３８万円 | ２６万円 | １３万円 |

| 配偶者特別控除 所得金額 | | 控除額 |
|---|---|---|
| 48万円超95万円以下 | | ３３万円 |
| 95万円超100万円以下 | | ３３万円 |
| 100万円超105万円以下 | | ３１万円 |
| 105万円超110万円以下 | | ２６万円 |
| 110万円超115万円以下 | | ２１万円 |
| 115万円超120万円以下 | | １６万円 |
| 120万円超125万円以下 | | １１万円 |
| 125万円超130万円以下 | | ６万円 |
| 130万円超133万円以下 | | ３万円 |

| 控除 | | |
|---|---|---|
| 障害者控除（特別障害者）（同居特別障害者） | | ２６万円 |
| | | ３０万円 |
| | | ５３万円 |
| 寡婦控除 | | ２６万円 |
| ひとり親控除 | | ３０万円 |
| 勤労学生控除 | | ２６万円 |
| 扶養控除 | 一般 | ３３万円 |
| | 老人 | ３８万円 |
| | 特定 | ４５万円 |
| | 同居老親等 | ４５万円 |

| 基礎控除 | 納税者本人の所得金額 | | |
|---|---|---|---|
| | 2,400万円以下 | | ４３万円 |
| | 2,400万円超2,450万円以下 | | ２９万円 |
| | 2,450万円超2,500万円以下 | | １５万円 |

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

| 控除の種類 | 金額 | 控除の種類 | | 金額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 基礎控除 | ５万円 | 納税者本人の所得金額 | | 900万円以下 | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 |
| 障害者控除 | 普通 １万円 | 配偶者控除 | 一般 | ５万円 | ４万円 | ２万円 |
| | 特別 １０万円 | | 老人 | １０万円 | ６万円 | ３万円 |
| | 同居特別 ２２万円 | 特別控除 配偶者 | 48万円超50万円未満 | ５万円 | ４万円 | ２万円 |
| 寡婦控除 | １万円 | | 50万円以上55万円未満 | ３万円 | ２万円 | １万円 |
| ひとり親控除 | 父 １万円 | 扶養控除 | 一般 | ５万円 | 老人 | １０万円 |
| | 母 ５万円 | | 特定 | １８万円 | 同居老親等 | １３万円 |
| 勤労学生控除 | １万円 | | | | | |

◎税額控除（配当控除）

| 課税所得金額の種類 | 1,000万円以下の部分 | | 1,000万円超の部分 | |
|---|---|---|---|---|
| | 市町村民税 | 道府県民税 | 市町村民税 | 道府県民税 |
| 利益の配当等 | 1.6% | 1.2% | 0.8% | 0.6% |
| 外貨建等以外の証券投資信託 | 0.8% | 0.6% | 0.4% | 0.3% |
| 外貨建等証券投資信託 | 0.4% | 0.3% | 0.2% | 0.15% |

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和７年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の５に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和３年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

| 市町村民税 | 3/5 | 道府県民税 | 2/5 |
|---|---|---|---|

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

| 区分 | 市町村民税 | 道府県民税 |
|---|---|---|
| 配当割又は株式等譲渡所得割 | 3/5 | 2/5 |

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は

４%、市町村民税は６%に相当する金額

1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、１のうち、特例控除の対象となる寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は５分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

| 課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額 | 割合 |
|---|---|
| 0円以上195万円以下 | 84.895% |
| 195万円超330万円以下 | 79.79% |
| 330万円超695万円以下 | 69.58% |
| 695万円超900万円以下 | 66.517% |
| 900万円超1,800万円以下 | 56.307% |
| 1,800万円超4,000万円以下 | 49.16% |
| 4,000万円超 | 44.055% |
| 0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合） | 90% |
| 0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合） | 地方税法に定める割合 |

◎税の計算方法
総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額
（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。
◎税率
・均等割
市町村民税　　円　　道府県民税　　円
・所得割（総合課税分）
市町村民税　　%　　道府県民税　　%
・森林環境税　1,000円
◎所得控除
雑損控除：（実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除：医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の５%のいずれか低い金額)（限度額200万円）
※地方税法附則第４条の４の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費－１万２千円（限度額８万８千円）
社会保険料控除等 / 支払金額 / 控除額
生命保険料控除 新契約：12,000円以下のとき 全額
12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円
56,000円超のとき 28,000円
旧契約：15,000円以下のとき 全額
15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/4+17,500円
70,000円超のとき 35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）
地震保険料控除 保険料 地震：50,000円以下のとき 支払金額の1/2
50,000円超のとき 25,000円
旧長期契約：5,000円以下のとき 全額
5,000円超15,000円以下のとき 支払金額の1/2+2,500円
15,000円超のとき 10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円
納税者本人の所得金額 / 900万円以下 / 900万円超950万円以下 / 950万円超1,000万円以下
配偶者控除 一般：３３万円 ２２万円 １１万円
老人：３８万円 ２６万円 １３万円
配偶者特別控除 所得金額 / 控除額
48万円超95万円以下：３３万円 ２２万円 １１万円
95万円超100万円以下：３３万円 ２２万円 １１万円
100万円超105万円以下：３１万円 ２１万円 １１万円
105万円超110万円以下：２６万円 １８万円 ９万円
110万円超115万円以下：２１万円 １４万円 ７万円
115万円超120万円以下：１６万円 １１万円 ６万円
120万円超125万円以下：１１万円 ８万円 ４万円
125万円超130万円以下：６万円 ４万円 ２万円
130万円超133万円以下：３万円 ２万円 １万円
障害者控除（特別障害者）（同居特別障害者）：２６万円 ３０万円 ５３万円
寡婦控除：２６万円
ひとり親控除：３０万円
勤労学生控除：２６万円
扶養控除 一般：３３万円 老人：３８万円 特定：４５万円 同居老親等：４５万円
基礎控除 納税者本人の所得金額 2,400万円以下：４３万円 2,400万円超2,450万円以下：２９万円 2,450万円超2,500万円以下：１５万円
◎税額控除（調整控除）
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
控除の種類 / 金額 / 控除の種類 / 金額（納税者本人の所得金額 900万円以下 / 900万円超950万円以下 / 950万円超1,000万円以下）
基礎控除 ５万円
障害者控除 普通 １万円 / 配偶者控除 一般 ５万円 ４万円 ２万円
特別 １０万円 老人 １０万円 ６万円 ３万円
同居特別 ２２万円 / 特別控除 配偶者 48万円超50万円未満 ５万円 ４万円 ２万円
寡婦控除 １万円 50万円以上55万円未満 ３万円 ２万円 １万円
ひとり親控除 父 １万円
母 ５万円 / 扶養控除 一般 ５万円 老人 １０万円
勤労学生控除 １万円 特定 １８万円 同居老親等 １３万円
◎税額控除（配当控除）
課税所得金額の種類 / 1,000万円以下の部分 市町村民税 1.6% 道府県民税 1.2% / 1,000万円超の部分 市町村民税 0.8% 道府県民税 0.6%
利益の配当等
外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3%
外貨建等証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15%
◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）
前年分の所得税において平成21年から令和７年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の５に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和３年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）
市町村民税 3/5 道府県民税 2/5
◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）
区分 / 市町村民税 / 道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割 / 3/5 / 2/5
◎税額控除（寄附金税額控除）
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は
４%、市町村民税は６%に相当する金額
1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、１のうち、特例控除の対象となる寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は５分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額 / 割合
0円以上195万円以下 84.895%
195万円超330万円以下 79.79%
330万円超695万円以下 69.58%
695万円超900万円以下 66.517%
900万円超1,800万円以下 56.307%
1,800万円超4,000万円以下 49.16%
4,000万円超 44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合） 90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合） 地方税法に定める割合

備考　1　市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2　受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。

3　市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。

4　差引納付額欄は、特別徴収税額⑨から既納付額⑫を差し引いた額から控除不足額⑩又は既充当・既委託納付額⑪のいずれか大きい方の額を差し引くこと。

5　変更前税額⑬欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。

6　地方自治法第252条の19第１項の市にあっては、裏面中「２%」とあるのは「１%」と、「３%」とあるのは「４%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「1.2%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「市町村民税 3/5 道府県民税 2/5」とあるのは「市町村民税 4/5 道府県民税 1/5」と、「４%」とあるのは「２%」と、「６%」とあるのは「８%」と、「５分の２」とあるのは「５分の１」と、「５分の３」とあるのは「５分の４」とする。

**第三号様式別表**（用紙日本産業規格Ｂ４）（第二条関係）［別紙一の二］

令和　　年度　給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書　（納税義務者用）

| 所得 | | |

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割
市町村民税　　円　道府県民税　　円
・所得割（総合課税分）
市町村民税　　%　道府県民税　　%
・森林環境税　1,000円

◎所得控除

| | |
|---|---|
| 雑損控除 | （実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額 |
| 医療費控除 | 医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の５%のいずれか低い金額)（限度額200万円）<br>※地方税法附則第４条の５の規定の適用を選択する場合<br>特定一般用医薬品等購入費－１万２千円（限度額８万８千円） |

| 社会保険料控除等 | 支払金額 | 控除額 |
|---|---|---|
| 生命保険料控除 新契約 | 12,000円以下のとき | 全額 |
| | 12,000円超32,000円以下のとき | 支払金額の1/2+6,000円 |
| | 32,000円超56,000円以下のとき | 支払金額の1/4+14,000円 |
| | 56,000円超のとき | 28,000円 |
| 旧契約 | 15,000円以下のとき | 全額 |
| | 15,000円超40,000円以下のとき | 支払金額の1/2+7,500円 |
| | 40,000円超70,000円以下のとき | 支払金額の1/4+17,500円 |
| | 70,000円超のとき | 35,000円 |

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

| 地震保険料控除 | 支払金額 | 控除額 |
|---|---|---|
| 地震保険料 | 50,000円以下のとき | 支払金額の1/2 |
| | 50,000円超のとき | 25,000円 |
| 旧長期契約 | 5,000円以下のとき | 全額 |
| | 5,000円超15,000円以下のとき | 支払金額の1/2+2,500円 |
| | 15,000円超のとき | 10,000円 |

地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円

| 納税者本人の所得金額 | | 900万円以下 | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 |
|---|---|---|---|---|
| 配偶者控除 | 一般 | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| | 老人 | 38万円 | 26万円 | 13万円 |

| 配偶者特別控除 所得金額 | | 控除額 | | |
|---|---|---|---|---|
| 58万円超95万円以下 | | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| 95万円超100万円以下 | | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| 100万円超105万円以下 | | 31万円 | 21万円 | 11万円 |
| 105万円超110万円以下 | | 26万円 | 18万円 | 9万円 |
| 110万円超115万円以下 | | 21万円 | 14万円 | 7万円 |
| 115万円超120万円以下 | | 16万円 | 11万円 | 6万円 |
| 120万円超125万円以下 | | 11万円 | 8万円 | 4万円 |
| 125万円超130万円以下 | | 6万円 | 4万円 | 2万円 |
| 130万円超133万円以下 | | 3万円 | 2万円 | 1万円 |

| | |
|---|---|
| 障害者控除（特別障害者）（同居特別障害者） | 26万円<br>30万円<br>53万円 |
| 寡婦控除 | 26万円 |
| ひとり親控除 | 30万円 |
| 勤労学生控除 | 26万円 |

| 扶養控除 | | |
|---|---|---|
| | 一般 | 33万円 |
| | 老人 | 38万円 |
| | 特定 | 45万円 |
| | 同居老親等 | 45万円 |

| 特定親族特別控除 所得金額 | 控除額 |
|---|---|
| 58万円超95万円以下 | 45万円 |
| 95万円超100万円以下 | 41万円 |
| 100万円超105万円以下 | 31万円 |
| 105万円超110万円以下 | 21万円 |
| 110万円超115万円以下 | 11万円 |
| 115万円超120万円以下 | 6万円 |
| 120万円超123万円以下 | 3万円 |

| 基礎控除 | 納税者本人の所得金額 | | |
|---|---|---|---|
| | 2,400万円以下 | 43万円 | |
| | 2,400万円超2,450万円以下 | 29万円 | |
| | 2,450万円超2,500万円以下 | 15万円 | |

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

| 控除の種類 | 金額 | 控除の種類 | | 金額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 基礎控除 | 5万円 | 納税者本人の所得金額 | | 900万円以下 | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 |
| 障害者控除 | 普通 1万円 | 配偶者控除 | 一般 | 5万円 | 4万円 | 2万円 |
| | 特別 10万円 | | 老人 | 10万円 | 6万円 | 3万円 |
| | 同居特別 22万円 | 扶養控除 | 一般 | 5万円 | 老人 | 10万円 |
| 寡婦控除 | 1万円 | | 特定 | 18万円 | 同居老親等 | 13万円 |
| ひとり親控除 | 父 1万円 | | | | | |
| | 母 5万円 | | | | | |
| 勤労学生控除 | 1万円 | | | | | |

◎税額控除（配当控除）

| 課税所得金額の種類 | 1,000万円以下の部分 | | 1,000万円超の部分 | |
|---|---|---|---|---|
| | 市町村民税 | 道府県民税 | 市町村民税 | 道府県民税 |
| 利益の配当等 | 1.6% | 1.2% | 0.8% | 0.6% |
| 外貨建等以外の証券投資信託 | 0.8% | 0.6% | 0.4% | 0.3% |
| 外貨建等証券投資信託 | 0.4% | 0.3% | 0.2% | 0.15% |

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和７年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の５に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和３年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

| 市町村民税 | 3/5 | 道府県民税 | 2/5 |
|---|---|---|---|

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

| 区分 | 市町村民税 | 道府県民税 |
|---|---|---|
| 配当割又は株式等譲渡所得割 | 3/5 | 2/5 |

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は４%、市町村民税は６%に相当する金額
1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、１のうち、特例控除の対象となる寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は５分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

| 課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額 | 割合 |
|---|---|
| 0円以上195万円以下 | 84.895% |
| 195万円超330万円以下 | 79.79% |
| 330万円超695万円以下 | 69.58% |
| 695万円超900万円以下 | 66.517% |
| 900万円超1,800万円以下 | 56.307% |
| 1,800万円超4,000万円以下 | 49.16% |
| 4,000万円超 | 44.055% |
| 0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合） | 90% |
| 0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合） | 地方税法に定める割合 |

◎税額の計算方法
総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額
（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。
◎税率
・均等割　市町村民税　円　道府県民税　円
・所得割（総合課税分）　市町村民税　%　道府県民税　%
・森林環境税　1,000円
◎所得控除
雑損控除：（実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除：医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の５%のいずれか低い金額)（限度額200万円）
※地方税法附則第４条の５の規定の適用を選択する場合　特定一般用医薬品等購入費－１万２千円（限度額８万８千円）
◎税額控除（調整控除）
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の者　次の①と②のいずれか少ない額の５%（道府県民税２%、市町村民税３%）に相当する金額　①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額　②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者　①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５%（道府県民税２%、市町村民税３%）に相当する金額　①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額　②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
◎税額控除（配当控除）
◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）
◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）
◎税額控除（寄附金税額控除）

備考　1　市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2　受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3　市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4　差引納付額欄は、特別徴収税額⑨から既納付額⑫を差し引いた額から控除不足額⑩又は既充当・既委託納付額⑪のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5　変更前税額⑬欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。
6　地方自治法第252条の19第１項の市にあっては、裏面中「２%」とあるのは「１%」と、「３%」とあるのは「４%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「1.2%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「市町村民税 3/5 道府県民税 2/5」とあるのは「市町村民税 4/5 道府県民税 1/5」と、「４%」とあるのは「２%」と、「６%」とあるのは「８%」と、「５分の２」とあるのは「５分の１」と、「５分の３」とあるのは「５分の４」とする。

第五号の四様式（第二条関係）［別紙一の三］

表

# 令和　　年度分 市町村民税 道府県民税 申告書

| 整理番号 | |
|---|---|
| 業種又は職業 | |
| 電話番号 | |

市町村長殿

提出年月日　年　月　日

| | |
|---|---|
| 現住所 | |
| 1月1日現在の住所 | |
| フリガナ | |
| 氏名 | |
| 個人番号 | |
| 生年月日 | 明・大・昭 平・令　・　・ |
| 世帯主の氏名 | |
| 続柄 | |

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除

| 社会保険の種類 | 支払った保険料 |
|---|---|
| | 円 |
| | |
| | |
| 合計 | |

⑮ 生命保険料控除

| 新生命保険料の計 | 旧生命保険料の計 |
|---|---|
| 円 | 円 |
| 新個人年金保険料の計 | 旧個人年金保険料の計 |
| 円 | 円 |
| 介護医療保険料の計 | |
| 円 | |

⑯ 地震保険料控除

| 地震保険料の計 | 旧長期損害保険料の計 |
|---|---|
| 円 | 円 |

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

⑰ □寡婦控除（□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還）　⑱ □ひとり親控除　⑲ □勤労学生控除（学校名）

⑳ 障害者控除

| | フリガナ / 氏名 | 障害の程度 | 級度 | 個人番号 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

| フリガナ / 氏名 | 生年月日 | 配偶者の合計所得金額 | 個人番号 | |
|---|---|---|---|---|
| | 明・大・昭 平・令　・　・ | 円 | | □同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。） |

㉓ 扶養控除

| | フリガナ / 氏名 | 生年月日 | 同居・別居の区分 | 続柄 | 個人番号 | 控除額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | 明・大・昭 平・令　・　・ | □同居 □別居 | | | 万円 |
| 2 | | 明・大・昭 平・令　・　・ | □同居 □別居 | | | |
| 3 | | 明・大・昭 平・令　・　・ | □同居 □別居 | | | |
| 4 | | 明・大・昭 平・令　・　・ | □同居 □別居 | | | |

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

| | フリガナ / 氏名 | 生年月日 | 同居・別居の区分 | 続柄 | 個人番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | 平・令　・　・ | □同居 □別居 | | |
| 2 | | 平・令　・　・ | □同居 □別居 | | |
| 3 | | 平・令　・　・ | □同居 □別居 | | |

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

扶養控除額の合計

⑯ 雑損控除

| 損害の原因 | 損害年月日 | 損害を受けた資産の種類 |
|---|---|---|
| | ・　・ | |
| 損害金額 | 保険金などで補填される金額 | 差引損失額のうち災害関連支出の金額 |
| 円 | 円 | 円 |

⑰ 医療費控除

| 支払った医療費等 | 保険金などで補填される金額 |
|---|---|
| 円 | 円 |

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

## 1 収入金額等

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業 | 営業等 | ア | 円 |
| | 農業 | イ | |
| 不動産 | | ウ | |
| 利子 | | エ | |
| 配当 | | オ | |
| 給与 | | カ | |
| 雑 | 公的年金等 | キ | |
| | 業務 | ク | |
| | その他 | ケ | |
| 総合譲渡 | 短期 | コ | |
| | 長期 | サ | |
| 一時 | | シ | |

## 2 所得金額

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業 | 営業等 | ① | |
| | 農業 | ② | |
| 不動産 | | ③ | |
| 利子 | | ④ | |
| 配当 | | ⑤ | |
| 給与 | | ⑥ | |
| 雑 | 公的年金等 | ⑦ | |
| | 業務 | ⑧ | |
| | その他 | ⑨ | |
| | 合計（⑦＋⑧＋⑨） | ⑩ | |
| 総合譲渡・一時 | | ⑪ | |
| 合計 | | ⑫ | |

## 4 所得から差し引かれる金額

| | | |
|---|---|---|
| 社会保険料控除 | ⑬ | |
| 小規模企業共済等掛金控除 | ⑭ | |
| 生命保険料控除 | ⑮ | |
| 地震保険料控除 | ⑯ | |
| 寡婦、ひとり親控除 | ⑰～⑱ | |
| 勤労学生、障害者控除 | ⑲～⑳ | |
| 配偶者（特別）控除 | ㉑～㉒ | |
| 扶養控除 | ㉓ | |
| 基礎控除 | ㉔ | |
| ⑬から㉔までの計 | ㉕ | |
| 雑損控除 | ㉖ | |
| 医療費控除 | 区分 □ ㉗ | |
| 合計（㉕＋㉖＋㉗） | ㉘ | |

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

## 5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和　年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

（切り取らないでください。）

## 令和　年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

| | | |
|---|---|---|
| 住所 | | 受付日付印 |
| 氏名 | | |

裏

## 6 給与所得の内訳

（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

| 月 | 日給 | 勤務日数 | 月収 |
|---|---|---|---|
| 1 | 円 | | 円 |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |
| 賞与等 | | | 円 |
| 合計 | | | |
| 法人番号又は所在地 | | | |
| 勤務先名 | | | |
| 電話番号 | | | |

## 7 事業・不動産所得に関する事項

| 所得の種類 | 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等 | 収入金額 | 必要経費 | 青色申告特別控除額 |
|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

## 8 配当所得に関する事項

| 配当所得の種類 | 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等 | 支払確定年月 | 収入金額 | 必要経費 |
|---|---|---|---|---|
| | | ・ | 円 | 円 |
| | | ・ | | |
| | | ・ | | |
| | | ・ | | |
| | | | 国外株式等に係る外国所得税額 | |

## 9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

| 種目 | 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等 | 収入金額 | 必要経費 |
|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 |
| | | | |
| | | | |

## 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

| | | 収入金額 | 必要経費 | 差引金額（収入金額－必要経費） | 特別控除額 | 所得金額（差引金額－特別控除額） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合譲渡 | 短期 | 円 | 円 | 円 | 円 | イ 円 |
| | 長期 | | | | | ロ |
| 一時 | | | | | | ハ |
| | | | | | ニ 合計 イ+〔(ロ+ハ)×1/2〕 | |

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

## 11 事業専従者に関する事項

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | フリガナ | | 続柄 | | 生年月日 | 明・大・昭 ・ ・ 平・令 | 専従者給与（控除）額 | |
| | 氏名 | | | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | 従事月数 | | |
| 2 | フリガナ | | 続柄 | | 生年月日 | 明・大・昭 ・ ・ 平・令 | 専従者給与（控除）額 | |
| | 氏名 | | | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | 従事月数 | | |
| 3 | フリガナ | | 続柄 | | 生年月日 | 明・大・昭 ・ ・ 平・令 | 専従者給与（控除）額 | |
| | 氏名 | | | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | 従事月数 | | |
| 所得税における青色申告の承認の有無 | | | 承認あり ・ 承認なし | | | 合計額 | | |

## 13 事業税に関する事項

| | | |
|---|---|---|
| 非課税所得など | 所得金額 | 円 |
| 損益通算の特例適用前の不動産所得 | | 円 |
| 事業用資産の譲渡損失など | 資産の種類 | |
| | 損失額、被災損失額(白) | 円 |
| 前年中の開廃業 | 開始 ・ 廃止 | |
| | 月 日 | |
| □ 他都道府県の事務所等 | | |

## 12 別居の扶養親族等に関する事項

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | フリガナ | | 個人番号 | | 住所 | | 国外居住 | □配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払 |
| | 氏名 | | | | | | | |
| 2 | フリガナ | | 個人番号 | | 住所 | | 国外居住 | □配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払 |
| | 氏名 | | | | | | | |
| 3 | フリガナ | | 個人番号 | | 住所 | | 国外居住 | □配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払 |
| | 氏名 | | | | | | | |

## 14 寄附金に関する事項

| | | |
|---|---|---|
| 都道府県、市区町村分（特例控除対象） | | 円 |
| 住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外） | | |
| 条例指定分 | 都道府県 | |
| | 市区町村 | |

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

## 15 所得金額調整控除に関する事項

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ | | 続柄 | | 生年月日 | 明・大・昭 ・ ・ 平・令 | 特別障害者に該当する場合 | 級度 | 別居の場合の住所 |
| 氏名 | | | | | | | | |
| 個人番号 | | | | | | | | |

（切り取らないでください。）

第五号の四様式（第二条関係）［別紙一の四］

表

# 令和　　年度分 市町村民税 道府県民税 申告書

| 整理番号 | |
|---|---|
| 業種又は職業 | |
| 電話番号 | |

市町村長殿

提出年月日　年　月　日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 現住所 | | | |
| 1月1日現在の住所 | | | |
| フリガナ | | 個人番号 | |
| 氏名 | | | |
| 生年月日 | 明・大・昭 平・令　・・ | 世帯主の氏名 | 続柄 |

**分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。**

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

| | | | |
|---|---|---|---|
| ⑬ 社会保険料控除 | 社会保険の種類 | 支払った保険料 | 円 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 合計 | | |
| ⑮ 生命保険料控除 | 新生命保険料の計 | 旧生命保険料の計 | |
| | 円 | 円 | |
| | 新個人年金保険料の計 | 旧個人年金保険料の計 | |
| | 円 | 円 | |
| | 介護医療保険料の計 | | |
| | 円 | | |
| ⑯ 地震保険料控除 | 地震保険料の計 | 旧長期損害保険料の計 | |
| | 円 | 円 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除 | ⑰ □寡婦控除 （□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還） | ⑱ □ ひとり親控除 | ⑲ □ 勤労学生控除 （学校名） |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑳ 障害者控除 | 1 | フリガナ / 氏名 | | 障害の程度 | 級度 |
| | | 個人番号 | | | |
| | 2 | フリガナ / 氏名 | | 障害の程度 | 級度 |
| | | 個人番号 | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 | 配偶者 | フリガナ / 氏名 | | 生年月日 | 明・大・昭 平・令　・・ | | |
| | | | | 配偶者の合計所得金額 | 円 | | |
| | 個人番号 | | | | | □ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。） | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除 | 1 | フリガナ / 氏名 | | 生年月日 | 明・大・昭 平・令　・・ | 同居・別居の区分 | □ 同居 □ 別居 | 続柄 / 特親 |
| | | 個人番号 | | | | | 控除額 | 万円 |
| | 2 | フリガナ / 氏名 | | 生年月日 | 明・大・昭 平・令　・・ | 同居・別居の区分 | □ 同居 □ 別居 | 続柄 / 特親 |
| | | 個人番号 | | | | | 控除額 | |
| | 3 | フリガナ / 氏名 | | 生年月日 | 明・大・昭 平・令　・・ | 同居・別居の区分 | □ 同居 □ 別居 | 続柄 / 特親 |
| | | 個人番号 | | | | | 控除額 | |
| | 4 | フリガナ / 氏名 | | 生年月日 | 明・大・昭 平・令　・・ | 同居・別居の区分 | □ 同居 □ 別居 | 続柄 / 特親 |
| | | 個人番号 | | | | | 控除額 | |

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 16歳未満の扶養親族（控除対象外） | 1 | フリガナ / 氏名 | | 生年月日 | 平・令　・・ | 同居・別居の区分 | □ 同居 □ 別居 | 続柄 |
| | | 個人番号 | | | | | | |
| | 2 | フリガナ / 氏名 | | 生年月日 | 平・令　・・ | 同居・別居の区分 | □ 同居 □ 別居 | 続柄 |
| | | 個人番号 | | | | | | |
| | 3 | フリガナ / 氏名 | | 生年月日 | 平・令　・・ | 同居・別居の区分 | □ 同居 □ 別居 | 続柄 |
| | | 個人番号 | | | | | | |

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ㉗ 雑損控除 | 損害の原因 | 損害年月日 | 損害を受けた資産の種類 |
| | | ・　・ | |
| | 損害金額 | 保険金などで補填される金額 | 差引損失額のうち災害関連支出の金額 |
| | 円 | 円 | 円 |
| ㉘ 医療費控除 | 支払った医療費等 | 保険金などで補填される金額 | |
| | 円 | 円 | |

## 1 収入金額等

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業 | 営業等 | ア | 円 |
| 事業 | 農業 | イ | |
| | 不動産 | ウ | |
| | 利子 | エ | |
| | 配当 | オ | |
| | 給与 | カ | |
| 雑 | 公的年金等 | キ | |
| 雑 | 業務 | ク | |
| 雑 | その他 | ケ | |
| 総合譲渡 | 短期 | コ | |
| 総合譲渡 | 長期 | サ | |
| | 一時 | シ | |

## 2 所得金額

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業 | 営業等 | ① | |
| 事業 | 農業 | ② | |
| | 不動産 | ③ | |
| | 利子 | ④ | |
| | 配当 | ⑤ | |
| | 給与 | ⑥ | |
| 雑 | 公的年金等 | ⑦ | |
| 雑 | 業務 | ⑧ | |
| 雑 | その他 | ⑨ | |
| | 合計（⑦＋⑧＋⑨） | ⑩ | |
| | 総合譲渡・一時 | ⑪ | |
| | 合計 | ⑫ | |

## 4 所得から差し引かれる金額

| | | |
|---|---|---|
| 社会保険料控除 | ⑬ | |
| 小規模企業共済等掛金控除 | ⑭ | |
| 生命保険料控除 | ⑮ | |
| 地震保険料控除 | ⑯ | |
| 寡婦、ひとり親控除 | ⑰～⑱ | |
| 勤労学生、障害者控除 | ⑲～⑳ | |
| 配偶者（特別）控除 | ㉑～㉒ | |
| 扶養控除 | ㉓ | |
| 特定親族特別控除 | ㉔ | |
| 基礎控除 | ㉕ | |
| ⑬から㉕までの計 | ㉖ | |
| 雑損控除 | ㉗ | |
| 医療費控除 区分□ | ㉘ | |
| 合計（㉖＋㉗＋㉘） | ㉙ | |

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

## 5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和　年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

（切り取らないでください。）

## 令和　年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

| | | |
|---|---|---|
| 住所 | | 受付日付印 |
| 氏名 | | |

裏

## 6 給与所得の内訳

（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

| 月 | 日給 | 勤務日数 | 月収 |
|---|---|---|---|
| | 円 | | 円 |
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |
| 賞与等 | | 円 | |
| 合計 | | | |
| 法人番号又は所在地 | | | |
| 勤務先名 | | | |
| 電話番号 | | | |

## 7 事業・不動産所得に関する事項

| 所得の種類 | 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等 | 収入金額 | 必要経費 | 青色申告特別控除額 |
|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

## 8 配当所得に関する事項

| 配当所得の種類 | 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等 | 支払確定年月 | 収入金額 | 必要経費 |
|---|---|---|---|---|
| | | ・ | 円 | 円 |
| | | ・ | | |
| | | ・ | | |
| | | ・ | | |
| | | | 国外株式等に係る外国所得税額 | |

## 9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

| 種目 | 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等 | 収入金額 | 必要経費 |
|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 |
| | | | |
| | | | |

## 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

| | | 収入金額 | 必要経費 | 差引金額（収入金額－必要経費） | 特別控除額 | 所得金額（差引金額－特別控除額） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合譲渡 | 短期 | 円 | 円 | 円 | 円 | イ 円 |
| | 長期 | | | | | ロ |
| 一時 | | | | | | ハ |
| | | | | | ニ 合計 イ+{(ロ+ハ)×1/2} | |

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

## 11 事業専従者に関する事項

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | フリガナ | | 続柄 | | 生年月日 | 明・大・昭 ・ ・ 平・令 | 専従者給与（控除）額 | |
| | 氏名 | | | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | 従事月数 | | |
| 2 | フリガナ | | 続柄 | | 生年月日 | 明・大・昭 ・ ・ 平・令 | 専従者給与（控除）額 | |
| | 氏名 | | | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | 従事月数 | | |
| 3 | フリガナ | | 続柄 | | 生年月日 | 明・大・昭 ・ ・ 平・令 | 専従者給与（控除）額 | |
| | 氏名 | | | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | 従事月数 | | |
| 所得税における青色申告の承認の有無 | | | 承認あり ・ 承認なし | | | 合計額 | | |

## 13 事業税に関する事項

| | | |
|---|---|---|
| 非課税所得など | 所得金額 | 円 |
| 損益通算の特例適用前の不動産所得 | | 円 |
| 事業用資産の譲渡損失など | 資産の種類 | |
| | 損失額、被災損失額(白) | 円 |
| 前年中の開廃業 | 開始 ・ 廃止 | |
| | 月 日 | |
| □ 他都道府県の事務所等 | | |

## 12 別居の扶養親族等に関する事項

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | フリガナ | | 個人番号 | | 住所 | | 国外居住 | □配偶者<br>□30歳未満又は70歳以上<br>□留学 □障害者<br>□38万円以上の支払 |
| | 氏名 | | | | | | | |
| 2 | フリガナ | | 個人番号 | | 住所 | | 国外居住 | □配偶者<br>□30歳未満又は70歳以上<br>□留学 □障害者<br>□38万円以上の支払 |
| | 氏名 | | | | | | | |
| 3 | フリガナ | | 個人番号 | | 住所 | | 国外居住 | □配偶者<br>□30歳未満又は70歳以上<br>□留学 □障害者<br>□38万円以上の支払 |
| | 氏名 | | | | | | | |

## 14 寄附金に関する事項

| | | |
|---|---|---|
| 都道府県、市区町村分（特例控除対象） | | 円 |
| 住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外） | | |
| 条例指定分 | 都道府県 | |
| | 市区町村 | |

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

## 15 所得金額調整控除に関する事項

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ | | 続柄 | | 生年月日 | 明・大・昭 ・ ・ 平・令 | 特別障害者に該当する場合 | 級度 | 別居の場合の住所 |
| 氏名 | | | | | | | | |
| 個人番号 | | | | | | | | |

（切り取らないでください。）

**第五号の五様式**（第二条関係）［別紙一の五］

令和　　年度分　市町村民税<br>道府県民税　給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告書

| | | |
|---|---|---|
| 市町村長　殿 | 住所 | |
| | フリガナ | |
| | 氏名 | |
| | 個人番号 | |
| 令和　年　月<br>日<br>提出 | 給与支払者又は公的年金等支払者の住所（居所）又は所在地 | |
| | 同上の氏名又は名称 | |

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◎給与所得の収入金　＿＿＿＿＿＿円

◎公的年金等の収入金額　＿＿＿＿＿＿円

**雑損控除**　あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（前年中の市町村民税及び道府県民税の課税の対象となる各種所得の金額の合計額が前年の所得につき適用された所得税の基礎控除額以下の者に限ります。）が前年中に災害や盗難・横領で損害を受けたときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

| 損害の原因 | 損害を受けた年月日 | 損害を受けた資産の種類 | 損害の金額① | 保険金などで補てんされる金額② | 差引負担額①－② |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年月日 | | 円 | 円 | 円 |
| | 年月日 | | | | |
| | 年月日 | | | | |
| | 年月日 | | | | |
| | | | | 計 | |

**医療費控除**　あなたが前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費等を支払ったときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

| 医療を受けた人の氏名 | あなたとの続柄 | 支払った医療費等③ | 保険金などで補てんされる金額④ | 差引負担額③－④ |
|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | 計 | |

----------切---取---線----------

令和　　年度分市町村民税・道府県民税の給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告受付書

| | | |
|---|---|---|
| 住所 | | 受付日付印 |
| 氏名 | 殿 | |

**第五号の五様式**（第二条関係）［別紙一の六］

令和　　年度分　市町村民税<br>道府県民税　給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告書

| | | |
|---|---|---|
| 市町村長　殿 | 住所 | |
| | フリガナ | |
| | 氏名 | |
| | 個人番号 | |
| 令和　年　月<br>日<br>提出 | 給与支払者又は公的年金等支払者の住所（居所）又は所在地 | |
| | 同上の氏名又は名称 | |

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◎給与所得の収入金額　　円

◎公的年金等の収入金額　　円

**雑損控除**　あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（前年中の市町村民税及び道府県民税の課税の対象となる各種所得の金額の合計額が58万円以下の者に限ります。）が前年中に災害や盗難・横領で損害を受けたときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

| 損害の原因 | 損害を受けた年月日 | 損害を受けた資産の種類 | 損害の金額① | 保険金などで補てんされる金額② | 差引損失額①－② |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年月日 | | 円 | 円 | 円 |
| | 年月日 | | | | |
| | 年月日 | | | | |
| | 年月日 | | | | |
| | | | | 計 | |

**医療費控除**　あなたが前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費等を支払ったときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

| 医療を受けた人の氏名 | あなたとの続柄 | 支払った医療費等③ | 保険金などで補てんされる金額④ | 差引負担額③－④ |
|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | 計 | |

----------切---取---線----------

令和　　年度分市町村民税・道府県民税の給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告受付書

| | | |
|---|---|---|
| 住所 | | 受付日付印 |
| 氏名 | 殿 | |

第五号の七の二様式（第二条関係）［別紙一の七］

令和　　年度分　市町村民税<br>道府県民税　配偶者特別控除・特定親族特別控除申請書

| | | |
|---|---|---|
| 市町村長　殿<br><br>令和　　年　　月　　日提出 | 住　　所 | |
| | フ　リ　ガ　ナ | |
| | 氏　　名 | |
| | 個　人　番　号 | |
| | 給与支払者又は公的年金等支払者の住所（居所）又は所在地 | |
| | 同上の氏名又は名称 | |

前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった方で特別控除対象配偶者又は特定親族(以下「特別控除対象親族等」という。)と生計を一にする他の納税義務者がある場合に、令和　　年度の市町村民税の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載された特別控除対象親族等についての配偶者特別控除又は特定親族特別控除と異なる配偶者特別控除又は特定親族特別控除を受けようとする方は、この申請書を提出してください。

○　「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。
○　「給与支払者又は公的年金等支払者の所在地（住所）」及び「同上の名称（氏名）」欄には、あなたの前年中の給与所得又は公的年金等に係る所得について記載された給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出した給与支払者又は公的年金等支払者について書いてください。
○　下の欄の「氏名」欄には、生計を一にする特別控除対象親族等の全ての者について書いてください。
○　特定親族のうち、他の納税義務者の生計を一にする親族等となるものについては、「他の納税義務者の住所・氏名」欄にその者の住所・氏名を書いてください。
○　下の欄の「個人番号」欄には、特別控除対象親族等の個人番号を記載してください。

| 区分 | 氏　　名 | 個　人　番　号 | 続柄 | 生年月日 | 他の納税義務者の住所・氏名 | 特別控除対象親族等の合計所得金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 特別控除対象配偶者 | | | | | | 円 |
| 特定親族 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

----------切---取---線----------

令和　　年度分市町村民税・道府県民税の配偶者特別控除・特定親族特別控除申請受付書

| | | |
|---|---|---|
| 住　　所 | | 受付日付印 |
| 氏　　名 | | |

表

第五号の九様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条関係）［別紙一の八］

年　月　日
市町村長 殿

# 年分 退職所得申告書

| 退職手当の支払者の | | |
|---|---|---|
| | 所在地（住所） | 〒 |
| | 名称（氏名） | |
| | 法人番号（個人番号） | ※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 |

| あなたの | | |
|---|---|---|
| | 現住所 | 〒 |
| | 氏名 | |
| | 個人番号 | |
| | その年１月１日現在の住所 | |

## A

このA欄には、全ての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 | 年　月　日 | | | |
| ② 退職の区分等 | ＜一般・障害の区分＞ 一般・障害［　］ ＜生活扶助の有無＞ 有・無 | ③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間 | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| | | うち 特定役員等勤続期間 | 有・無 | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| | | うち 一般勤続期間との重複勤続期間 | 有・無 | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| | | うち 短期勤続期間との重複勤続期間 | 有・無 | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| | | うち 短期勤続期間 | 有・無 | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |

## B

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間 | | 自　年　月　日 至　年　月　日 | | 年 |
| うち 特定役員等勤続期間 | 有・無 | 自　年　月　日 至　年　月　日 | | 年 |
| うち 短期勤続期間 | 有・無 | 自　年　月　日 至　年　月　日 | | 年 |
| ⑤ ③と④の通算勤続期間 | | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| うち 特定役員等勤続期間 | 有・無 | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| うち 一般勤続期間との重複勤続期間 | 有・無 | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| うち 短期勤続期間との重複勤続期間 | 有・無 | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| うち 全重複勤続期間 | 有・無 | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| うち 短期勤続期間 | 有・無 | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| うち 一般勤続期間との重複勤続期間 | 有・無 | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |

## C

あなたが前年以前４年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑥ 前年以前４年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内）の退職手当等についての勤続期間 | | 自　年　月　日 至　年　月　日 | | |
| ⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 | | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| ㋑ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間 | 有・無 | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| ㋺ うち 短期勤続期間との重複勤続期間 | 有・無 | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |

## D

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 | | 自　年　月　日 至　年　月　日 | | 年 |
| うち 特定役員等勤続期間 | 有・無 | 自　年　月　日 至　年　月　日 | | 年 |
| うち 短期勤続期間 | 有・無 | 自　年　月　日 至　年　月　日 | | 年 |
| ⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 | | 自　年　月　日 至　年　月　日 | | 年 |
| うち 特定役員等勤続期間 | 有・無 | 自　年　月　日 至　年　月　日 | | 年 |
| うち 短期勤続期間 | 有・無 | 自　年　月　日 至　年　月　日 | | 年 |
| ⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間 | | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| ㋩ うち 特定役員等勤続期間 | 有・無 | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| ㋥ うち 短期勤続期間 | 有・無 | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| ⑪ ⑦と⑩の通算期間 | | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| ㋭ うち ㋑と㋩の通算期間 | | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |
| ㋬ うち ㋺と㋥の通算期間 | | | | 自　年　月　日 至　年　月　日　年 |

## E

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

| 区分 | | 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 | 収入金額（円） | 源泉徴収税額（円） | 特別徴収税額 市町村民税（円） | 特別徴収税額 道府県民税（円） | 支払をした年月日 | 退職の区分 | 支払者の所在地（住所）・名称（氏名） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| B | 一般 | ・　・ | | | | | ・　・ | 一般 障害 | |
| B | 特定役員 | ・　・ | | | | | ・　・ | 一般 障害 | |
| B | 短期 | ・　・ | | | | | ・　・ | 一般 障害 | |
| C | | ・　・ | | | | | ・　・ | 一般 障害 | |

# 注　意　事　項

1　この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

2　Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。

3　支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

# 申 告 書 の 書 き 方

1　「①」欄には、退職年月日（会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日）を記載します。

2　「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、(　)内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年１月１日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。

3　「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数（１年未満の端数は切上げ）を記載します。

この場合、勤続期間は、原則としてその支払者の下で引き続き勤務した期間（その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。）によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間によります。

⑴　その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間

⑵　一時他に勤務していたなどのため、その支払者の下での勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間（一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。）

⑶　他に勤務していた期間（その支払者の下で勤務しなかった期間に限ります。）で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間

また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等 (※1) に係る勤続期間（以下「特定役員等勤続期間」といいます。）の有無及び短期退職手当等 (※2) に係る勤続期間（以下「短期勤続期間」といいます。）の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。

更に、特定役員等勤続期間の内書として、特定役員等勤続期間と一般退職手当等 (※3) に係る勤続期間（以下「一般勤続期間」といいます。）の重複の有無及び特定役員等勤続期間と短期勤続期間の重複の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。

※１　特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が５年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

上記の役員等とは次に掲げる人をいいます。

イ　法人税法第２条第15号に規定する役員

ロ　国会議員及び地方公共団体の議会の議員

ハ　国家公務員及び地方公務員

２　短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が５年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

３　一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。

4　「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記３の方法で計算して記載します。また、内書は、上記３「③」欄の内書に倣い記載します。

5　「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。

また、内書の「うち　特定役員等勤続期間」並びにその内書の「うち　一般勤続期間との重複勤続期間」、「うち　短期勤続期間との重複勤続期間」及び「うち　短期勤続期間」の各欄は、上記３「③」欄の内書に倣い記載しますが、これらの重複勤続期間には全重複勤続期間（特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。以下同じです。）を含みません。

更に、「うち　全重複勤続期間」欄は全重複勤続期間について、「うち　短期勤続期間」の内書の「うち　一般勤続期間との重複勤続期間」欄は短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間（全重複勤続期間を除きます。）について、その該当の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。

6　「⑥」欄には、前年以前４年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内）に支払を受けた退職手当等（以下「４年内の退職手当等」といいます。）がある場合に、その４年内の退職手当等についての勤続期間を記載します。

ただし、４年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その４年内の退職手当等の収入金額に応じ、その４年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数（小数点以下の端数切捨て）に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

| ４年内の退職手当等の収入金額 | 算　　式 |
|---|---|
| 800万円以下の場合 | その収入金額÷40万円 |
| 800万円を超える場合 | （その収入金額－800万円）÷70万円＋20 |

7　「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「㋑」欄及び「㋺」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間又は短期勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。

8　「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間（上記３の⑴又は⑶の期間（⑶の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限ります。））とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。

9　「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また、「㋩」欄及び「㋥」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。

10　「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また「㋭」欄及び「㋬」欄には、「㋑」欄と「㋩」欄及び「㋺」欄と「㋥」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。

表

年　月　日
市町村長 殿

# 年分 退職所得申告書

第五号の九様式（用紙日本産業規格A4）（第二条関係）［別紙一の九］

| 退職手当の支払者の | | | あなたの | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 所在地（住所） | 〒 | | 現住所 | 〒 |
| | 名称（氏名） | | | 氏名 | |
| | 法人番号（個人番号） | ※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 | | 個人番号 | |
| | | | | その年1月1日現在の住所 | |

## A

このA欄には、全ての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 | 年　月　日 | | ③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 年 |
| ② 退職の区分等 | ＜一般・障害の区分＞<br>一般 ・ 障害 〔　　〕<br>＜生活扶助の有無＞<br>有 ・ 無 | | うち 特定役員等勤続期間 | 有 / 無 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 |
| | | | うち 一般勤続期間との重複勤続期間 | 有 / 無 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 |
| | | | うち 短期勤続期間との重複勤続期間 | 有 / 無 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 |
| | | | うち 短期勤続期間 | 有 / 無 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 |

## B

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 年 | ⑤ ③と④の通算勤続期間 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 年 |
| うち 特定役員等勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 | うち 特定役員等勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 |
| うち 短期勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 | うち 一般勤続期間との重複勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 |
| | | | うち 短期勤続期間との重複勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 |
| | | | うち 全重複勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 |
| | | | うち 短期勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 |
| | | | うち 一般勤続期間との重複勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 |

## C

あなたが前年以前に次の退職手当等の支払を受けた場合には、その退職手当等について、このC欄に記載してください。

⑴ 前年以前4年内に退職手当等の支払を受けた場合（⑵及び⑶の場合を除きます。） 前年以前4年内に支払を受けた退職手当等

⑵ 令和8年1月1日以後、かつ、前年以前9年内に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受けた場合（⑶の場合を除きます。）
・令和8年1月1日以後、かつ、前年以前9年内に支払を受けた退職手当等
・令和8年1月1日前、かつ、前年以前4年内に支払を受けた退職手当等

⑶ 本年中に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受ける場合 前年以前19年内に支払を受けた退職手当等

| | | |
|---|---|---|
| ⑥ 左記の前年以前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 年 |
| ⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 年 |
| (イ) うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 |
| (ロ) うち 短期勤続期間との重複勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 |

## D

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 年 | ⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 年 |
| うち 特定役員等勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 | (ハ) うち 特定役員等勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 |
| うち 短期勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 | (ニ) うち 短期勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 |
| ⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 年 | ⑪ ⑦と⑩の通算期間 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 年 |
| うち 特定役員等勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 | (ホ) うち (イ)と(ハ)の通算期間 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 年 |
| うち 短期勤続期間 | 有 / 無 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 | (ヘ) うち (ロ)と(ニ)の通算期間 | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 年 |

## E

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

| 区分 | | 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 | 収入金額（円） | 源泉徴収税額（円） | 特別徴収税額 市町村民税（円） | 特別徴収税額 道府県民税（円） | 支払を受けた年月日 | 退職の区分 | 老齢給付金 | 支払者の所在地（住所）・名称（氏名） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| B | 一般 | ・ ・ | | | | | ・ ・ | 一般 / 障害 | | |
| B | 特定役員 | ・ ・ | | | | | ・ ・ | 一般 / 障害 | | |
| B | 短期 | ・ ・ | | | | | ・ ・ | 一般 / 障害 | | |
| C | | ・ ・ | | | | | ・ ・ | 一般 / 障害 | | |

## 注　意　事　項

1　この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

2　Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。

3　支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

## 申 告 書 の 書 き 方

1　「①」欄には、退職年月日（会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日）を記載します。

2　「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、(　)内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年１月１日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。

3　「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数(１年未満の端数は切上げ）を記載します。

この場合、勤続期間は、原則としてその支払者の下で引き続き勤務した期間（その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。）によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間によります。

⑴　その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間

⑵　一時他に勤務していたなどのため、その支払者の下での勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間（一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。）

⑶　他に勤務していた期間（その支払者の下で勤務しなかった期間に限ります。）で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間

また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等 (※1) に係る勤続期間（以下「特定役員等勤続期間」といいます。）の有無及び短期退職手当等 (※2) に係る勤続期間（以下「短期勤続期間」といいます。）の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。

更に、特定役員等勤続期間の内書として、特定役員等勤続期間と一般退職手当等 (※3) に係る勤続期間（以下「一般勤続期間」といいます。）の重複の有無及び特定役員等勤続期間と短期勤続期間の重複の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。

※1　特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が５年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

上記の役員等とは「法人税法第２条第15号に規定する役員」、「国会議員及び地方公共団体の議会の議員」及び「国家公務員及び地方公務員」をいいます。

2　短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が５年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

3　一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。

4　「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記３の方法で計算して記載します。また、内書は、上記３「③」欄の内書に倣い記載します。

5　「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。

また、内書の「うち　特定役員等勤続期間」並びにその内書の「うち　一般勤続期間との重複勤続期間」、「うち　短期勤続期間との重複勤続期間」及び「うち　短期勤続期間」の各欄は、上記３「③」欄の内書に倣い記載しますが、これらの重複勤続期間には全重複勤続期間（特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。以下同じです。）を含みません。

更に、「うち　全重複勤続期間」欄は全重複勤続期間について、「うち　短期勤続期間」の内書の「うち　一般勤続期間との重複勤続期間」欄は短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間（全重複勤続期間を除きます。）について、その該当の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。

6　「⑥」欄には、次の場合にそれぞれ次の退職手当等（以下「前年以前の退職手当等」といいます。）についての勤続期間を記載します。

⑴　前年以前４年内に退職手当等の支払を受けた場合（⑵⑶の場合を除きます。）　前年以前４年内に支払を受けた退職手当等

⑵　前年以前９年内に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金（令和８年１月１日以後に支払を受けたものに限ります。）の支払を受けた場合（⑶の場合を除きます。）

イ　令和８年１月１日以後に支払を受けた退職手当等であって前年以前９年内に支払を受けたもの

ロ　令和８年１月１日前に支払を受けた退職手当等であって前年以前４年内に支払を受けたもの

⑶　前年以前 19 年内に退職手当等の支払を受け、本年中に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合　前年以前19年内に支払を受けた退職手当等

ただし、前年以前の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その前年以前の退職手当等の収入金額に応じ、その前年以前の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数（小数点以下の端数切捨て）に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

| 前年以前の退職手当等の収入金額 | 算　　式 |
|---|---|
| 800 万円以下の場合 | その収入金額÷40 万円 |
| 800 万円を超える場合 | （その収入金額－800 万円）÷70 万円＋20 |

7　「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「㋑」欄及び「㋺」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間又は短期勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。

8　「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間（上記３の⑴又は⑶の期間（⑶の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限ります。））とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。

9　「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また、「㋩」欄及び「㋥」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。

10　「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また「㋕」欄及び「㋖」欄には、「㋑」欄と「㋒」欄及び「㋓」欄と「㋔」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。

11　Ｅ欄の「老齢給付金」の欄には、支払を受けた退職手当等が確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金である場合に、「○」を記載してください。

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）［別紙一の十］

| ※処理事項 | 整理番号 | 事務所 | 区分 | 管理番号 | 申告区分 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

| 法人名 | | 法人番号 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業年度 | 令和 | 年 | 月 | 日から | | | | | |
| | | | 令和 | 年 | 月 | 日まで | | | | | |

# 所得金額に関する計算書（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）

## 所得金額の計算

| | | | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)） | | ① | | | | | |
| 加算 | 損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額 | ② | | | | | |
| | 損金の額に算入した分配時調整外国税相当額 | ③ | | | | | |
| | 損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 | ④ | | | | | |
| | 損金の額に算入した外国法人税の額 | ⑤ | | | | | |
| | 非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額 | ⑥ | | | | | |
| | 小計 | ⑦ | | | | | |
| 減算 | 益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 | ⑧ | | | | | |
| | 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額 | ⑨ | | | | | |
| | 外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額 | ⑩ | | | | | |
| | 特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額 | ⑪ | | | | | |
| | 特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額 | ⑫ | | | | | |
| | 非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額 | ⑬ | | | | | |
| | 小計 | ⑭ | | | | | |
| 仮計 ①＋⑦－⑭ | | ⑮ | | | | | |
| 外国の事業に帰属する所得 | | ⑯ | | | | | |
| 再仮計 ⑮－⑯ | | ⑰ | | | | | |
| 非課税等所得 | 林業に係る所得 | ⑱ | | | | | |
| | 鉱物の掘採事業に係る所得 | ⑲ | | | | | |
| | 社会保険等に係る医療の所得 | ⑳ | | | | | |
| | 農事組合法人の農業に係る所得 | ㉑ | | | | | |
| | 小計 | ㉒ | | | | | |
| 所得金額差引計 ⑰－㉒ | | ㉓ | | | | | |
| 繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額 | | ㉔ | | | | | |
| 債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 | | ㉕ | | | | | |
| 所得金額再差引計 ㉓－㉔－㉕ | | ㉖ | | | | | |
| 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 | | ㉗ | | | | | |
| 農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 | | ㉘ | | | | | |
| 農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 | | ㉙ | | | | | |
| 関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額 | | ㉚ | | | | | |
| 中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額 | | ㉛ | | | | | |
| 再投資等準備金積立額の損金算入額 | | ㉜ | | | | | |
| 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額 | | ㉝ | | | | | |
| 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額 | | ㉞ | | | | | |
| 合計 ㉖－㉗－㉘－㉙－㉚－㉛－㉜＋㉝－㉞ | | ㉟ | | | | | |

## 非課税所得の区分計算

| | | | |
|---|---|---|---|
| 外国の事業に帰属する所得 | 外国における事務所又は事業所の期末の従業者数 | ㊱ | 人 |
| | 期末の総従業者数 | ㊲ | |
| | 外国から生ずる事業所得 (⑮＋⑨)×㊱／㊲ | ㊳ | 円 |
| 鉱物の掘採事業の所得 | 鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得 | ㊴ | |
| | 生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額 | ㊵ | |
| | 鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額 | ㊶ | |
| | 鉱物の掘採事業の所得 ㊴×㊶／㊵ | ㊷ | |

## 備考

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）［別紙一の十一］

| ※処理事項 | 整理番号 | 事務所 | 区分 | 管理番号 | 申告区分 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

| 法人名 | | 法人番号 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業年度 | 令和 | 年 | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |

# 所得金額に関する計算書（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）

## 所得金額の計算

| | | | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)） | | ① | | | | | |
| 加算 | 損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額 | ② | | | | | |
| | 損金の額に算入した分配時調整外国税相当額 | ③ | | | | | |
| | 損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 | ④ | | | | | |
| | 損金の額に算入した外国法人税の額 | ⑤ | | | | | |
| | 非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額 | ⑥ | | | | | |
| | 小計 | ⑦ | | | | | |
| 減算 | 益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 | ⑧ | | | | | |
| | 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額 | ⑨ | | | | | |
| | 外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額 | ⑩ | | | | | |
| | 特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額 | ⑪ | | | | | |
| | 特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額 | ⑫ | | | | | |
| | 非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額 | ⑬ | | | | | |
| | 小計 | ⑭ | | | | | |
| 仮計 ①＋⑦－⑭ | | ⑮ | | | | | |
| 外国の事業に帰属する所得 | | ⑯ | | | | | |
| 再仮計 ⑮－⑯ | | ⑰ | | | | | |
| 非課税等所得 | 林業に係る所得 | ⑱ | | | | | |
| | 鉱物の掘採事業に係る所得 | ⑲ | | | | | |
| | 社会保険等に係る医療の所得 | ⑳ | | | | | |
| | 農事組合法人の農業に係る所得 | ㉑ | | | | | |
| | 小計 | ㉒ | | | | | |
| 所得金額差引計 ⑰－㉒ | | ㉓ | | | | | |
| 繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額 | | ㉔ | | | | | |
| 債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 | | ㉕ | | | | | |
| 所得金額再差引計 ㉓－㉔－㉕ | | ㉖ | | | | | |
| 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 | | ㉗ | | | | | |
| 農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 | | ㉘ | | | | | |
| 関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額 | | ㉙ | | | | | |
| 中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額 | | ㉚ | | | | | |
| 再投資等準備金積立額の損金算入額 | | ㉛ | | | | | |
| 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額 | | ㉜ | | | | | |
| 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額 | | ㉝ | | | | | |
| 特許権等の譲渡等による所得の特別控除額 | | ㉞ | | | | | |
| 合計 ㉖－㉗－㉘－㉙－㉚－㉛＋㉜－㉝－㉞ | | ㉟ | | | | | |

## 非課税所得の区分計算

| | | | |
|---|---|---|---|
| 外国の事業に帰属する所得 | 外国における事務所又は事業所の期末の従業者数 | ㊱ | 人 |
| | 期末の総従業者数 | ㊲ | |
| | 外国から生ずる事業所得 (⑮＋⑨)×㊱／㊲ | ㊳ | 円 |
| 鉱物の掘採事業の所得 | 鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得 | ㊴ | |
| | 生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額 | ㊵ | |
| | 鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額 | ㊶ | |
| | 鉱物の掘採事業の所得 ㊴×㊶／㊵ | ㊷ | |

## 備考

| ※処理事項 | 整理番号 | 事務所 | 区分 | 管理番号 | 申告区分 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

| 法人名 | | 法人番号 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業年度 | 令和 | | 年 | | 月 | | 日から | | | | |
| | | | 令和 | | 年 | | 月 | | 日まで | | | | |

# 資本金等の額に関する計算書

## １．内国法人の資本金等の額に関する計算

| 収入金額課税事業（法第72条の２第１項第２号に掲げる事業）を併せて行う法人 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資本金等の額 別表５の２下表３㉙又は㉓、㉕若しくは㉝ | ① | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数 | ③ | | | 人 |
| 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③／④ | ② | | | | | | 期末の総従業者数 | ④ | | | |
| **特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人** | | | | | | | | | | | |
| 月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭ | ⑤ | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 特定内国法人 | | | | |
| 特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表５の２の４⑩ | ⑥ | | | | | | 特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合（別表５の２の２⑤－同表⑩）／同表⑤ | ⑬ | | | % |
| 差引 ⑤－⑥ | ⑦ | | | | | | 非課税事業を併せて行う法人 | | | | |
| 外国の事業に係る控除額 （⑦×別表５の２の２⑩／同表⑤） 又は （⑦×別表５の２の２⑪／同表⑫） | ⑧ | | | | | | 国内における非課税事業に係る期末の従業者数 | ⑭ | | | 人 |
| 再差引 ⑦－⑧ | ⑨ | | | | | | 国内における事務所又は事業所の期末の従業者数 | ⑮ | | | |
| 非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭／⑮ | ⑩ | | | | | | | | | | |
| 課税標準の特例に係る控除額 ㉚ | ⑪ | | | | | | | | | | |
| 控除額計 ⑥＋⑧＋⑩＋⑪ | ⑫ | | | | | | | | | | |

## ２．特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

| 法第72条の21第１項各号及び第２項関係 | | | | | | | 法附則第９条第１項関係 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資本金等の額 別表５の２下表３㉙ | ⑯ | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 資本金の額 別表５の２下表１㉙ | ㉔ | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 |
| 法第72条の21第１項第１号に係る加算 | ⑰ | | | | | | 法附則第９条第１項に係る額 ㉔×２ | ㉕ | | | | | |
| 法第72条の21第１項第２号及び第３号に係る控除 | ⑱ | | | | | | 法附則第９条第４項から第７項まで及び第18項関係 | | | | | | |
| 仮計 ⑯＋⑰－⑱ | ⑲ | | | | | | 月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭又は（⑨－⑩） | ㉖ | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 |
| 資本金の額 別表５の２下表１㉙ | ⑳ | | | | | | 課税標準の特例に係る控除割合 | ㉗ | | | | ― | |
| 資本準備金の額 | ㉑ | | | | | | 未収金の帳簿価額 | ㉘ | | | | | 円 |
| 仮計 ⑳＋㉑ | ㉒ | | | | | | 総資産価額 | ㉙ | | | | | |
| ⑲と㉒のいずれか大きい額 | ㉓ | | | | | | 課税標準の特例に係る控除額 （㉖×㉗）又は（㉖×㉘／㉙） | ㉚ | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 |
| | | | | | | | 法附則第９条第24項関係 | | | | | | |
| | | | | | | | 資本金等の額 別表５の２下表３㉙又は㉓ | ㉛ | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 |
| | | | | | | | 政府の出資の金額 | ㉜ | | | | | |
| | | | | | | | 法附則第９条第24項に係る額 ㉛－㉜ | ㉝ | | | | | |

## ３．外国法人の資本金等の額に関する計算

| 月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭ | ㉞ | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 外国における事務所又は事業所の期末の従業者数 | ㊴ | 人 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 外国の事業に係る控除額 ㉞×㊴／㊵ | ㉟ | | | | | | 期末の総従業者数 | ㊵ | |
| 差引 ㉞－㉟ | ㊱ | | | | | | 非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人 | | |
| 非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㊱×㊶／㊷ | ㊲ | | | | | | 国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数 | ㊶ | 人 |
| 控除額計 ㉟＋㊲ | ㊳ | | | | | | 国内における事務所又は事業所の期末の従業者数 | ㊷ | |

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）［別紙一の十三］

| ※処理事項 | 整理番号 | 事務所 | 区分 | 管理番号 | 申告区分 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

| 法人名 | | 法人番号 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業年度 | 令和 | | 年 | | 月 | | 日から | | | |
| | | | 令和 | | 年 | | 月 | | 日まで | | | |

# 資本金等の額に関する計算書

## １．内国法人の資本金等の額に関する計算

### 収入金額課税事業（法第72条の２第１項第２号に掲げる事業）を併せて行う法人

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資本金等の額 別表５の２下表３㉙又は㉓、㉕若しくは㉝ | ① | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数 | ③ | | 人 |
| 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③／④ | ② | | | | | | 期末の総従業者数 | ④ | | |

### 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭ | ⑤ | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 特定内国法人 | | | |
| 特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表５の２の４⑩ | ⑥ | | | | | | 特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合（別表５の２の２⑤－同表⑩）／同表⑤ | ⑬ | | % |
| 差引 ⑤－⑥ | ⑦ | | | | | | 非課税事業を併せて行う法人 | | | |
| 外国の事業に係る控除額 （⑦×別表５の２の２⑩／同表⑤） 又は （⑦×別表５の２の２⑪／同表⑫） | ⑧ | | | | | | 国内における非課税事業に係る期末の従業者数 | ⑭ | | 人 |
| 再差引 ⑦－⑧ | ⑨ | | | | | | 国内における事務所又は事業所の期末の従業者数 | ⑮ | | |
| 非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭／⑮ | ⑩ | | | | | | | | | |
| 課税標準の特例に係る控除額 ㉚ | ⑪ | | | | | | | | | |
| 控除額計 ⑥＋⑧＋⑩＋⑪ | ⑫ | | | | | | | | | |

## ２．特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

### 法第72条の21第１項各号及び第２項関係

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資本金等の額 別表５の２下表３㉙ | ⑯ | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | |
| 法第72条の21第１項第１号に係る加算 | ⑰ | | | | | | |
| 法第72条の21第１項第２号及び第３号に係る控除 | ⑱ | | | | | | |
| 仮計 ⑯＋⑰－⑱ | ⑲ | | | | | | |
| 資本金の額 別表５の２下表１㉙ | ⑳ | | | | | | |
| 資本準備金の額 | ㉑ | | | | | | |
| 仮計 ⑳＋㉑ | ㉒ | | | | | | |
| ⑲と㉒のいずれか大きい額 | ㉓ | | | | | | |

### 法附則第９条第１項関係

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資本金の額 別表５の２下表１㉙ | ㉔ | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | |
| 法附則第９条第１項に係る額 ㉔×２ | ㉕ | | | | | | |

### 法附則第９条第４項から第７項まで及び第18項関係

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭又は（⑨－⑩） | ㉖ | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | |
| 課税標準の特例に係る控除割合 | ㉗ | | | | ― | | |
| 未収金の帳簿価額 | ㉘ | | | | | | 円 |
| 総資産価額 | ㉙ | | | | | | |
| 課税標準の特例に係る控除額 （㉖×㉗）又は （㉖×㉘／㉙） | ㉚ | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | |

### 法附則第９条第24項又は第26項関係

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資本金等の額 別表５の２下表３㉙又は㉓ | ㉛ | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | |
| 政府の出資の金額又は取組資金の金額 | ㉜ | | | | | | |
| 法附則第９条第24項又は第26項に係る額 （㉛－㉜）又は （㉛－㉜×１／２） | ㉝ | | | | | | |

## ３．外国法人の資本金等の額に関する計算

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭ | ㉞ | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 外国における事務所又は事業所の期末の従業者数 | ㊴ | | 人 |
| 外国の事業に係る控除額 ㉞×㊴／㊵ | ㉟ | | | | | | 期末の総従業者数 | ㊵ | | |
| 差引 ㉞－㉟ | ㊱ | | | | | | 非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人 | | | |
| 非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㊱×㊶／㊷ | ㊲ | | | | | | 国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数 | ㊶ | | 人 |
| 控除額計 ㉟＋㊲ | ㊳ | | | | | | 国内における事務所又は事業所の期末の従業者数 | ㊷ | | |

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その１）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 |
|---|---|

控除する金額の計算

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得税等の額 | ① | 円 | 国税の控除額　③＋④ | ⑤ | 円 |
| 控除対象所得税額等相当額 | ② | | 控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額　②－⑤ | ⑥ | |
| 法人税の控除額 | ③ | | 道府県民税の法人税割額　⑫ | ⑦ | |
| 地方法人税の控除額 | ④ | | 控除する金額（⑥若しくは⑦のうち少ない額又は⑬） | ⑧ | |

各道府県ごとに控除する金額の明細

| 事務所又は事業所 | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき金額 ⑨ | 各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑩ | 各道府県ごとに控除する金額（⑨又は⑩のうち少ない額） ⑪ |
|---|---|---|---|---|---|
| 名称 | 所在地 | | | | |
| | | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ⑫ | ⑬ |

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の十四］

# 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その１）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 |
|---|---|

控除する金額の計算

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得税等の額 | ① | 円 | 国税の控除額　③＋④ | ⑤ | 円 |
| 控除対象所得税額等相当額 | ② | | 控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額　②－⑤ | ⑥ | |
| 法人税の控除額 | ③ | | 道府県民税の法人税割額　⑫ | ⑦ | |
| 地方法人税の控除額 | ④ | | 控除する金額（⑥若しくは⑦のうち少ない額又は⑬） | ⑧ | |

各道府県ごとに控除する金額の明細

| 事務所又は事業所 | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき金額 ⑨ | 各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑩ | 各道府県ごとに控除する金額（⑨又は⑩のうち少ない額） ⑪ |
|---|---|---|---|---|---|
| 名称 | 所在地 | | | | |
| | | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ⑫ | ⑬ |

# 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その２）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 | 政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 |

## 控除する金額の計算

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 所得税等の額 | ① | 円 | 控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に | ⑥ (イ) 円<br>(ロ) |
| 控除対象所得税額等相当額 | ② | | 道府県民税の法人税割額 ㉑ | ⑦ |
| 法人税の控除額 | ③ | | 市町村民税の法人税割額 ㉔ | ⑧ |
| 地方法人税の控除額 | ④ | | 控除する金額（⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は㉒は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は㉕は下段に） | ⑨ |
| 国税の控除額 ③＋④ | ⑤ | | | |

## 各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

| 事務所又は事業所 | | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑩ | 各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑪ | 各都道府県ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫ | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各市町村ごとに控除すべき金額 ⑬ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑭ | 各市町村ごとに控除する金額（⑬又は⑭のうち少ない額） ⑮ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名称 | 所在地 | 人 | 円 | 円 | 円 | 人 | 円 | 円 | 円 |
| 特別区以外 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | ⑯ | | | | ⑰ | | |
| 特別区 | | | | ⑱（⑥(イ)－⑯） | | | | ⑲（⑥(ロ)－⑰） | | |
| 合計 | | | | ⑳ | ㉑ | ㉒ | | ㉓ | ㉔ | ㉕ |

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その２）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 | 政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 |
|---|---|---|---|

控除する金額の計算

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得税等の額 | ① | 円 | 控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に | ⑥ | (イ)　円<br>(ロ) |
| 控除対象所得税額等相当額 | ② | | 道府県民税の法人税割額 | ㉑ ⑦ | |
| 法人税の控除額 | ③ | | 市町村民税の法人税割額 | ㉔ ⑧ | |
| 地方法人税の控除額 | ④ | | 控除する金額（⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は㉒は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は㉕は下段に） | ⑨ | |
| 国税の控除額　③＋④ | ⑤ | | | | |

各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

| 事務所又は事業所 | | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑩ | 各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑪ | 各都道府県ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫ | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各市町村ごとに控除すべき金額 ⑬ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑭ | 各市町村ごとに控除する金額（⑬又は⑭のうち少ない額） ⑮ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名称 | 所在地 | 人 | 円 | 円 | 円 | 人 | 円 | 円 | 円 |
| 特別区以外 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | ⑯ | | | | ⑰ | | |
| 特別区 | | | | ⑱（⑥(イ)－⑯） | | | | ⑲（⑥(ロ)－⑰） | | |
| 合計 | | | | ⑳ | ㉑ | ㉒ | | ㉓ | ㉔ | ㉕ |

**第七号様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の十七］

# 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無 | | 有　・　無 |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算 | | |
| 控除対象外国税額 | 当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ① | 円 |
| | 前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ② | |
| | 計　①＋② ③ | |
| 当期分の控除外国税額 | 国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④ | |
| | 外国税額のうち④の額を超える額　③－④ ⑤ | |
| | 道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥ | |
| | 前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑） ⑦ | |
| | 計　⑥＋⑦ ⑧ | |
| | 当期分の控除外国税額（⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨ | |
| ⑨又は当初申告税額控除額 ⑩ | | |
| 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪ | | |
| 法第53条第42項により控除できる金額（別表７（その１）の⑧） ⑫ | | |
| 当期分として算定した法人税割額（㉑又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑬ | | |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑬若しくは（⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は㉒） ⑭ | | |

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

| 事業年度又は連結事業年度 | 控除未済外国税額等 ⑮ | 当期控除額 ⑯ | 翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰ |
|---|---|---|---|
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | 円 |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| 当期分 | | | |
| | | | |
| 計 ⑪ | 円 | 円 | |
| | | | |

## 各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

| 事務所又は事業所 名称 | 事務所又は事業所 所在地 | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき外国税額等 ⑱ | 各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑲ | 各道府県ごとに控除する外国税額等（⑱又は⑲のうち少ない額） ⑳ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ㉑ | ㉒ |

# 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無 | | 有　・　無 |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算 | | |
| 控除対象外国税額 | 当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ① | 円 |
| | 前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ② | |
| | 計　①＋② ③ | |
| 当期分の控除外国税額 | 国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④ | |
| | 外国税額のうち④の額を超える額　③－④ ⑤ | |
| | 道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥ | |
| | 前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑） ⑦ | |
| | 計　⑥＋⑦ ⑧ | |
| | 当期分の控除外国税額（⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨ | |
| ⑨又は当初申告税額控除額 ⑩ | | |
| 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪ | | |
| 法第53条第42項により控除できる金額（別表７（その１）の⑧） ⑫ | | |
| 当期分として算定した法人税割額（㉑又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑬ | | |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑬若しくは（⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は㉒） ⑭ | | |

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

| 事業年度又は連結事業年度 | 控除未済外国税額等 ⑮ | 当期控除額 ⑯ | 翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰ |
|---|---|---|---|
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | 円 |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| 当期分 | | | |
| | | | |
| 計 ⑪ | 円 | 円 | |
| | | | |

## 各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

| 事務所又は事業所 名称 | 事務所又は事業所 所在地 | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき外国税額等 ⑱ | 各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑲ | 各道府県ごとに控除する外国税額等（⑱又は⑲のうち少ない額） ⑳ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ㉑ | ㉒ |

# 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の二十］

| | | | |
|---|---|---|---|
| 政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無 | | | 有・無 |
| 政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無 | | | 有・無 |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算 | | | |
| 控除対象外国税額 | 当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ① | | 円 |
| | 前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ② | | |
| | 計　①＋② ③ | | |
| 当期分の控除外国税額 | 国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④ | | |
| | 外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤ | | |
| | 道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥ | | |
| | 市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦ | | |
| | 前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑は上段に、㉒は下段に） ⑧ | (イ) | |
| | | (ロ) | |
| | 計（⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に） ⑨ | | |
| | 当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額） ⑩ | (イ) | |
| | | (ロ) | |
| ⑩又は当初申告税額控除額 ⑪ | | (イ) | |
| | | (ロ) | |
| 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫ | | (イ) | |
| | | (ロ) | |
| 法第53条第42項及び第321条の８第42項により控除できる金額（別表７（その２）の⑧） ⑬ | | (イ) | |
| | | (ロ) | |
| 当期分として算定した法人税割額（⑳若しくは㉝又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑭ | | | |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉛及び㉞） ⑮ | | | |

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

| 事業年度又は連結事業年度 | | 控除未済外国税額等 ⑯ | 当期控除額 ⑰ | 翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱ |
|---|---|---|---|---|
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | 円 | 円 | |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | 円 |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| 計 ⑫ (イ) | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| 計 ⑫ (ロ) | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| 当期分 | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| 翌期繰越額計 | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

| 事務所又は事業所 | | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑲ | 各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑳ | 各都道府県ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑ | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉒ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉓ | 各市町村ごとに控除する外国税額等（㉒又は㉓のうち少ない額） ㉔ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名称 | 所在地 | | | | | | | | |
| 特別区以外 | | | 人 | 円 | 円 | 円 | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | ㉕ | | | | ㉖ | | |
| 特別区 | | | | ㉗（(⑪(イ)＋⑫(イ)＋⑬(イ)）－㉕） | | | | ㉘（(⑪(ロ)＋⑫(ロ)＋⑬(ロ)）－㉖） | | |
| 合計 | | | | ㉙ | ㉚ | ㉛ | | ㉜ | ㉝ | ㉞ |
| | | | | | 控除未済繰越額 ㉙－㉛ ㉟ | | | | 控除未済繰越額 ㉜－㉞ ㊱ | |

# 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の二十一］

| | | |
|---|---|---|
| 政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無 | | 有・無 |
| 政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無 | | 有・無 |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算 | | |
| 控除対象外国税額 | 当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ① | 円 |
| | 前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ② | |
| | 計　①＋② ③ | |
| 当期分の控除外国税額 | 国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④ | |
| | 外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤ | |
| | 道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥ | |
| | 市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦ | |
| | 前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑は上段に、㉒は下段に） ⑧ | (イ)<br>(ロ) |
| | 計（⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に） ⑨ | |
| | 当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額） ⑩ | (イ)<br>(ロ) |
| ⑩又は当初申告税額控除額 | ⑪ | (イ)<br>(ロ) |
| 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 | ⑫ | (イ)<br>(ロ) |
| 法第53条第42項及び第321条の８第42項により控除できる金額（別表７（その２）の⑧） | ⑬ | (イ)<br>(ロ) |
| 当期分として算定した法人税割額（⑳若しくは㉝又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） | ⑭ | |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉛及び㉞） | ⑮ | |

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

| 事業年度又は連結事業年度 | | 控除未済外国税額等 ⑯ | 当期控除額 ⑰ | 翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱ |
|---|---|---|---|---|
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | 円 | 円 | |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | 円 |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| 計 ⑫ (イ) | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| 計 ⑫ (ロ) | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| 当期分 | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| 翌期繰越額計 | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |

## 各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

| 事務所又は事業所 | | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑲ | 各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑳ | 各都道府県ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑ | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉒ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉓ | 各市町村ごとに控除する外国税額等（㉒又は㉓のうち少ない額） ㉔ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名称 | 所在地 | | | | | | | | |
| 特別区以外 | | | 人 | 円 | 円 | 円 | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | ㉕ | | | | ㉖ | | |
| 特別区 | | | | ㉗（(⑪(イ)＋⑫(イ)＋⑬(イ)）－㉕） | | | | ㉘（(⑪(ロ)＋⑫(ロ)＋⑬(ロ)）－㉖） | | |
| 合計 | | | | ㉙ | ㉚ | ㉛ | | ㉜ | ㉝ | ㉞ |
| | | | | | 控除未済繰越額 ㉙－㉛ ㉟ | | | | 控除未済繰越額 ㉜－㉞ ㊱ | |

# 税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書（その１）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 過去適用事業年度 | 過去当初申告税額控除額（過去適用事業年度の第7号の2様式（その１）の⑩） | 税額控除額（過去適用事業年度の第７号の２様式（その1）の⑨） | ②につき法第53条第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額 | ②につき法第53条第42項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額 | 調整後過去税額控除額 ②＋③－④ | ⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額 | ①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| 計 | | | | | | ⑧ | ⑨ |

## 各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

| 政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無 | | 有　・　無 | |
|---|---|---|---|
| 事務所又は事業所 | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額 |
| 名称 | 所在地 | | ⑩ |
| | | 人 | 円 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の二十二］

# 税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書（その１）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 過去適用事業年度 | 過去当初申告税額控除額（過去適用事業年度の第7号の2様式（その１）の⑩） | 税額控除額（過去適用事業年度の第７号の２様式（その1）の⑨） | ②につき法第53条第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額 | ②につき法第53条第42項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額 | 調整後過去税額控除額 ②＋③－④ | ⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額 | ①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| 計 | | | | | | ⑧ | ⑨ |

## 各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

| 政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無 | | 有　・　無 | |
|---|---|---|---|
| 事務所又は事業所 | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額 |
| 名称 | 所在地 | | ⑩ |
| | | 人 | 円 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の二十三］

# 税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書（その２）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 過去適用事業年度 | 過去当初申告税額控除額（過去適用事業年度の第7号の2様式（その２）の⑪） | 税額控除額（過去適用事業年度の第７号の２様式（その２）の⑩） | ②につき法第53条第43項及び第321条の８第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額 | ②につき法第53条第42項及び第321条の８第42項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額 | 調整後過去税額控除額 ②＋③－④ | ⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額 | ①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| 計 | | | | | | ⑧（イ）<br>（ロ） | ⑨（イ）<br>（ロ） |

## 各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

| 政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無 | | | 有　・　無 | 政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無 | | | 有　・　無 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務所又は事業所 | | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各都道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額 | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額 |
| | 名称 | 所在地 | | ⑩ | | | ⑪ |
| 特別区以外 | | | 人 | 円 | | 人 | 円 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 小計 | | | ⑫ | | | ⑬ |
| 特別区 | | | | ⑨（イ）－⑫ | | | ⑨（ロ）－⑬ |
| 合計 | | | | | | | |

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の二十四］

# 税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書（その２）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 過去適用事業年度 | 過去当初申告税額控除額（過去適用事業年度の第7号の2様式（その２）の⑪） | 税額控除額（過去適用事業年度の第７号の２様式（その２）の⑩） | ②につき法第53条第43項及び第321条の８第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額 | ②につき法第53条第42項及び第321条の８第42項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額 | 調整後過去税額控除額 ②＋③－④ | ⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額 | ①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | | | | | | ⑧（イ）<br>（ロ） | ⑨（イ）<br>（ロ） |

## 各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

| 政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 | 政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 |
|---|---|---|---|

| | 事務所又は事業所 名称 | 事務所又は事業所 所在地 | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各都道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額 ⑩ | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額 ⑪ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 円 | 人 | 円 |
| 特別区以外 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 小計 | | | | ⑫ | | ⑬ |
| 特別区 | | | | ⑨（イ）－⑫ | | ⑨（ロ）－⑬ |
| 合計 | | | | | | |

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の二十五］

第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５）（第十条関係）［別紙一の二十六］

○　給与支払報告書（個人別明細書）

| ※ | | | | | | | | | | | | | | | | | ※種　別 | ※整理番号 | ※ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 支払を受ける者 | 住所 | ※区分 | (受給者番号) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | (個人番号) | | | | | | | | | | | |
| | | | (役職名) | | | | | | | | | | | |
| | | | 氏名 | (フリガナ) | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

| 種別 | 支払金額 | | | 給与所得控除後の金額（調整控除後） | | | 所得控除の額の合計額 | | | 源泉徴収税額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 内 | 千 | 円 | | 千 | 円 | | 千 | 円 | 内 | 千 | 円 |
| | | | | | | | | | | | | |

| (源泉)控除対象配偶者の有無等 | | 老人 | 配偶者(特別)控除の額 | | 控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。） | | | | | | 16歳未満扶養親族の数 | 障害者の数（本人を除く。） | | 非居住者である親族の数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 特定 | | 老人 | | その他 | | | 特別 | その他 | |
| 有 | 従有 | | 千 | 円 | 人 | 従人 | 内 人 | 従人 | 人 | 従人 | 人 | 内 人 | 人 | 人 |
| | | | | | | | | | | | | | | |

| 社会保険料等の金額 | | 生命保険料の控除額 | | 地震保険料の控除額 | | 住宅借入金等特別控除の額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 内 千 | 円 | 千 | 円 | 千 | 円 | 千 | 円 |
| | | | | | | | |

(摘要)

| 生命保険料の金額の内訳 | 新生命保険料の金額 | 円 | 旧生命保険料の金額 | 円 | 介護医療保険料の金額 | 円 | 新個人年金保険料の金額 | 円 | 旧個人年金保険料の金額 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住宅借入金等特別控除の額の内訳 | 住宅借入金等特別控除適用数 | | 居住開始年月日（１回目） | 年 月 日 | 住宅借入金等特別控除区分(1回目) | | 住宅借入金等年末残高（１回目） | | 円 | |
| | 住宅借入金等特別控除可能額 | 円 | 居住開始年月日（２回目） | 年 月 日 | 住宅借入金等特別控除区分(2回目) | | 住宅借入金等年末残高（２回目） | | 円 | |

| (源泉・特別)控除対象配偶者 | (フリガナ) | | 区分 | | 配偶者の合計所得 | 円 | 国民年金保険料等の金額 | 円 | 旧長期損害保険料の金額 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 氏名 | | | | | | 基礎控除の額 | 円 | 所得金額調整控除額 | 円 |
| | 個人番号 | | | | | | | | | |

| 控除対象扶養親族 | | | | 区分 | | 16歳未満の扶養親族 | | | | 区分 | | 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | (フリガナ) | | | | | 1 | (フリガナ) | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | 氏名 | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | | 個人番号 | | | | | |
| 2 | (フリガナ) | | | | | 2 | (フリガナ) | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | 氏名 | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | | 個人番号 | | | | | |
| 3 | (フリガナ) | | | | | 3 | (フリガナ) | | | | | 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号 |
| | 氏名 | | | | | | 氏名 | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | | 個人番号 | | | | | |
| 4 | (フリガナ) | | | | | 4 | (フリガナ) | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | 氏名 | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | | 個人番号 | | | | | |

| 未成年者 | 外国人 | 死亡退職 | 災害者 | 乙欄 | 本人が障害者 特別 | 本人が障害者 その他 | 寡婦 | ひとり親 | 勤労学生 | 中途就・退職 就職 | 中途就・退職 退職 | 中途就・退職 年 | 中途就・退職 月 | 中途就・退職 日 | 受給者生年月日 元号 | 年 | 月 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 支払者 | 個人番号又は法人番号 | | (右詰で記載してください。) |
|---|---|---|---|
| | 住所(居所)又は所在地 | | |
| | 氏名又は名称 | (電話) | |

第17号様式別表記載要領

１　「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。

２　「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。

３　「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。

４　「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成　年１月２日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。

５　「障害者の数（本人を除く。）」の項の「特別」欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族の数を内書してください。また、障害者、特別障害者又は同居特別障害者が同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）に該当する場合は、「摘要」欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記載してください。（例「氏名（同配）」）

６　「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、所得税法施行規則第93条第１項第６号⑴（ｉ）に規定する特別控除対象配偶者（以下「特別控除対象配偶者」という。）、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。

７　「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうちに所得税法第196条第２項に規定する社会保険料の金額（以下７において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。

８　控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が５人以上いる場合には、５人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「（１）氏名」）

また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、５人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載してください。

9　退職手当等（地方税法第50条の２及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下９及び18において同じ。）の支払を受ける配偶者（合計所得金額（同法第23条第１項第13号及び第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下９において同じ。）が133万円以下であるものに限る。以下９及び18において同じ。）又は扶養親族がいる場合には、「摘要」の欄にその者の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨（国外に居住する非居住者であり、次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。）及びその者の合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載してください。氏名の前には（退）と記載し、「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

（イ）　年齢30歳未満の者又は年齢70歳以上の者
（ロ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
（ハ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、障害者
（ニ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

10　租税特別措置法第41条の２の２第１項の規定（以下10において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

（イ）　租税特別措置法第41条の２の２第１項に規定する申告書に記載された金額（以下（イ）において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第２号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。

（ロ）　給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の２第１項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第１項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する住宅の増改築等をいう。(ハ)において同じ。）が特定取得（同法第41条第５項又は第41条の３の２第18項に規定する特定取得をいう。(ハ)において同じ。）、特別特定取得（同法第41条第16項に規定する特別特定取得をいい、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条第５項に規定する特例取得及び同法第６条の２第２項に規定する特別特例取得を含む。(ハ)において同じ。）又は特例特別特例取得（同条第10項に規定する特例特別特例取得をいう。(ハ)において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載してください。

（ハ）　給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第１項、第６項若しくは第10項若しくは第15項若しくは第18項又は同法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第１項に規定する住宅借入金等の金額、同条第６項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅等借入金等の金額若しくは同条第15項に規定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第18項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第１項又は第５項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得、特別特定取得又は特例特別特例取得に該当する場合には、その旨を記載してください。

（ニ）　給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の３の２第１項、第５項又は第８項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。

11　「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。

12　「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第７号）附則第５条第５項及び同法附則第11条第５項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。

13　「基礎控除の額」の欄には、基礎控除の額に相当する金額が48万円以外である場合又は当該金額がない場合に、その基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨を記載してください。

14　給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の３の12第１項の規定の適用を受けた者である場合には、「所得金額調整控除額」の欄には、同法第41条の３の11第１項の規定により控除をされる金額相当額を記載するとともに、「摘要」の欄には、年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族の氏名を記載してください（「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄又は「控除対象扶養親族」欄若しくは「16歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載した場合は、記載を省略できます。）。

15　「（源泉・特別）控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下15において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨（国外に居住する非居住者であり、９（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合には、その旨を含む。）を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。

16　「配偶者の合計所得」の欄には、所得税法第190条第２号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額（当該給与等が同条の規定の適用を受けていないものである場合には、同法第194条第１項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額）を記載してください。

17　「５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（１）個人番号」）

18　「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には、５人目以降の16歳未満の扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した（退）を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（２）個人番号」、「（退）個人番号」）

19　「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成　年１月３日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。

20　「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載してください。

21　租税特別措置法第41条の３の８第１項の規定の適用がある場合には、「摘要」の欄には、所得税法施行規則第93条第１項第11号に規定する年末調整特別控除額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する超える部分の金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に記載し、同号に規定する者がある場合には非控除対象配偶者減税有のように記載してください。

22　※印の欄には、記載しないでください。

第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５）（第十条関係）［別紙一の二十七］

○給与支払報告書（個人別明細書）

| ※ | ※種別 | ※整理番号 | ※ |
|---|---|---|---|
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支払を受ける者 | 住所 | ※区分 | (受給者番号)<br>(個人番号)<br>(役職名)<br>氏名 (フリガナ) |

| 種別 | 支払金額 | 給与所得控除後の金額（調整控除後） | 所得控除の額の合計額 | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|---|---|
| | 内 千 円 | 千 円 | 千 円 | 内 千 円 |

| (源泉)控除対象配偶者の有無等 | | | 配偶者(特別)控除の額 | 控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。） | | | | | | | | 16歳未満扶養親族の数 | 障害者の数（本人を除く。） | | 非居住者である親族の数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定 | | 老人 | | その他 | | 特親 | | | 特別 | その他 | |
| 有 | 従有 | 老人 | 千 円 | 人 | 従人 | 内 人 | 従人 | 人 | 従人 | 人 | 従人 | 人 | 内 人 | 人 | 人 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| 特定親族特別控除の額 | 社会保険料等の金額 | 生命保険料の控除額 | 地震保険料の控除額 | 住宅借入金等特別控除の額 |
|---|---|---|---|---|
| 千 円 | 内 千 円 | 千 円 | 千 円 | 千 円 |

(摘要)

| 生命保険料の金額の内訳 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 新生命保険料の金額 | 円 | 旧生命保険料の金額 | 円 | 介護医療保険料の金額 | 円 | 新個人年金保険料の金額 | 円 | 旧個人年金保険料の金額 | 円 |
| 住宅借入金等特別控除の額の内訳 | 住宅借入金等特別控除適用数 | | 居住開始年月日（1回目） | 年 月 日 | 住宅借入金等特別控除区分(1回目) | | 住宅借入金等年末残高（1回目） | 円 | | |
| | 住宅借入金等特別控除可能額 | 円 | 居住開始年月日（2回目） | 年 月 日 | 住宅借入金等特別控除区分(2回目) | | 住宅借入金等年末残高（2回目） | 円 | | |

| (源泉・特別)控除対象配偶者 | | | | 配偶者の合計所得 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (フリガナ) | | 区分 | | | 円 | 国民年金保険料等の金額 | 円 | 旧長期損害保険料の金額 | 円 |
| 氏名 | | | | | | | | | |
| 個人番号 | | | | | | 基礎控除の額 | 円 | 所得金額調整控除額 | 円 |

| 控除対象扶養親族等 | | | | | 16歳未満の扶養親族 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | (フリガナ) | | 区分 | | 1 | (フリガナ) | | 区分 | | 5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号 |
| | 氏名 | | | | | 氏名 | | | | |
| | 個人番号 | | | | | 個人番号 | | | | |
| 2 | (フリガナ) | | 区分 | | 2 | (フリガナ) | | 区分 | | |
| | 氏名 | | | | | 氏名 | | | | |
| | 個人番号 | | | | | 個人番号 | | | | |
| 3 | (フリガナ) | | 区分 | | 3 | (フリガナ) | | 区分 | | 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号 |
| | 氏名 | | | | | 氏名 | | | | |
| | 個人番号 | | | | | 個人番号 | | | | |
| 4 | (フリガナ) | | 区分 | | 4 | (フリガナ) | | 区分 | | |
| | 氏名 | | | | | 氏名 | | | | |
| | 個人番号 | | | | | 個人番号 | | | | |

| 未成年者 | 外国人 | 死亡退職 | 災害者 | 乙欄 | 本人が障害者 特別 | 本人が障害者 その他 | 寡婦 | ひとり親 | 勤労学生 | 中途就・退職 就職 | 中途就・退職 退職 | 中途就・退職 年 月 日 | 受給者生年月日 元号 | 年 | 月 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 支払者 | | |
|---|---|---|
| | 個人番号又は法人番号 | (右詰で記載してください。) |
| | 住所(居所)又は所在地 | |
| | 氏名又は名称 | (電話) |

第17号様式別表記載要領

1　「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。

2　「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。

3　「控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。

4　「16歳未満扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成　年１月２日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。

5　「障害者の数（本人を除く。）」の項の「特別」欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族の数を内書してください。また、障害者、特別障害者又は同居特別障害者が同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）に該当する場合は、「摘要」欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記載してください。（例「氏名（同配）」）

6　「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、所得税法施行規則第93条第１項第６号⑴(ｉ)に規定する特別控除対象配偶者（以下「特別控除対象配偶者」という。）、源泉控除対象親族、所得税法第84条の２第１項に規定する特定親族（15において「特定親族」という。）及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。

7　「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうちに所得税法第196条第２項に規定する社会保険料の金額（以下７において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。

8　控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が５人以上いる場合には、５人目以降の控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「５人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号」及び「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「（１）氏名」）

また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、５人目以降の控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載してください。

9　退職手当等（地方税法第50条の２及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下９及び18において同じ。）の支払を受ける配偶者（合計所得金額（同法第23条第１項第13号及び第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下９において同じ。）が133万円以下であるものに限る。以下９及び18において同じ。）又は扶養親族若しくは地方税法第34条第１項第12号及び第314条の２第１項第12号に規定する特定親族（以下この９において「特定親族」という。）がいる場合には、「摘要」の欄にその者の氏名、配偶者又は扶養親族若しくは特定親族である場合にはその旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨（国外に居住する非居住者であり、次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。）及びその者の合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載してください。氏名の前には（退）と記載し、「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

（イ）　年齢30歳未満の者又は年齢70歳以上の者
（ロ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
（ハ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、障害者
（ニ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

10　租税特別措置法第41条の２の２第１項の規定（以下10において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

（イ）　租税特別措置法第41条の２の２第１項に規定する申告書に記載された金額（以下（イ）において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第２号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。

（ロ）　給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の２第１項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第１項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する住宅の増改築等をいう。(ハ)において同じ。）が特定取得（同法第41条第５項又は第41条の３の２第18項に規定する特定取得をいう。(ハ)において同じ。）、特別特定取得（同法第41条第16項に規定する特別特定取得をいい、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条第５項に規定する特例取得及び同法第６条の２第２項に規定する特別特例取得を含む。(ハ)において同じ。）又は特例特別特例取得（同条第10項に規定する特例特別特例取得をいう。(ハ)において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載してください。

（ハ）　給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第１項、第６項若しくは第10項若しくは第15項若しくは第18項又は同法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第１項に規定する住宅借入金等の金額、同条第６項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅等借入金等の金額若しくは同条第15項に規定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第18項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第１項又は第５項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得、特別特定取得又は特例特別特例取得に該当する場合には、その旨を記載してください。

（ニ）　給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の３の２第１項、第５項又は第８項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。

11　「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。

12　「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第７号）附則第５条第５項及び同法附則第11条第５項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。

13　「基礎控除の額」の欄には、その基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨を記載してください。

14　給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の３の12第１項の規定の適用を受けた者である場合には、「所得金額調整控除額」の欄には、同法第41条の３の11第１項の規定により控除をされる金額相当額を記載するとともに、「摘要」の欄には、年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族の氏名を記載してください（「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄又は「控除対象扶養親族等」欄若しくは「16歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載した場合は、記載を省略できます。）。

15　「（源泉・特別）控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族等」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、源泉控除対象親族若しくは特定親族又は16歳未満の扶養親族（以下15において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨（国外に居住する非居住者であり、９（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合には、その旨を含む。）を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。

16　「配偶者の合計所得」の欄には、所得税法第190条第２号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額（当該給与等が同条の規定の適用を受けていないものである場合には、同法第194条第１項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額）を記載してください。

17　「５人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号」の欄には、５人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（１）個人番号」）

18　「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には、５人目以降の16歳未満の扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した（退）を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（２）個人番号」、「（退）個人番号」）

19　「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成　年１月３日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。

20　「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載してください。

21　※印の欄には、記載しないでください。

# 公的年金等支払報告書（個人別明細書）

| ※種別 | ※整理番号 | ※ |
|---|---|---|
| | | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支払を受ける者 | ※区分 | | | 個人番号 | | | | | | |
| | 住所 | | | | | | | | | |
| | （フリガナ） | | 生年月日 | 明治 | 大正 | 昭和 | 平成 | 令和 | | |
| | 氏名 | | | 年 | 月 | 日 | | | | |

| 区分 | 支払金額 | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|
| 所得税法第203条の3第1号・第4号適用分 | 千 円 | 千 円 |
| 所得税法第203条の3第2号・第5号適用分 | | |
| 所得税法第203条の3第3号・第6号適用分 | | |
| 所得税法第203条の3第7号適用分 | | |

| 本人 | | | | 源泉控除対象配偶者の有無等 | | 控除対象扶養親族の数 | | | 16歳未満の扶養親族の数 | 障害者の数 | | 非居住者である親族の数 | 社会保険料の額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特別障害者 | その他の障害者 | ひとり親 | 寡婦 | 一般 | 老人 | 特定 | 老人 | その他 | | 特別 | その他 | | |
| | | | | | | 人 | 人 | 人 | 人 | 内 人 | 人 | 人 | 千 円 |

| 源泉控除対象配偶者 | | | 控除対象扶養親族 | | | 16歳未満の扶養親族 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （フリガナ） | | 区分 | （フリガナ） | | 区分 | （フリガナ） | | 区分 |
| 氏名 | | | 1 氏名 | | | 1 氏名 | | |
| 個人番号 | | 配偶者の合計所得 円 | 個人番号 | | | 個人番号 | | |
| （摘要） | | 48万円以下 | 2 （フリガナ） | | 区分 | 2 （フリガナ） | | 区分 |
| | | | 氏名 | | | 氏名 | | |
| | | | 個人番号 | | | 個人番号 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支払者 | 法人番号 | | |
| | 所在地 | | |
| | 名称 | | 電話番号 |

第17号の2様式別表記載要領

1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。

2 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。）を記載すること。

3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。

4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の5第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。

5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦又はひとり親に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。

6 「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じその該当する欄に★印を記載すること。

7 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。

（イ） 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。

（ロ） 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。

（ハ） 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。

8 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成　年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載すること。

9 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。

（イ） 「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。

（ロ） 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。

10 「非居住者である親族の数」の項には、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載すること。

11 「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の5第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。

12 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族　（以下12において「源泉控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載すること。また、源泉控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨（国外に居住する非居住者であり、次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合には、その旨を含む。）を記載すること。なお、源泉控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。

（イ）　年齢30歳未満の者又は年齢70歳以上の者

（ロ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

（ハ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、障害者

（ニ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

13 「配偶者の合計所得」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には当該申告書に記載された額を記載し、48万円以下である場合には「48万円以下」の項に★印を記載すること。

14 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載し、特定配偶者（地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。）又は退職手当等（同法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。）の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨（国外に居住する非居住者であり、12（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。）及びその者の同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に（退）と記載すること。更に、租税特別措置法第41条の3の9第1項又は第2項の規定の適用がある場合には、所得税法施行規則第94条の2第1項第8号に規定する控除した金額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する控除しきれない金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に記載すること。

15 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号（番号法第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

16 ※の欄には、記載しないこと。

# 公的年金等支払報告書（個人別明細書）

| ※種　別 | ※整理番号 | ※ |
|---|---|---|
| | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 支払を受ける者 | ※区 分 | | 個人番号 | | | |
| | 住　所 | | | | | |
| | (フリガナ) | | 生年月日 | 明 治 | 大 正 | 昭 和 | 平 成 | 令 和 |
| | 氏　名 | | | 年 | 月 | 日 |

| 区分 | 支払金額 | | 源泉徴収税額 | |
|---|---|---|---|---|
| | 千 | 円 | 千 | 円 |
| 所得税法第203条の3第1号・第4号適用分 | | | | |
| 所得税法第203条の3第2号・第5号適用分 | | | | |
| 所得税法第203条の3第3号・第6号適用分 | | | | |
| 所得税法第203条の3第7号適用分 | | | | |

| 本人 | | | | 源泉控除対象配偶者の有無等 | | 控除対象扶養親族の数 | | | 16歳未満の扶養親族の数 | 障害者の数 | | 非居住者である親族の数 | 社会保険料の額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特別障害者 | その他の障害者 | ひとり親 | 寡婦 | 一般 | 老人 | 特定 | 老人 | その他 | | 特別 | その他 | | 千 | 円 |
| | | | | | | 人 | 人 | 人 | 人 | 内 人 | 人 | 人 | | |

| 源泉控除対象配偶者 | | | | 控除対象扶養親族 | | | | 16歳未満の扶養親族 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (フリガナ) | | 区分 | 配偶者の合計所得 | 1 | (フリガナ) | | 区分 | 1 | (フリガナ) | | 区分 |
| 氏名 | | | 円 | | 氏名 | | | | 氏名 | | |
| 個人番号 | | | 58万円以下 | | 個人番号 | | | | 個人番号 | | |
| (摘要) | | | | 2 | (フリガナ) | | 区分 | 2 | (フリガナ) | | 区分 |
| | | | | | 氏名 | | | | 氏名 | | |
| | | | | | 個人番号 | | | | 個人番号 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支払者 | 法人番号 | | |
| | 所在地 | | |
| | 名　称 | | 電話番号 |

第17号の2様式別表記載要領

1　「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。

2　「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。）を記載すること。

3　「生年月日」の欄には、該当する年号を〇で囲み、その年月日を記載すること。

4　「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の5第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。

5　「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦又はひとり親に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。

6　「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じその該当する欄に★印を記載すること。

7　「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
(イ)　「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
(ロ)　「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
(ハ)　「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。

8　「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成　年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載すること。

9　「障害者の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
(イ)　「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
(ロ)　「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。

10　「非居住者である親族の数」の項には、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載すること。

11　「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の5第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。

12　「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族　（以下12において「源泉控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載すること。また、源泉控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨（国外に居住する非居住者であり、次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合には、その旨を含む。）を記載すること。なお、源泉控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。
(イ)　年齢30歳未満の者又は年齢70歳以上の者
(ロ)　年齢30歳以上70歳未満の者であって、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
(ハ)　年齢30歳以上70歳未満の者であって、障害者
(ニ)　年齢30歳以上70歳未満の者であって、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

13　「配偶者の合計所得」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が58万円を超える場合には当該申告書に記載された額を記載し、58万円以下である場合には「58万円以下」の項に★印を記載すること。

14　摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載し、特定配偶者（地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。）又は退職手当等（同法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。）の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨（国外に居住する非居住者であり、12(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。）及びその者の同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に（退）と記載すること。更に、租税特別措置法第41条の3の9第1項又は第2項の規定の適用がある場合には、所得税法施行規則第94条の2第1項第8号に規定する控除した金額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する控除しきれない金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に記載すること。

15　「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号（番号法第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

16　※の欄には、記載しないこと。

# 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 |
|---|---|

## 控除する金額の計算

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得税等の額 | ① | 円 | 道府県民税の法人税割額 | ⑥ | 円 |
| 控除対象所得税額等相当額 | ② | | 控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額　② －（⑤＋⑥） | ⑦ | |
| 法人税の控除額 | ③ | | 市町村民税の法人税割額　⑬ | ⑧ | |
| 地方法人税の控除額 | ④ | | 控除する金額（⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭） | ⑨ | |
| 国税の控除額　③＋④ | ⑤ | | | | |

## 各市町村ごとに控除する金額の明細

| 事務所又は事業所 | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき金額 ⑩ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑪ | 各市町村ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫ |
|---|---|---|---|---|---|
| 名称 | 所在地 | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ⑬ | ⑭ |

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙一の三十］

# 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 |
|---|---|

## 控除する金額の計算

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得税等の額 | ① | 円 | 道府県民税の法人税割額 | ⑥ | 円 |
| 控除対象所得税額等相当額 | ② | | 控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額　②－（⑤＋⑥） | ⑦ | |
| 法人税の控除額 | ③ | | 市町村民税の法人税割額　⑬ | ⑧ | |
| 地方法人税の控除額 | ④ | | 控除する金額（⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭） | ⑨ | |
| 国税の控除額　③＋④ | ⑤ | | | | |

## 各市町村ごとに控除する金額の明細

| 事務所又は事業所 | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき金額 ⑩ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑪ | 各市町村ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫ |
|---|---|---|---|---|---|
| 名称 | 所在地 | | | | |
| | | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ⑬ | ⑭ |

# 外国の法人税等の額の控除に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無 | | 有　・　無 | |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算 | | | |
| 控除対象外国税額 | 当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） | ① | 円 |
| | 前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） | ② | |
| | 計　①＋② | ③ | |
| 当期分の控除外国税額 | 国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） | ④ | |
| | 道府県民税の控除限度額（別表１の③） | ⑤ | |
| | 外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額　③－（④＋⑤） | ⑥ | |
| | 市町村民税の控除限度額（別表１の④） | ⑦ | |
| | 前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉒） | ⑧ | |
| | 計　⑦＋⑧ | ⑨ | |
| | 当期分の控除外国税額（⑥又は⑨のうち少ない額） | ⑩ | |
| ⑩又は当初申告税額控除額 | | ⑪ | |
| 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 | | ⑫ | |
| 法第３２１条の８第４２項により控除できる金額（別表７の⑧） | | ⑬ | |
| 当期分として算定した法人税割額（㉒又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨） | | ⑭ | |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉓） | | ⑮ | |

## 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

| 事業年度又は連結事業年度 | 控除未済外国税額等 ⑯ | 当期控除額 ⑰ | 翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱ |
|---|---|---|---|
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | 円 |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| 当期分 | | | |
| | | | |
| 計 ⑫ | 円 | 円 | |
| | | | |

## 各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

| 事務所又は事業所 名称 | 事務所又は事業所 所在地 | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき外国税額等 ⑲ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑳ | 各市町村ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ㉒ | ㉓ |

# 外国の法人税等の額の控除に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無 | | 有　・　無 |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算 | | |
| 控除対象外国税額 | 当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ① | 円 |
| | 前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ② | |
| | 計　①＋② ③ | |
| 当期分の控除外国税額 | 国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④ | |
| | 道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑤ | |
| | 外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額　③－（④＋⑤） ⑥ | |
| | 市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦ | |
| | 前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉒） ⑧ | |
| | 計　⑦＋⑧ ⑨ | |
| | 当期分の控除外国税額（⑥又は⑨のうち少ない額） ⑩ | |
| ⑩又は当初申告税額控除額 ⑪ | | |
| 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫ | | |
| 法第３２１条の８第４２項により控除できる金額（別表７の⑧） ⑬ | | |
| 当期分として算定した法人税割額（㉒又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨） ⑭ | | |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉓） ⑮ | | |

## 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

| 事業年度又は連結事業年度 | 控除未済外国税額等 ⑯ | 当期控除額 ⑰ | 翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱ |
|---|---|---|---|
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | 円 |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| 当期分 | | | |
| | | | |
| 計 ⑫ | 円 | 円 | |
| | | | |

## 各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

| 事務所又は事業所 名称 | 事務所又は事業所 所在地 | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき外国税額等 ⑲ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑳ | 各市町村ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ㉒ | ㉓ |

# 税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 過去適用事業年度 | 過去当初申告税額控除額（過去適用事業年度の第20号の４様式の⑪） | 税額控除額（過去適用事業年度の第20号の４様式の⑩） | ②につき法第321条の８第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額 | ②につき法第321条の８第42項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額 | 調整後過去税額控除額 ②＋③－④ | ⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額 | ①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| 計 | | | | | | ⑧ | ⑨ |

## 各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

| 政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無 | | 有　・　無 | |
|---|---|---|---|
| 事務所又は事業所 | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額 |
| 名称 | 所在地 | | ⑩ |
| | | 人 | 円 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

第二十号の四様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙一の三十五］

# 税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 過去適用事業年度 | 過去当初申告税額控除額（過去適用事業年度の第20号の４様式の⑪） | 税額控除額（過去適用事業年度の第20号の４様式の⑩） | ②につき法第321条の８第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額 | ②につき法第321条の８第42項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額 | 調整後過去税額控除額 ②＋③－④ | ⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額 | ①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | |
| 計 | | | | | | ⑧ | ⑨ |

## 各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

| 政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無 | | 有　・　無 | |
|---|---|---|---|
| 事務所又は事業所 | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額 |
| 名称 | 所在地 | | ⑩ |
| | | 人 | 円 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙二］

（道府県民税）（事業税）（特別法人事業税）

| ※処理事項 | 発信年月日 通信日付印 | 確認 | 整理番号 | 事務所 | 区分 | 管理番号 | 申告区分 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

受付印

令和　年　月　日　殿

| 法人番号 | この申告の基礎 | 申告年月日 |
|---|---|---|
| | 法人税の令和　年　月　日の修申・更・決・再更正・正・定・更正による。 | 年　月　日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）（電話　） | （ふりがな）代表者氏名 | （ふりがな）経理責任者氏名 | |
| | 期末現在の資本金の額（解散日現在の額）兆 十億 百万 千 円 | 事業種目 | |
| | 期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）兆 十億 百万 千 円 | 資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの | 非中小法人等 |
| （ふりがな）法人名 | 法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額 兆 十億 百万 千 円 | 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 兆 十億 百万 千 円 | |
| | 法人区分 イに掲げる法人 | 期末現在の資本金等の額 兆 十億 百万 千 円 | |

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の申告書※

## （事業税）

| 摘要 | | | 課税標準 | 税率(100) | 税額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得割 | 所得金額総額（㊾－㊿）又は別表5㉟ | ㉘ | 兆 十億 百万 千 円 | | |
| | 年400万円以下の金額 | ㉙ | 000 | | 00 |
| | 年400万円を超え年800万円以下の金額 | ㉚ | 000 | | 00 |
| | 年800万円を超える金額 | ㉛ | 000 | | 00 |
| | 計　㉙＋㉚＋㉛ | ㉜ | 000 | | 00 |
| | 軽減税率不適用法人の金額 | ㉝ | 000 | | 00 |
| 付加価値割 | 付加価値額総額 | ㉞ | | | |
| | 付加価値額 | ㉟ | 000 | | 00 |
| 資本割 | 資本金等の額総額 | ㊱ | | | |
| | 資本金等の額 | ㊲ | 000 | | 00 |
| 収入割 | 収入金額総額 | ㊳ | | | |
| | 収入金額 | ㊴ | 000 | | 00 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 合計事業税額 ㉜＋㉟＋㊲＋㊴又は㉝＋㉟＋㊲＋㊴ | ㊵ | 00 | 令和6年改正法附則第8条第2項の控除額 | ㊶ | 00 |
| 事業税の特定寄附金税額控除額 | ㊷ | | 仮装経理に基づく事業税額の控除額 | ㊸ | |
| 差引事業税額 ㊵－㊶－㊷－㊸ | ㊹ | 00 | 既に納付の確定した当期分の事業税額 | ㊺ | 00 |
| 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 | ㊻ | | この申告により納付すべき事業税額㊹－㊺－㊻ | ㊼ | 00 |
| ㊼の内訳 所得割 | ㊽ | 00 | 付加価値割 | ㊾ | 00 |
| 資本割 | ㊿ | 00 | 収入割 | (51) | 00 |
| ㊼のうち見込納付額 | (52) | | 差引 ㊼－(52) | (53) | |

## （特別法人事業税）

| 摘要 | | 課税標準 | 税率(100) | 税額 |
|---|---|---|---|---|
| 所得割に係る特別法人事業税額 | (54) | 兆 十億 百万 千 円 00 | | 兆 十億 百万 千 円 00 |
| 収入割に係る特別法人事業税額 | (55) | 00 | | 00 |
| 合計特別法人事業税額（(54)＋(55)） | (56) | | | 00 |
| 仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 | (57) | 兆 十億 百万 千 円 | 差引特別法人事業税額(56)－(57) | (58) 00 |
| 既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 | (59) | 00 | 租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 | (60) |
| この申告により納付すべき特別法人事業税額 (58)－(59)－(60) | (61) | 00 | (61)のうち見込納付額 | (62) |
| 差引 (61)－(62) | (63) | | | |

## 所得金額の計算の内訳

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)） | (64) | | |
| 加算 | 損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額 | (65) | |
| | 損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 | (66) | |
| 減算 | 益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 | (67) | |
| | 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 | (68) | |
| 仮計　(64)＋(65)＋(66)－(67)－(68) | | (69) | |
| 繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 | | (70) | |
| 法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)） | | (71) | |
| 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 | | (72) | |
| 還付請求 | 中間納付額 | (73) | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| （使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額 | ① | 兆 十億 百万 千 円 | |
| 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 | ② | | |
| 還付法人税額等の控除額 | ③ | | |
| 退職年金等積立金に係る法人税額 | ④ | | |
| 課税標準となる法人税額 ①＋②－③＋④ | ⑤ | 000 | |
| 2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額 | ⑥ | 000 | |
| 法人税割額 (⑤又は⑥×100) | ⑦ | | |
| 道府県民税の特定寄附金税額控除額 | ⑧ | | |
| 税額控除超過額相当額の加算額 | ⑨ | | |
| 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 | ⑩ | | |
| 外国の法人税等の額の控除額 | ⑪ | | |
| 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 | ⑫ | | |
| 差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫ | ⑬ | 00 | |
| 既に納付の確定した当期分の法人税割額 | ⑭ | 00 | |
| 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 | ⑮ | | |
| この申告により納付すべき法人税割額 ⑬－⑭－⑮ | ⑯ | 00 | |
| 均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 | ⑰ | 月 | |
| 均等割額 円×⑰/12 | ⑱ | 兆 十億 百万 千 円 00 | |
| 既に納付の確定した当期分の均等割額 | ⑲ | 00 | |
| この申告により納付すべき均等割額 ⑱－⑲ | ⑳ | 00 | |
| この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯＋⑳ | ㉑ | 00 | |
| ㉑のうち見込納付額 | ㉒ | | |
| 差引 ㉑－㉒ | ㉓ | | |
| 東京都に申告する場合の⑦の計算 特別区分の課税標準額 | ㉔ | 000 | |
| 同上に対する税額 ㉔×100 | ㉕ | | |
| 市町村分の課税標準額 | ㉖ | 000 | |
| 同上に対する税額 ㉖×100 | ㉗ | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 法人税の期末現在の資本金等の額 | 兆 十億 百万 千 円 | | |
| 法人税の当期の確定税額 | | | |
| 決算確定の日 | ・　・ | | |
| 解散の日 | ・　・ | | |
| 残余財産の最後の分配又は引渡しの日 | ・　・ | | |
| 申告期限の延長の処分(承認)の有無 | 事業税 有・無 | 法人税 | 有・無 |
| 法人税の申告書の種類 | 青色・その他 | | |
| この申告が中間申告の場合の計算期間 | ・　・<br>・　・ | | |
| 翌期の中間申告の要否 | 要・否 | 国外関連者の有無 | 有・無 |
| 還付を受けようとする金融機関及び支払方法 | 銀行　支店<br>口座番号(普通・当座) | | |

| 資本金の額（外貨） | | 資本準備金の額（外貨） | | 資本剰余金の額（外貨） | | 前事業年度の法人区分 | イに掲げる法人 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

署
関与税理士名
（電話　）

# 第六号様式（入力用）

（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙四］

| 1 整理番号 | 事務所区分 | 管理番号 | 24 申告区分 |
|---|---|---|---|
| | A | | |

| 法人番号 | 申告基礎 | 00 | 38 申告年月日 43 年 月 日 |
|---|---|---|---|
| 25 37 | | | 12 B |

| | | |
|---|---|---|
| 期末現在の資本金の額（解散日現在の額） | 87 | |
| 期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額） | 102 | |
| 法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額 | 103 | |

| | | |
|---|---|---|
| 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 | 88 | |
| 期末現在の資本金等の額 | 89 | |
| 予備 | 56 | 69 |

事業年度 44 49 50 55

12 B 使途秘匿金税額等

| | |
|---|---|
| 86 | |
| 01 | |
| 02 | |
| 03 | |
| 04 | |
| 05 | 000 |
| 06 | 000 |
| 07 | |
| 08 | |
| 09 | |
| 10 | |
| 11 | |
| 12 | |
| 13 | 00 |
| 14 | 00 |
| 15 | |
| 16 | 00 |
| 17 | |
| 18 | 00 |
| 19 | 00 |
| 20 | 00 |
| 21 | 00 |
| 22 | |
| 23 | |
| 24 | 000 |
| 25 | |
| 26 | 000 |
| 27 | |

12 B

| | |
|---|---|
| 28 | |
| 29 | 000 |
| 30 | 000 |
| 31 | 000 |
| 32 | 000 |
| 33 | 000 |
| 34 | |
| 35 | 000 |
| 36 | |
| 37 | 000 |
| 38 | |
| 39 | 000 |
| 40 | 00 |
| 42 | |
| 44 | 00 |
| 46 | |
| 48 | 00 |
| 50 | 00 |
| 52 | |
| 54 | 00 |
| 55 | 00 |
| 57 | |
| 59 | 00 |
| 61 | 00 |
| 63 | |

12 B

| | |
|---|---|
| 76 | 00 |
| 77 | 00 |
| 78 | 00 |
| 79 | 00 |
| 80 | 00 |
| 81 | 00 |
| 82 | 00 |
| 83 | 00 |
| 41 | 00 |
| 43 | |
| 45 | 00 |
| 47 | 00 |
| 49 | 00 |
| 51 | 00 |
| 53 | |
| 84 | 00 |
| 85 | 00 |
| 56 | 00 |
| 58 | 00 |
| 60 | |
| 62 | |
| 64 | |
| 65 | |
| 66 | |
| 67 | |
| 68 | |
| 69 | |
| 70 | |
| 71 | |
| 72 | |
| 73 | |

12 B

| | | | 分割基準 | 分割県数 |
|---|---|---|---|---|
| 住民税 | | 90 | | |
| | 総数 | 91 | | |
| | 本県分 | 92 | | |
| | 東京都市町村分 | 93 | | |
| 事業税 1 | 総数 | 94 | | |
| | 本県分 | 95 | | |
| 事業税 2 | 総数 | 96 | | |
| | 本県分 | 97 | | |
| 事業税 3 | 総数 | 98 | | |
| | 本県分 | 99 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額 | 74 | |
| 収入金額課税された事業に係る所得金額 | 75 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 総数 | 100 | |
| | 軌道又は鉄道 | 101 | |

第六号様式（その2）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙六］

| ※処理事項 | 発信年月日 通信日付印 | 確認 | 整理番号 | 事務所 区分 | 管理番号 | 申告区分 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

受付印

令和　年　月　日　殿

| 法人番号 | この申告の基礎 | 申告年月日 |
|---|---|---|
| | 法人税の令和　年　月　日の修申・更・決・再更正・正による。 | 年　月　日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記） | （電話　） | (ふりがな) 代表者氏名 | (ふりがな) 経理責任者氏名 |
| | | 期末現在の資本金の額（解散日現在の額） 兆　十億　百万　千　円 | 事業種目 |
| | | 期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額） 兆　十億　百万　千　円 | 資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの　非中小法人等 |
| (ふりがな) 法人名 | | 法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額 兆　十億　百万　千　円 | 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 兆　十億　百万　千　円 |
| | | 法人区分　イに掲げる法人 | 期末現在の資本金等の額 兆　十億　百万　千　円 |

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の申告書※

## （事業税）

| 摘要 | | | 課税標準 | 税率(100) | 税額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第一号に掲げる事業 法第七十二条の二第一項 | 所得割 | 所得金額総額 別表5㉟ ㉘ | 兆　十億　百万　千　円 | | 兆　十億　百万　千　円 |
| | | 年400万円以下の金額 ㉙ | 000 | | 00 |
| | | 年400万円を超え年800万円以下の金額 ㉚ | 000 | | 00 |
| | | 年800万円を超える金額 ㉛ | 000 | | 00 |
| | | 計 ㉙+㉚+㉛ ㉜ | 000 | | 00 |
| | | 軽減税率不適用法人の金額 ㉝ | 000 | | 00 |
| | 付加価値割 | 付加価値額総額 ㉞ | | | |
| | | 付加価値額 ㉟ | 000 | | 00 |
| | 資本割 | 資本金等の額総額 ㊱ | | | |
| | | 資本金等の額 ㊲ | 000 | | 00 |
| | 収入割 | 収入金額総額 ㊳ | | | |
| | | 収入金額 ㊴ | 000 | | 00 |
| 第三号に掲げる事業 法第七十二条の二第一項 | 所得割 | 所得金額総額 別表5㊵ ㊵ | | | |
| | | 所得金額 ㊶ | 000 | | 00 |
| | 付加価値割 | 付加価値額総額 ㊷ | | | |
| | | 付加価値額 ㊸ | 000 | | 00 |
| | 資本割 | 資本金等の額総額 ㊹ | | | |
| | | 資本金等の額 ㊺ | 000 | | 00 |
| | 収入割 | 収入金額総額 ㊻ | | | |
| | | 収入金額 ㊼ | 000 | | 00 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 合計事業税額 (㉜又は㉝)+㉟+㊲+㊴+㊶+㊸+㊺+㊼ ㊽ | 00 | 令和6年改正法附則第8条第2項の控除額 ㊾ | 00 |
| 事業税の特定寄附金税額控除額 ㊿ | | 仮装経理に基づく事業税額の控除額 (51) | |
| 差引事業税額 ㊽−㊾−㊿−(51) (52) | 00 | 既に納付の確定した当期分の事業税額 (53) | 00 |
| 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 (54) | | この申告により納付すべき事業税額(52)−(53) (55) | 00 |

(55)の内訳

| 法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得割 (56) | 00 | 付加価値割 (57) | 00 | 資本割 (58) | 00 |
| 収入割 (59) | 00 | | | | |
| 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 | | | | | |
| 所得割 (60) | 00 | 付加価値割 (61) | 00 | 資本割 (62) | 00 |
| 収入割 (63) | 00 | | | | |
| (55)のうち見込納付額 (64) | | 差引 (55)−(64) (65) | | | |

## （特別法人事業税）

| 摘要 | 課税標準 | 税率(100) | 税額 |
|---|---|---|---|
| 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 (66) | 兆　十億　百万　千　円 00 | | 兆　十億　百万　千　円 00 |
| 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 (67) | 00 | | 00 |
| 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 (68) | 00 | | 00 |
| 合計特別法人事業税額 (66)+(67)+(68) (69) | | | 00 |
| 仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 (70) | 兆　十億　百万　千　円 | 差引特別法人事業税額 (69)−(70) (71) | 00 |
| 既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 (72) | 00 | 租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 (73) | |
| この申告により納付すべき特別法人事業税額 (71)−(72)−(73) (74) | 00 | (74)のうち見込納付額 (75) | |
| 差引 (74)−(75) (76) | | | |

## （道府県民税）

| | | |
|---|---|---|
| (使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額 | ① | 兆　十億　百万　千　円 ( ) |
| 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 | ② | |
| 還付法人税額等の控除額 | ③ | |
| 退職年金等積立金に係る法人税額 | ④ | |
| 課税標準となる法人税額 ①+②−③+④ | ⑤ | 000 |
| 2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額 | ⑥ | 000 |
| 法人税割額 (⑤又は⑥×100/100) | ⑦ | |
| 道府県民税の特定寄附金税額控除額 | ⑧ | |
| 税額控除超過額相当額の加算額 | ⑨ | |
| 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 | ⑩ | |
| 外国の法人税等の額の控除額 | ⑪ | |
| 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 | ⑫ | |
| 差引法人税割額 ⑦−⑧+⑨−⑩−⑪−⑫ | ⑬ | 00 |
| 既に納付の確定した当期分の法人税割額 | ⑭ | 00 |
| 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 | ⑮ | |
| この申告により納付すべき法人税割額 ⑬−⑭−⑮ | ⑯ | 00 |
| 均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 | ⑰ | 月 |
| 均等割額 円×⑰/12 | ⑱ | 兆　十億　百万　千　円 00 |
| 均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額 | ⑲ | 00 |
| 均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑱−⑲ | ⑳ | 00 |
| この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯+⑳ | ㉑ | 00 |
| ㉑のうち見込納付額 | ㉒ | |
| 差引 ㉑−㉒ | ㉓ | |
| 東京都に申告する場合の⑦の計算 特別区分の課税標準額 | ㉔ | 000 |
| 東京都に申告する場合の⑦の計算 同上に対する税額 ㉔×100/100 | ㉕ | |
| 東京都に申告する場合の⑦の計算 市町村分の課税標準額 | ㉖ | 000 |
| 東京都に申告する場合の⑦の計算 同上に対する税額 ㉖×100/100 | ㉗ | |
| 法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52)) | ㊼ | |
| 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 | ㊽ | |
| 還付請求 中間納付額 | ㊾ | |
| 還付請求 還付を受けようとする金融機関及び支払方法 | 銀行　支店 口座番号(普通・当座) | |
| 法人税の期末現在の資本金等の額 | | 兆　十億　百万　千　円 |
| 法人税の当期の確定税額 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 決算確定の日 ・ ・ | | 解散の日 ・ ・ | |
| 残余財産の最後の分配又は引渡しの日 ・ ・ | | | |
| 申告期限の延長の処分(承認)の有無 | 事業税 有・無 | 法人税 有・無 | |
| 法人税の申告書の種類 | 青色・その他 | この申告が中間申告の場合の計算期間 ・ ・ ・ ・ | |
| 翌期の中間申告の要否 | 要・否 | 国外関連者の有無 | 有・無 |

| 資本金の額(外貨) | | 資本準備金の額(外貨) | | 資本剰余金の額(外貨) | | 前事業年度の法人区分 | イに掲げる法人 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

署　関与税理士　名　（電話　）

# 第六号様式（その2）（入力用）

（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙八］

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 12 B | | 分割基準 | 分割県数 | |
| 住民税 | 総数 | 101 | | |
| | 本県分 | 102 | | |
| | 東京都市町村分 | 103 | | |
| 事業税 1 | 総数 | 104 | | |
| | 本県分 | 105 | | |
| 事業税 2 | 総数 | 106 | | |
| | 本県分 | 107 | | |
| 事業税 3 | 総数 | 108 | | |
| | 本県分 | 109 | | |
| | 本県分 | 110 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 整理番号 | 事務所 | 区分 | 管理番号 | | 24 申告区分 |
| | | A | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 法人番号 | | 38 申告年月日 | 43 |
| 25 37 | 申告基礎 00 | 年 月 | 日 |

12 B

| | | |
|---|---|---|
| 期末現在の資本金の額（解散日現在の額） | 98 | |
| 期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額） | 113 | |
| 法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額 | 114 | |

| | | |
|---|---|---|
| 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 | 99 | |
| 期末現在の資本金等の額 | 100 | |

事業年度 44 49 50 55

12 B 予備 56 69

使途秘匿金税額等

| | | |
|---|---|---|
| 97 | | |
| 01 | | |
| 02 | | |
| 03 | | |
| 04 | | |
| 05 | | 000 |
| 06 | | 000 |
| 07 | | |
| 08 | | |
| 09 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| 12 | | |
| 13 | | 00 |
| 14 | | 00 |
| 15 | | |
| 16 | | 00 |
| 17 | | |
| 18 | | 00 |
| 19 | | 00 |
| 20 | | 00 |
| 21 | | 00 |
| 22 | | |
| 23 | | |
| 24 | | 000 |
| 25 | | |
| 26 | | 000 |
| 27 | | |
| 77 | | |
| 78 | | |
| 79 | | |

12 B

| | | |
|---|---|---|
| 28 | | |
| 29 | | 000 |
| 30 | | 000 |
| 31 | | 000 |
| 32 | | 000 |
| 33 | | 000 |
| 34 | | |
| 35 | | 000 |
| 36 | | |
| 37 | | 000 |
| 38 | | |
| 39 | | 000 |
| 40 | | |
| 41 | | 000 |
| 42 | | |
| 43 | | 000 |
| 44 | | |
| 45 | | 000 |
| 46 | | |
| 47 | | 000 |
| 48 | | 00 |
| 50 | | |
| 52 | | 00 |
| 54 | | |
| 56 | | 00 |
| 58 | | 00 |
| 60 | | 00 |
| 62 | | 00 |
| 64 | | |
| 66 | | 00 |
| 67 | | 00 |
| 68 | | 00 |
| 70 | | |
| 72 | | 00 |
| 74 | | 00 |
| 76 | | 00 |

12 B

| | | |
|---|---|---|
| 82 | | 00 |
| 83 | | 00 |
| 84 | | 00 |
| 85 | | 00 |
| 86 | | 00 |
| 87 | | 00 |
| 88 | | 00 |
| 89 | | 00 |
| 90 | | 00 |
| 91 | | 00 |
| 92 | | 00 |
| 93 | | 00 |
| 49 | | 00 |
| 51 | | |
| 53 | | 00 |
| 55 | | 00 |
| 57 | | 00 |
| 59 | | 00 |
| 61 | | 00 |
| 63 | | 00 |
| 65 | | |
| 94 | | 00 |
| 95 | | 00 |
| 96 | | 00 |
| 69 | | 00 |
| 71 | | 00 |
| 73 | | |
| 75 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額 | 80 | |
| 収入金額課税された事業に係る所得金額 | 81 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 総数 | 111 | |
| | 軌道又は鉄道 | 112 | |

第六号様式（その3）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙十］

（道府県民税）

| ※処理事項 | 発信年月日 通信日付印 | 確認 | 整理番号 | 事務所 区分 | 管理番号 | 申告区分 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

受付印

令和　年　月　日　殿

| 法人番号 | この申告の基礎 | 申告年月日 |
|---|---|---|
| | 法人税の令和　年　月　日の修申・更・決・再更正・正・定・更正による。 | 年　月　日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記） | （電話　） | （ふりがな）代表者氏名 | （ふりがな）経理責任者氏名 |
| | | 期末現在の資本金の額（解散日現在の額）兆 十億 百万 千 円 | 事業種目 |
| | | 期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）兆 十億 百万 千 円 | 資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの　非中小法人等 |
| （ふりがな）法人名 | | 法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額 兆 十億 百万 千 円 | 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 兆 十億 百万 千 円 |
| | | 法人区分　イに掲げる法人 | 期末現在の資本金等の額 兆 十億 百万 千 円 |

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の申告書※

（事業税）

| 摘要 | | | 課税標準 | 税率(100) | 税額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業 | | | | | |
| 所得割 | 所得金額総額 別表5㉟ | ㉘ | 兆 十億 百万 千 円 | | 兆 十億 百万 千 円 |
| | 年400万円以下の金額 | ㉙ | 000 | | 00 |
| | 年400万円を超え年800万円以下の金額 | ㉚ | 000 | | 00 |
| | 年800万円を超える金額 | ㉛ | 000 | | 00 |
| | 計 ㉙+㉚+㉛ | ㉜ | 000 | | 00 |
| | 軽減税率不適用法人の金額 | ㉝ | 000 | | 00 |
| 付加価値割 | 付加価値額総額 | ㉞ | | | |
| | 付加価値額 | ㉟ | 000 | | 00 |
| 資本割 | 資本金等の額総額 | ㊱ | | | |
| | 資本金等の額 | ㊲ | 000 | | 00 |
| 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 | | | | | |
| 収入割 | 収入金額総額 | ㊳ | 兆 十億 百万 千 円 | | 兆 十億 百万 千 円 |
| | 収入金額 | ㊴ | 000 | | 00 |
| 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 | | | | | |
| 所得割 | 所得金額総額 別表5㊺ | ㊵ | 兆 十億 百万 千 円 | | 兆 十億 百万 千 円 |
| | 所得金額 | ㊶ | 000 | | 00 |
| 付加価値割 | 付加価値額総額 | ㊷ | | | |
| | 付加価値額 | ㊸ | 000 | | 00 |
| 資本割 | 資本金等の額総額 | ㊹ | | | |
| | 資本金等の額 | ㊺ | 000 | | 00 |
| 収入割 | 収入金額総額 | ㊻ | | | |
| | 収入金額 | ㊼ | 000 | | 00 |
| 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業 | | | | | |
| 付加価値割 | 付加価値額総額 | ㊽ | 兆 十億 百万 千 円 | | 兆 十億 百万 千 円 |
| | 付加価値額 | ㊾ | 000 | | 00 |
| 資本割 | 資本金等の額総額 | ㊿ | | | |
| | 資本金等の額 | (51) | 000 | | 00 |
| 収入割 | 収入金額総額 | (52) | | | |
| | 収入金額 | (53) | 000 | | 00 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 合計事業税額 (32又は33)+(35+37)+(39+41)+(43+45+47+49+51+53) | (54) | | 00 |
| 令和6年改正法附則第8条第2項の控除額 | (55) | | 00 |
| 事業税の特定寄附金税額控除額 | (56) | 仮装経理に基づく事業税額の控除額 | (57) |
| 差引事業税額 (54)−(55)−(56)−(57) | (58) | | 00 |
| 既に納付の確定した当期分の事業税額 | (59) | | 00 |
| 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 | (60) | この申告により納付すべき事業税額(58)−(59) | (61) | | 00 |
| 法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)） | (62) | | |
| 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 | (63) | | |
| 還付請求 中間納付額 | (64) | | |

（道府県民税）

| | | | |
|---|---|---|---|
| （使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額 | ① | 兆 十億 百万 千 円 | |
| 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 | ② | | |
| 還付法人税額等の控除額 | ③ | | |
| 退職年金等積立金に係る法人税額 | ④ | | |
| 課税標準となる法人税額 ①+②−③+④ | ⑤ | | 000 |
| 2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額 | ⑥ | | 000 |
| 法人税割額 (⑤又は⑥×100) | ⑦ | | |
| 道府県民税の特定寄附金税額控除額 | ⑧ | | |
| 税額控除超過額相当額の加算額 | ⑨ | | |
| 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 | ⑩ | | |
| 外国の法人税等の額の控除額 | ⑪ | | |
| 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 | ⑫ | | |
| 差引法人税割額 ⑦−⑧+⑨−⑩−⑪−⑫ | ⑬ | | 00 |
| 既に納付の確定した当期分の法人税割額 | ⑭ | | 00 |
| 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 | ⑮ | | |
| この申告により納付すべき法人税割額 ⑬−⑭−⑮ | ⑯ | | 00 |
| 均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 | ⑰ | | 月 |
| 均等割額 円×⑰/12 | ⑱ | 兆 十億 百万 千 円 | 00 |
| 均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額 | ⑲ | | 00 |
| 均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑱−⑲ | ⑳ | | 00 |
| この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯+⑳ | ㉑ | | 00 |
| ㉑のうち見込納付額 | ㉒ | | |
| 差引 ㉑−㉒ | ㉓ | | |
| 東京都に申告する場合の⑦の計算 特別区分の課税標準額 | ㉔ | | 000 |
| 東京都に申告する場合の⑦の計算 同上に対する税額 ㉔×100 | ㉕ | | |
| 東京都に申告する場合の⑦の計算 市町村分の課税標準額 | ㉖ | | 000 |
| 東京都に申告する場合の⑦の計算 同上に対する税額 ㉖×100 | ㉗ | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 法人税の期末現在の資本金等の額 | 兆 十億 百万 千 円 | | | |
| 法人税の当期の確定税額 | | | | |
| 決算確定の日 | ・　・ | | | |
| 解散の日 | ・　・ | | | |
| 残余財産の最後の分配又は引渡しの日 | ・　・ | | | |
| 申告期限の延長の処分(承認)の有無 | 事業税 | 有・無 | 法人税 | 有・無 |
| 法人税の申告書の種類 | 青色・その他 | | | |
| この申告が中間申告の場合の計算期間 | ・　・<br>・　・ | | | |
| 翌期の中間申告の要否 | 要・否 | 国外関連者の有無 | | 有・無 |
| 還付を受けようとする金融機関及び支払方法 | 銀行　支店<br>口座番号(普通・当座) | | | |

| 資本金の額（外貨） | | 資本準備金の額（外貨） | | 資本剰余金の額（外貨） | | 前事業年度の法人区分 | イに掲げる法人 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

署
関与税理士　名
（電話　）

（特別法人事業税）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

（事業税）

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ㊶の内訳 | 法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業 | | | | | | | | | | | | |
| | 所得割 | ㊺ | 兆 十億 百万 千 円 00 | | 付加価値割 | ㊻ | 兆 十億 百万 千 円 00 | | | | | | |
| | 資本割 | ㊼ | 00 | | 収入割 | ㊽ | 00 | | | | | | |
| | 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 | | | | | | | | | | | | |
| | 所得割 | ㊾ | 兆 十億 百万 千 円 00 | | 付加価値割 | ㊿ | 兆 十億 百万 千 円 00 | | | | | | |
| | 資本割 | (71) | 00 | | 収入割 | (72) | 00 | | | | | | |
| | 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 付加価値割 | (73) | 兆 十億 百万 千 円 00 | | | | | | |
| | 資本割 | (74) | 兆 十億 百万 千 円 00 | | 収入割 | (75) | 00 | | | | | | |
| ㊶のうち見込納付額 | | (76) | | | 差引 ㊶－(76) | (77) | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額 | (78) | 兆 十億 百万 千 円 00 | | | | | | | | | | | |
| 同上に対する特別法人事業税額（(78)×　／100） | (79) | 00 | | | | | | | | | | | |
| 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額 | (80) | 00 | | | | | | | | | | | |
| 同上に対する特別法人事業税額（(80)×　／100） | (81) | 00 | | | | | | | | | | | |
| 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額 | (82) | 00 | | | | | | | | | | | |
| 同上に対する特別法人事業税額（(82)×　／100） | (83) | 00 | | | | | | | | | | | |
| 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額 | (84) | 00 | | | | | | | | | | | |
| 同上に対する特別法人事業税額（(84)×　／100） | (85) | 00 | | | | | | | | | | | |
| 合計特別法人事業税額（(79)＋(81)＋(83)＋(85)） | (86) | 00 | | | | | | | | | | | |
| 仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額 | (87) | | | | | | | | | | | | |
| 差引特別法人事業税額 (86)－(87) | (88) | 00 | | | | | | | | | | | |
| 既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 | (89) | 00 | | | | | | | | | | | |
| 租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 | (90) | | | | | | | | | | | | |
| この申告により納付すべき特別法人事業税額　(88)－(89)－(90) | (91) | 00 | | | | | | | | | | | |
| (91)のうち見込納付額 | (92) | | | | | | | | | | | | |
| 差　引　(91)－(92) | (93) | | | | | | | | | | | | |

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）［別紙十二］

| ※処理事項 | 整理番号 | 事務所 | 区分 | 管理番号 | 申告区分 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

| 法人名 | | 法人番号 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業年度 | 令和 | | 年 | | 月 | | 日から | | | | |
| | | | 令和 | | 年 | | 月 | | 日まで | | | | |

# 付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）

## １．付加価値額及び資本金等の額の計算

### 付加価値額の計算

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 収益配分額の計算 | 報酬給与額 別表５の２の２㉝又は別表５の３⑫ | ① | 兆 十億 百万 千 円 | |
| | 純支払利子 別表５の２の２㉞又は別表５の４③ | ② | | |
| | 純支払賃借料 別表５の２の２㉟又は別表５の５③ | ③ | | |
| | 収益配分額 ①＋②＋③ | ④ | | |
| 単年度損益 第６号様式㊾又は別表５㉓ | | ⑤ | | |
| 付加価値額 ④＋⑤ | | ⑥ | | |
| 収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 ①／④ | | ⑦ | | % |
| 雇用安定控除額の計算 | ④×70/100 | ⑧ | 兆 十億 百万 千 円 | |
| | 雇用安定控除額 ①－⑧ | ⑨ | | |
| 雇用者給与等支給増加額 別表５の６の３㊶ | | ⑩ | | |
| 課税標準となる付加価値額 ⑥－⑨－⑩ | | ⑪ | | |

### 資本金等の額の計算

| | | | |
|---|---|---|---|
| 資本金等の額 下表２㉙若しくは下表３㉙又は別表５の２の３②、同表⑲、同表㉓、同表㉗若しくは同表㉛ | ⑫ | 兆 十億 百万 千 円 | |
| 当該事業年度の月数 | ⑬ | | 月 |
| ⑫×⑬/12 | ⑭ | 兆 十億 百万 千 円 | |
| 控除額計 別表５の２の３⑫、同表㉚若しくは同表㊳又は別表５の２の４⑩ | ⑮ | | |
| 差引 ⑭－⑮ | ⑯ | | |
| ⑯のうち1,000億円以下の金額 | ⑰ | | |
| （⑯のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額）×50/100 | ⑱ | | |
| （⑯のうち5,000億円を超え１兆円以下の金額）×25/100 | ⑲ | | |
| 仮計 ⑰＋⑱＋⑲ | ⑳ | | |
| 国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数 | ㉑ | 人 | |
| 国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数 | ㉒ | | |
| 国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数 | ㉓ | | |
| 計 ㉑＋㉒＋㉓ | ㉔ | | |
| 課税標準となる資本金等の額 ⑳又は⑳×㉑／㉔、⑳×㉒／㉔若しくは⑳×㉓／㉔ | ㉕ | 兆 十億 百万 千 円 | |

## ２．資本金等の額の明細

| 区分 | | 期首現在の金額 ㉖ | 当期中の減少額 ㉗ | 当期中の増加額 ㉘ | 差引期末現在の金額 ㉙（㉖－㉗＋㉘） |
|---|---|---|---|---|---|
| 資本金の額又は出資金の額 | 1 | 兆 十億 百万 千 円 | 兆 十億 百万 千 円 | 兆 十億 百万 千 円 | 兆 十億 百万 千 円 |
| 資本金の額及び資本準備金の額の合算額 | 2 | | | | |
| 法人税の資本金等の額 | 3 | | | | |
| 期中に金額の増減があった場合の理由等 | | | | | |

# 令和６年改正法附則第８条第２項の控除額に関する計算書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

第六号様式別表五の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［別紙十二の二］

## １．法第72条の２第１項第１号に掲げる事業に係る計算

| 摘要 | | | 課税標準額 | 令和八年度分基準法人事業税額／令和九年度分基準法人事業税額 | | 比較法人事業税額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 税率 | 税額（イ） | 税率 | 税額（ロ） |
| 所得割 | 所得金額総額<br>第6号様式㉘、第6号様式(その2)㉘又は第6号様式(その3)㉘ | ① | 円 | | | | |
| | 年400万円以下の金額 | ② | 000 | | | | 円<br>00 |
| | 年400万円を超え年800万円以下の金額 | ③ | 000 | | | | 00 |
| | 年800万円を超える金額 | ④ | 000 | | | | 00 |
| | 計　②＋③＋④ | ⑤ | 000 | | | | 00 |
| | 軽減税率不適用法人の金額<br>第6号様式㉝、第6号様式(その2)㉝又は第6号様式(その3)㉝ | ⑥ | 000 | | 円<br>00 | | 00 |
| 付加価値割 | 付加価値額総額<br>第6号様式㉞、第6号様式(その2)㉞又は第6号様式(その3)㉞ | ⑦ | | | | | |
| | 付加価値額<br>第6号様式㉟、第6号様式(その2)㉟又は第6号様式(その3)㉟ | ⑧ | 000 | | 円<br>00 | | |
| 資本割 | 資本金等の額総額<br>第6号様式㊱、第6号様式(その2)㊱又は第6号様式(その3)㊱ | ⑨ | | | | | |
| | 資本金等の額<br>第6号様式㊲、第6号様式(その2)㊲又は第6号様式(その3)㊲ | ⑩ | 000 | | 円<br>00 | | |
| 仮計 | | | (⑥+⑧+⑩)又は⑤若しくは⑥ | ⑪ | 00 | | 円<br>00 |

## ２．法第72条の２第１項第３号に掲げる事業に係る計算

| 摘要 | | | 課税標準額 | 令和八年度分基準法人事業税額／令和九年度分基準法人事業税額 | | 比較法人事業税額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 税率 | 税額（イ） | 税率 | 税額（ロ） |
| 所得割 | 所得金額総額<br>別表5㊺ | ⑫ | 円 | | | | |
| | 所得金額 | ⑬ | 000 | | | | 円<br>00 |
| 付加価値割 | 付加価値額総額<br>第6号様式(その2)㊷又は第6号様式(その3)㊷ | ⑭ | | | | | |
| | 付加価値額<br>第6号様式(その2)㊸又は第6号様式(その3)㊸ | ⑮ | 000 | | 円<br>00 | | |
| 資本割 | 資本金等の額総額<br>第6号様式(その2)㊹又は第6号様式(その3)㊹ | ⑯ | | | | | |
| | 資本金等の額<br>第6号様式(その2)㊺又は第6号様式(その3)㊺ | ⑰ | 000 | | 円<br>00 | | |
| 収入割 | 収入金額総額<br>第6号様式(その2)㊻又は第6号様式(その3)㊻ | ⑱ | | | | | |
| | 収入金額<br>第6号様式(その2)㊼又は第6号様式(その3)㊼ | ⑲ | 000 | | 円<br>00 | | 円<br>00 |
| 仮計 | | | (⑮+⑰+⑲)又は(⑬+⑲) | ⑳ | 00 | | 00 |

## ３．控除額の計算

| | | | |
|---|---|---|---|
| 差引 | (⑪の(イ))－(⑪の(ロ))＋(⑳の(イ))－(⑳の(ロ)) | ㉑ | 円<br>00 |
| 控除額 | (㉑×2/3)又は(㉑×1/3) | ㉒ | 00 |

第６号様式別表５の７記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第８条第２項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

２　「比較法人事業税額」の「税率」の欄は、それぞれ当該事業年度における法第72条の２第１項第１号ロ又は第３号ロに掲げる法人に適用される所得割及び収入割の税率を記載すること。

また、標準税率以外の税率で所得割及び収入割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、当該税率によること。

３　「控除額㉒」の欄は、次に掲げる事業年度の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度　「差引㉑」の欄の金額の３分の２に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額）

(2)　令和９年４月１日から令和10年３月31日までの間に開始する各事業年度　「差引㉑」の欄の金額の３分の１に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額）

# 欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書（法第72条の２第１項第１号第３号に掲げる事業）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 控除前所得金額（第６号様式㊾又は別表５㉓）－（別表10⑨又は㉑） | ① | 円 | 損金算入限度額 ①×50又は100/100 | ② | 円 |
|---|---|---|---|---|---|

| 事業年度 | 区分 | 控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額③ | 当期控除額④（当該事業年度の③と（②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額） | 翌期繰越額⑤（（③－④）又は別表11⑰） |
|---|---|---|---|---|
| ・　・<br>・　・ | 欠損金額等・災害損失欠損金額 | 円 | 円 | |
| ・　・<br>・　・ | 欠損金額等・災害損失欠損金額 | | | 円 |
| ・　・<br>・　・ | 欠損金額等・災害損失欠損金額 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 欠損金額等・災害損失欠損金額 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 欠損金額等・災害損失欠損金額 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 欠損金額等・災害損失欠損金額 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 欠損金額等・災害損失欠損金額 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 欠損金額等・災害損失欠損金額 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 欠損金額等・災害損失欠損金額 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 欠損金額等・災害損失欠損金額 | | | |
| 計 | | | | |
| 当期分 欠損金額・災害損失欠損金額 | | | | |
| 当期分 同上のうち 欠損金額 | | | | 円 |
| 当期分 同上のうち 災害損失欠損金額 | | | | |
| 合計 | | | | |

## 災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額の計算

| 災害の種類 | | 災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日 | ・　・ |
|---|---|---|---|
| 当期の欠損金額 ⑥ | 円 | 差引災害により生じた損失の額（⑦－⑧） ⑨ | 円 |
| 災害により生じた損失の額 ⑦ | | 繰越控除の対象となる欠損金額（⑥と⑨のうち少ない金額） ⑩ | |
| 保険金又は損害賠償金等の額 ⑧ | | | |

# 民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書（法第72条の２第１項第１号第３号第４号に掲げる事業）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 債務免除等による利益の内訳 | 債務の免除を受けた金額 | ① | 円 | 所得金額 | ⑦の金額等を控除した後の所得（第６号様式㊾又は別表５㉓）－⑦ | ⑨ | 円 |
| | 私財提供を受けた金銭の額 | ② | | | ⑦の金額を控除する前の所得（第６号様式㊾又は別表５㉓） | ⑩ | |
| | 私財提供を受けた金銭以外の資産の価額 | ③ | | 当期控除額 | ④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額 | ⑪ | |
| | 計（①＋②＋③） | ④ | | | ④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額 | ⑫ | |
| 欠損金額等の計算 | 適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等 | ⑤ | | 調整前の欠損金額等の翌期繰越額（⑮の計） | | ⑬ | |
| | 適用年度終了の時における資本金等の額（プラスの場合は０） | ⑥ | △ | 欠損金額等からないものとする金額（⑪と⑬のうち少ない金額） | | ⑭ | |
| | 当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失欠損金額（別表９④の計） | ⑦ | | | | | |
| | 差引欠損金額等（⑤－⑥－⑦） | ⑧ | | | | | |

## 欠損金額等の翌期繰越額の調整

| 発生事業年度 | 調整前の欠損金額等の翌期繰越額（第６号様式別表９③－④） | 欠損金額等からないものとする金額（当該発生事業年度の⑮と（⑭－当該発生事業年度前の⑯の合計額）のうち少ない金額） | 差引欠損金額等の翌期繰越額（⑮－⑯） |
|---|---|---|---|
| | ⑮ | ⑯ | ⑰ |
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | 円 |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| 計 | | | |

受付印

※処理事項

| 発信年月日 通信日付印 | 確認 | 整理番号 | 事務所 | 区分 | 管理番号 | 申告区分 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

令和　　年　　月　　日

殿

| 法人番号 | 申告年月日 年 | 月 | 日 |
|---|---|---|---|
| | | | |

| | |
|---|---|
| 所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記） | （電話　　） |
| （ふりがな）法人名 | |
| （ふりがな）代表者氏名 | （ふりがな）経理責任者氏名 |
| 事業種目 | |
| 前期末現在の資本金の額又は出資金の額 | （　　円） |
| 前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 | |
| 前期末現在の資本金等の額 | |

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の予定申告書　※

## 事業税

| | | | 金額（円） |
|---|---|---|---|
| 前事業年度の事業税額（㊷の金額） | | ⑲ | 00 |
| 所得割額 | ㊸×6／前事業年度の月数 | ⑳ | 00 |
| 付加価値割額 | ㊹×6／前事業年度の月数 | ㉑ | 00 |
| 資本割額 | ㊺×6／前事業年度の月数 | ㉒ | 00 |
| 収入割額 | ㊻×6／前事業年度の月数 | ㉓ | 00 |
| 特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額 | （㊷） | ㉔ | 00 |
| 特別法人事業税 特別法人事業税額 | ㉔×6／前事業年度の月数 | ㉕ | 00 |
| 予定申告税額 | （⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉕） | ㉖ | 00 |
| この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額 | | ㉗ | 00 |
| この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 | ㉖－㉗ | ㉘ | 00 |

### 前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

| | 摘要 | | 課税標準 | 税率（100） | 税額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得割 | 所得金額総額 | ㉙ | | | |
| 所得割 | 所得金額 | ㉚ | | | |
| 付加価値割 | 付加価値額総額 | ㉛ | | | |
| 付加価値割 | 付加価値額 | ㉜ | | | |
| 資本割 | 資本金等の額総額 | ㉝ | | | |
| 資本割 | 資本金等の額 | ㉞ | | | |
| 収入割 | 収入金額総額 | ㉟ | | | |
| 収入割 | 収入金額 | ㊱ | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 合計事業税額 | ㉚＋㉜＋㉞＋㊱ | ㊲ | |
| 令和６年改正法附則第８条第２項の控除額 | | ㊳ | |
| 事業税の特定寄附金税額控除額 | | ㊴ | |
| 仮装経理に基づく事業税額の控除額 | | ㊵ | |
| 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 | | ㊶ | |
| 納付すべき事業税額 | ㊲－㊳－㊴－㊵－㊶ | ㊷ | |
| ㊷の内訳 所得割 | ㊸ | 付加価値割 | ㊹ |
| ㊷の内訳 資本割 | ㊺ | 収入割 | ㊻ |

## 特別法人事業税

| 摘要 | | 課税標準 | 税率（100） | 税額 |
|---|---|---|---|---|
| 所得割に係る特別法人事業税額 | ㊼ | 00 | | |
| 収入割に係る特別法人事業税額 | ㊽ | 00 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 合計特別法人事業税額 | （㊼＋㊽） | ㊾ |
| 仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 | | ㊿ |
| 租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 | | 51 |
| 納付すべき特別法人事業税額 | ㊾－㊿－51 | 52 |

## 道府県民税

| | | 金額（円） |
|---|---|---|
| 前事業年度の法人税割額（⑱の金額） | ① | 00 |
| 予定申告税額 | （①×6／前事業年度の月数） ② | 00 |
| この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額 | ③ | 00 |
| この申告により納付すべき法人税割額 | ②－③ ④ | 00 |
| 均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 | ⑤ | 月 |
| 均等割額 | 円×⑤／12 ⑥ | 00 |
| この申告により納付すべき道府県民税額 | ④＋⑥ ⑦ | 00 |

### 前事業年度の法人税割額の明細

| | | |
|---|---|---|
| （特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額 | ⑧ | （　　円） |
| 法人税割額 | ⑨ | |
| 道府県民税の特定寄附金税額控除額 | ⑩ | |
| 税額控除超過額相当額の加算額 | ⑪ | |
| 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 | ⑫ | |
| 外国の法人税等の額の控除額 | ⑬ | |
| 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 | ⑭ | |
| 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 | ⑮ | |
| 納付すべき法人税割額 | ⑨－⑩＋⑪－⑫－⑬－⑭－⑮ ⑯ | |
| ⑯のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額 | ⑰ | |
| 差引法人税割額 | ⑯－⑪－⑰ ⑱ | |
| 法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額 | ⑬ | |

| | |
|---|---|
| この申告の期間 | ・　・ |
| 前事業年度の期間 | ・　・ |
| 通算親法人の事業年度の期間 | ・　・ |
| 関与税理士署名 | （電話　　） |

備考

第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙二十二］

受付印

| ※処理事項 | 発信年月日 通信日付印 | 確認 | 整理番号 | 事務所区分 | 管理番号 | 申告区分 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

令和　　年　　月　　日

殿

| 法人番号 | 申告年月日 年 | 月 | 日 |
|---|---|---|---|
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記） | （電話　　） | 事業種目 | |
| (ふりがな) 法人名 | | 前期末現在の資本金の額又は出資金の額 | 兆 十億 百万 千 円 （　　） |
| (ふりがな) 代表者氏名 | (ふりがな) 経理責任者氏名 | 前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 | |
| | | 前期末現在の資本金等の額 | |

令和 □年□月□日から令和□年□月□日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の予定申告書　※

| 事業税 | | | 道府県民税 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 前事業年度の事業税額（㊺の金額） | ⑧ | 兆 十億 百万 千 円 00 | 前事業年度の法人税割額（㉝の金額） | ① | 兆 十億 百万 千 円 00 |
| 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業 | | | | | |
| 所得割額（㊻×6/前事業年度の月数） | ⑨ | 兆 十億 百万 千 円 00 | 予定申告税額（①×6/前事業年度の月数） | ② | 00 |
| 付加価値割額（㊼×6/前事業年度の月数） | ⑩ | 00 | この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額 | ③ | 00 |
| 資本割額（㊽×6/前事業年度の月数） | ⑪ | 00 | この申告により納付すべき法人税割額 ②－③ | ④ | 00 |
| 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 | | | | | |
| 収入割額（㊾×6/前事業年度の月数） | ⑫ | 兆 十億 百万 千 円 00 | 均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 | ⑤ | 月 |
| 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 | | | 均等割額 円×⑤/12 | ⑥ | 兆 十億 百万 千 円 00 |
| 所得割額（㊿×6/前事業年度の月数） | ⑬ | 兆 十億 百万 千 円 00 | この申告により納付すべき道府県民税額 ④＋⑥ | ⑦ | 00 |
| 付加価値割額（61×6/前事業年度の月数） | ⑭ | 00 | | | |
| 資本割額（62×6/前事業年度の月数） | ⑮ | 00 | | | |
| 収入割額（63×6/前事業年度の月数） | ⑯ | 00 | | | |
| 特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（70の金額） | ⑰ | 00 | | | |
| 特別法人事業税 特別法人事業税額（⑰×6/前事業年度の月数） | ⑱ | 00 | | | |
| 予定申告税額（⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑱） | ⑲ | 00 | この申告の期間 | | ・ ・ |
| この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額 | ⑳ | 00 | 前事業年度の期間 | | ・ ・ |
| この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ⑲－⑳ | ㉑ | 00 | | | |
| 法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額 | ㉒ | | 通算親法人の事業年度の期間 | | ・ ・ |

| 備考 | |
|---|---|
| 関与税理士署名 | （電話　　） |

第六号の三様式（その２）（提出用）次葉（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

| 事業年度 | ・ ・<br>・ ・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

## 前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

（事業税）

| 摘要 | | | 課税標準 | 税率（100） | 税額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業 | | | | | |
| 所得割 | 所得金額総額 | ㉞ | 兆 十億 百万 千 円 | | |
| | 所得金額 | ㉟ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 付加価値割 | 付加価値額総額 | ㊱ | | | |
| | 付加価値額 | ㊲ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 資本割 | 資本金等の額総額 | ㊳ | | | |
| | 資本金等の額 | ㊴ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 | | | | | |
| 収入割 | 収入金額総額 | ㊵ | 兆 十億 百万 千 円 | | |
| | 収入金額 | ㊶ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 | | | | | |
| 所得割 | 所得金額総額 | ㊷ | 兆 十億 百万 千 円 | | |
| | 所得金額 | ㊸ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 付加価値割 | 付加価値額総額 | ㊹ | | | |
| | 付加価値額 | ㊺ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 資本割 | 資本金等の額総額 | ㊻ | | | |
| | 資本金等の額 | ㊼ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 収入割 | 収入金額総額 | ㊽ | | | |
| | 収入金額 | ㊾ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 合計事業税額 ㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼＋㊾ | | ㊿ | | | |
| 令和６年改正法附則第８条第２項の控除額 | | (51) | | | |
| 事業税の特定寄附金税額控除額 | | (52) | | | |
| 仮装経理に基づく事業税額の控除額 | | (53) | | | |
| 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 | | (54) | | | |
| 納付すべき事業税額 ㊿－(51)－(52)－(53)－(54) | | (55) | | | |

(55)の内訳

| 法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得割 | (56) | 兆 十億 百万 千 円 | 付加価値割 | (57) | 兆 十億 百万 千 円 |
| 資本割 | (58) | | 収入割 | (59) | |
| 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 | | | | | |
| 所得割 | (60) | 兆 十億 百万 千 円 | 付加価値割 | (61) | 兆 十億 百万 千 円 |
| 資本割 | (62) | | 収入割 | (63) | |

（特別法人事業税）

| 摘要 | | 課税標準 | 税率（100） | 税額 |
|---|---|---|---|---|
| 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 | (64) | 兆 十億 百万 千 円 00 | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 | (65) | 00 | | |
| 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 | (66) | 00 | | |
| 合計特別法人事業税額 ((64)＋(65)＋(66)) | (67) | | | |
| 仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 | (68) | | | |
| 租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 | (69) | | | |
| 納付すべき特別法人事業税額 (67)－(68)－(69) | (70) | | | |

## 前事業年度の法人税割額の明細

| | | |
|---|---|---|
| （特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額 | (23) | 兆 十億 百万 千 円 （ ） |
| 法人税割額 | (24) | |
| 道府県民税の特定寄附金税額控除額 | (25) | |
| 税額控除超過額相当額の加算額 | (26) | |
| 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 | (27) | |
| 外国の法人税等の額の控除額 | (28) | |
| 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 | (29) | |
| 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 | (30) | |
| 納付すべき法人税割額 (24)－(25)＋(26)－(27)－(28)－(29)－(30) | (31) | |
| (31)のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額 | (32) | |
| 差引法人税割額 (31)－(26)－(32) | (33) | |

第六号の三様式（その3）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙二十四］

受付印

※処理事項

| 発信年月日 通信日付印 | 確認 | 整理番号 | 事務所区分 | 管理番号 | 申告区分 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

令和　　年　　月　　日

殿

| 法人番号 | 申告年月日 年 | 月 | 日 |
|---|---|---|---|
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記） | （電話　　） | 事業種目 | |
| (ふりがな) 法人名 | | 前期末現在の資本金の額又は出資金の額 | 兆 十億 百万 千 円 （　　） |
| (ふりがな) 代表者氏名 | (ふりがな) 経理責任者氏名 | 前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 | |
| | | 前期末現在の資本金等の額 | |

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の予定申告書　※

| 事業税 | | | 道府県民税 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 前事業年度の事業税額（㊹の金額） | ⑧ | 兆 十億 百万 千 円 00 | 前事業年度の法人税割額（㊱の金額） | ① | 兆 十億 百万 千 円 00 |
| 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業 | | | | | |
| 所得割額（㊺×6/前事業年度の月数） | ⑨ | 兆 十億 百万 千 円 00 | 予定申告税額（①×6/前事業年度の月数） | ② | 00 |
| 付加価値割額（㊻×6/前事業年度の月数） | ⑩ | 00 | この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額 | ③ | 00 |
| 資本割額（㊼×6/前事業年度の月数） | ⑪ | 00 | この申告により納付すべき法人税割額 ②－③ | ④ | 00 |
| 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 | | | | | |
| 収入割額（㊽×6/前事業年度の月数） | ⑫ | 兆 十億 百万 千 円 00 | 均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 | ⑤ | 月 |
| 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 | | | 均等割額 円×⑤/12 | ⑥ | 兆 十億 百万 千 円 00 |
| 所得割額（㊾×6/前事業年度の月数） | ⑬ | 兆 十億 百万 千 円 00 | この申告により納付すべき道府県民税額 ④＋⑥ | ⑦ | 00 |
| 付加価値割額（㊿×6/前事業年度の月数） | ⑭ | 00 | | | |
| 資本割額（(71)×6/前事業年度の月数） | ⑮ | 00 | この申告の期間 | | ・ ・ |
| 収入割額（(72)×6/前事業年度の月数） | ⑯ | 00 | 前事業年度の期間 | | ・ ・ |
| 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業 | | | 通算親法人の事業年度の期間 | | ・ ・ |
| 付加価値割額（(73)×6/前事業年度の月数） | ⑰ | 兆 十億 百万 千 円 00 | 備考 | | |
| 資本割額（(74)×6/前事業年度の月数） | ⑱ | 00 | | | |
| 収入割額（(75)×6/前事業年度の月数） | ⑲ | 00 | | | |
| 特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（(87)の金額） | ⑳ | 00 | | | |
| 特別法人事業税額（⑳×6/前事業年度の月数） | ㉑ | 00 | | | |
| 予定申告税額（⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲＋㉑） | ㉒ | 00 | | | |
| この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額 | ㉓ | 00 | | | |
| この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ㉒－㉓ | ㉔ | 00 | | | |
| 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 | ㉕ | | 関与税理士署名 | | （電話　　） |

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

## 前事業年度の事業税額の明細

| 摘要 | | | 課税標準 | 税率（100） | 税額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業 | | | | | |
| 所得割 | 所得金額総額 | ㊲ | 兆 十億 百万 千 円 | | |
| | 所得金額 | ㊳ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 付加価値割 | 付加価値額総額 | ㊴ | | | |
| | 付加価値額 | ㊵ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 資本割 | 資本金等の額総額 | ㊶ | | | |
| | 資本金等の額 | ㊷ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 | | | | | |
| 収入割 | 収入金額総額 | ㊸ | 兆 十億 百万 千 円 | | |
| | 収入金額 | ㊹ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 | | | | | |
| 所得割 | 所得金額総額 | ㊺ | 兆 十億 百万 千 円 | | |
| | 所得金額 | ㊻ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 付加価値割 | 付加価値額総額 | ㊼ | | | |
| | 付加価値額 | ㊽ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 資本割 | 資本金等の額総額 | ㊾ | | | |
| | 資本金等の額 | ㊿ | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 収入割 | 収入金額総額 | (51) | | | |
| | 収入金額 | (52) | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業 | | | | | |
| 付加価値割 | 付加価値額総額 | (53) | 兆 十億 百万 千 円 | | |
| | 付加価値額 | (54) | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 資本割 | 資本金等の額総額 | (55) | | | |
| | 資本金等の額 | (56) | | | 兆 十億 百万 千 円 |
| 収入割 | 収入金額総額 | (57) | | | |
| | 収入金額 | (58) | | | 兆 十億 百万 千 円 |

| | | |
|---|---|---|
| 合計事業税額 ㊳+㊵+㊷+㊹+㊻+㊽+㊿+(52)+(54)+(56)+(58) | (59) | 兆 十億 百万 千 円 |
| 令和6年改正法附則第8条第2項の控除額 | (60) | |
| 事業税の特定寄附金税額控除額 | (61) | |
| 仮装経理に基づく事業税額の控除額 | (62) | |
| 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 | (63) | |
| 納付すべき事業税額 (59)−(60)−(61)−(62)−(63) | (64) | |

(64)の内訳

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業 | | | | | |
| 所得割 | (65) | 兆 十億 百万 千 円 | 付加価値割 | (66) | 兆 十億 百万 千 円 |
| 資本割 | (67) | | 収入割 | (68) | |
| 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 | | | | | |
| 所得割 | (69) | 兆 十億 百万 千 円 | 付加価値割 | (70) | 兆 十億 百万 千 円 |
| 資本割 | (71) | | 収入割 | (72) | |
| 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業 | | | | | |
| | | | 付加価値割 | (73) | 兆 十億 百万 千 円 |
| 資本割 | (74) | 兆 十億 百万 千 円 | 収入割 | (75) | |

## 前事業年度の法人税割額の明細

| | | |
|---|---|---|
| （特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額 | (26) | 兆 十億 百万 千 円（ ） |
| 法人税割額 | (27) | |
| 道府県民税の特定寄附金税額控除額 | (28) | |
| 税額控除超過額相当額の加算額 | (29) | |
| 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 | (30) | |
| 外国の法人税等の額の控除額 | (31) | |
| 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 | (32) | |
| 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 | (33) | |
| 納付すべき法人税割額 (27)−(28)+(29)−(30)−(31)−(32)−(33) | (34) | |
| (34)のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額 | (35) | |
| 差引法人税割額 (34)−(29)−(35) | (36) | |

## 前事業年度の特別法人事業税額の明細

| | | |
|---|---|---|
| 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額 | (76) | 兆 十億 百万 千 円 00 |
| 同上に対する特別法人事業税額 ((76)× ／100) | (77) | |
| 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額 | (78) | 00 |
| 同上に対する特別法人事業税額 ((78)× ／100) | (79) | |
| 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額 | (80) | 00 |
| 同上に対する特別法人事業税額 ((80)× ／100) | (81) | |
| 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額 | (82) | 00 |
| 同上に対する特別法人事業税額 ((82)× ／100) | (83) | |
| 合計特別法人事業税額 ((77)+(79)+(81)+(83)) | (84) | |
| 仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 | (85) | |
| 租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 | (86) | |
| 納付すべき特別法人事業税額 (84)−(85)−(86) | (87) | |

# 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その１）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 |
|---|---|

控除する金額の計算

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得税等の額 | ① | 円 | 国税の控除額　③＋④ | ⑤ | 円 |
| 控除対象所得税額等相当額 | ② | | 控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額　②－⑤ | ⑥ | |
| 法人税の控除額 | ③ | | 道府県民税の法人税割額　⑫ | ⑦ | |
| 地方法人税の控除額 | ④ | | 控除する金額（⑥若しくは⑦のうち少ない額又は⑬） | ⑧ | |

各道府県ごとに控除する金額の明細

| 事務所又は事業所 | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき金額 ⑨ | 各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑩ | 各道府県ごとに控除する金額（⑨又は⑩のうち少ない額） ⑪ |
|---|---|---|---|---|---|
| 名称 | 所在地 | | | | |
| | | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ⑫ | ⑬ |

# 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その１）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 |
|---|---|

控除する金額の計算

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得税等の額 | ① | 円 | 国税の控除額　③＋④＋⑤ | ⑥ | 円 |
| 控除対象所得税額等相当額 | ② | | 控除対象所得税額等相当額のうち⑥の額を超える額　②－⑥ | ⑦ | |
| 法人税の控除額 | ③ | | 道府県民税の法人税割額　⑬ | ⑧ | |
| 地方法人税の控除額 | ④ | | 控除する金額（⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭） | ⑨ | |
| 防衛特別法人税の控除額 | ⑤ | | | | |

各道府県ごとに控除する金額の明細

| 事務所又は事業所 | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき金額 ⑩ | 各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑪ | 各道府県ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫ |
|---|---|---|---|---|---|
| 名称 | 所在地 | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ⑬ | ⑭ |

# 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その２）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 | 政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 |
|---|---|---|---|

## 控除する金額の計算

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 所得税等の額 | ① | 円 | 控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に | ⑥ (イ) 円<br>(ロ) |
| 控除対象所得税額等相当額 | ② | | 道府県民税の法人税割額 ㉑ | ⑦ |
| 法人税の控除額 | ③ | | 市町村民税の法人税割額 ㉔ | ⑧ |
| 地方法人税の控除額 | ④ | | 控除する金額（⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は㉒は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は㉕は下段に） | ⑨ |
| 国税の控除額　③＋④ | ⑤ | | | |

## 各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

| 事務所又は事業所 | | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑩ | 各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑪ | 各都道府県ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫ | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各市町村ごとに控除すべき金額 ⑬ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑭ | 各市町村ごとに控除する金額（⑬又は⑭のうち少ない額） ⑮ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名称 | 所在地 | 人 | 円 | 円 | 円 | 人 | 円 | 円 | 円 |
| 特別区以外 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | ⑯ | | | | ⑰ | | |
| 特別区 | | | | ⑱（⑥(イ)－⑯） | | | | ⑲（⑥(ロ)－⑰） | | |
| 合計 | | | | ⑳ | ㉑ | ㉒ | | ㉓ | ㉔ | ㉕ |

# 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その２）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 | 政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 |

## 控除する金額の計算

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所得税等の額 ① | 円 | 国税の控除額 ③＋④＋⑤ ⑥ | 円 |
| 控除対象所得税額等相当額 ② | | 控除対象所得税額等相当額のうち⑥の額を超える額は上段に、⑥と⑧の合計額を超える額は下段に ⑦ | (イ)<br>(ロ) |
| 法人税の控除額 ③ | | 道府県民税の法人税割額 ㉒ ⑧ | |
| 地方法人税の控除額 ④ | | 市町村民税の法人税割額 ㉕ ⑨ | |
| 防衛特別法人税の控除額 ⑤ | | 控除する金額（⑦(イ)若しくは⑧のうち少ない額又は㉓は上段に、⑦(ロ)若しくは⑨のうち少ない額又は㉖は下段に） ⑩ | |

## 各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

| 事務所又は事業所 | | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑪ | 各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑫ | 各都道府県ごとに控除する金額（⑪又は⑫のうち少ない額） ⑬ | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各市町村ごとに控除すべき金額 ⑭ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑮ | 各市町村ごとに控除する金額（⑭又は⑮のうち少ない額） ⑯ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名称 | 所在地 | 人 | 円 | 円 | 円 | 人 | 円 | 円 | 円 |
| 特別区以外 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | ／ | ⑰ | | | ／ | ⑱ | | |
| 特別区 | | | | ⑲（⑦(イ)－⑰） | | | | ⑳（⑦(ロ)－⑱） | | |
| 合計 | | | | ㉑ | ㉒ | ㉓ | | ㉔ | ㉕ | ㉖ |

# 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|



| | | |
|---|---|---|
| 政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無 | | 有　・　無 |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算 | | |
| 控除対象外国税額 | 当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ① | 円 |
| | 前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ② | |
| | 計　①＋② ③ | |
| 当期分の控除外国税額 | 国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④ | |
| | 外国税額のうち④の額を超える額　③－④ ⑤ | |
| | 道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥ | |
| | 前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑） ⑦ | |
| | 計　⑥＋⑦ ⑧ | |
| | 当期分の控除外国税額（⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨ | |
| ⑨又は当初申告税額控除額 ⑩ | | |
| 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪ | | |
| 法第53条第42項により控除できる金額（別表７（その１）の⑧） ⑫ | | |
| 当期分として算定した法人税割額（㉑又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑬ | | |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑬若しくは（⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は㉒） ⑭ | | |

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

| 事業年度又は連結事業年度 | 控除未済外国税額等 ⑮ | 当期控除額 ⑯ | 翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰ |
|---|---|---|---|
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | 円 |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| 当期分 | | | |
| | | | |
| 計 ⑪ | 円 | 円 | |
| | | | |

## 各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

| 事務所又は事業所 名称 | 事務所又は事業所 所在地 | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき外国税額等 ⑱ | 各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑲ | 各道府県ごとに控除する外国税額等（⑱又は⑲のうち少ない額） ⑳ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ㉑ | ㉒ |

# 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十六］

| | | | |
|---|---|---|---|
| 政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無 | | 有 ・ 無 | |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算 | | | |
| 控除対象外国税額 | 当期の控除対象外国税額（別表１の⑦） ① | 円 | |
| | 前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑲） ② | | |
| | 計　①＋② ③ | | |
| 当期分の控除外国税額 | 国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑦又は（同表の①＋同表の②＋同表の③）） ④ | | |
| | 外国税額のうち④の額を超える額　③－④ ⑤ | | |
| | 道府県民税の控除限度額（別表１の④） ⑥ | | |
| | 前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉒） ⑦ | | |
| | 計　⑥＋⑦ ⑧ | | |
| | 当期分の控除外国税額（⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨ | | |
| ⑨又は当初申告税額控除額 ⑩ | | | |
| 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪ | | | |
| 法第53条第42項により控除できる金額（別表７（その１）の⑧） ⑫ | | | |
| 当期分として算定した法人税割額（㉑又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑬ | | | |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑬若しくは（⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は㉒） ⑭ | | | |

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

| 事業年度 | 控除未済外国税額等 ⑮ | 当期控除額 ⑯ | 翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰ |
|---|---|---|---|
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | 円 |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| 当期分 | | | |
| | | | |
| 計 ⑪ | 円 | 円 | |
| | | | |

## 各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

| 事務所又は事業所 名称 | 事務所又は事業所 所在地 | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき外国税額等 ⑱ | 各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑲ | 各道府県ごとに控除する外国税額等（⑱又は⑲のうち少ない額） ⑳ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ㉑ | ㉒ |

# 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十七］

| | | |
|---|---|---|
| 政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無 | | 有・無 |
| 政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無 | | 有・無 |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算 | | |
| 控除対象外国税額 | 当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ① | 円 |
| | 前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ② | |
| | 計　①＋② ③ | |
| 当期分の控除外国税額 | 国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④ | |
| | 外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤ | |
| | 道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥ | |
| | 市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦ | |
| | 前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑は上段に、㉒は下段に） ⑧ | (イ)<br>(ロ) |
| | 計（⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に） ⑨ | |
| | 当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額） ⑩ | (イ)<br>(ロ) |
| ⑩又は当初申告税額控除額 ⑪ | | (イ)<br>(ロ) |
| 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫ | | (イ)<br>(ロ) |
| 法第53条第42項及び第321条の８第42項により控除できる金額（別表７（その２）の⑧） ⑬ | | (イ)<br>(ロ) |
| 当期分として算定した法人税割額（⑳若しくは㉝又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑭ | | |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉛及び㉞） ⑮ | | |

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

| 事業年度又は連結事業年度 | | 控除未済外国税額等 ⑯ | 当期控除額 ⑰ | 翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱ |
|---|---|---|---|---|
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | 円 | 円 | |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | 円 |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| 計 ⑫ (イ) | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| 計 ⑫ (ロ) | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| 当期分 | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |
| 翌期繰越額計 | 道府県民税 | | | |
| | 市町村民税 | | | |

## 各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

| 事務所又は事業所 | | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑲ | 各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑳ | 各都道府県ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑ | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉒ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉓ | 各市町村ごとに控除する外国税額等（㉒又は㉓のうち少ない額） ㉔ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名称 | 所在地 | | | | | | | | |
| 特別区以外 | | | 人 | 円 | 円 | 円 | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | ㉕ | | | | ㉖ | | |
| 特別区 | | | | ㉗（(⑪(イ)＋⑫(イ)＋⑬(イ)）－㉕） | | | | ㉘（(⑪(ロ)＋⑫(ロ)＋⑬(ロ)）－㉖） | | |
| 合計 | | | | ㉙ | ㉚ | ㉛ | | ㉜ | ㉝ | ㉞ |
| | | | | | 控除未済繰越額 ㉙－㉛ ㉟ | | | | 控除未済繰越額 ㉜－㉞ ㊱ | |

# 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十八］

| | | |
|---|---|---|
| 政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無 | | 有・無 |
| 政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無 | | 有・無 |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算 | | |
| 控除対象外国税額 | 当期の控除対象外国税額（別表１の⑦） ① | 円 |
| | 前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑲） ② | |
| | 計　①＋② ③ | |
| 当期分の控除外国税額 | 国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑦又は(同表の①＋同表の②＋同表の③)） ④ | |
| | 外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤ | |
| | 道府県民税の控除限度額（別表１の④） ⑥ | |
| | 市町村民税の控除限度額（別表１の⑤） ⑦ | |
| | 前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉒は上段に、㉓は下段に） ⑧ | (イ) |
| | | (ロ) |
| | 計（⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に） ⑨ | |
| | 当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額） ⑩ | (イ) |
| | | (ロ) |
| ⑩又は当初申告税額控除額 ⑪ | | (イ) |
| | | (ロ) |
| 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫ | | (イ) |
| | | (ロ) |
| 法第53条第42項及び第321条の８第42項により控除できる金額（別表７（その２）の⑧） ⑬ | | (イ) |
| | | (ロ) |
| 当期分として算定した法人税割額（⑳若しくは㉝又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑭ | | |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉛及び㉞） ⑮ | | |

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

| 事業年度 | | 控除未済外国税額等 ⑯ | 当期控除額 ⑰ | 翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱ |
|---|---|---|---|---|
| ・　・<br>・　・ | 道府県税 | 円 | 円 | |
| | 市町村税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県税 | | | 円 |
| | 市町村税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県税 | | | |
| | 市町村税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県税 | | | |
| | 市町村税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県税 | | | |
| | 市町村税 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 道府県税 | | | |
| | 市町村税 | | | |
| 計 ⑫ (イ) | 道府県税 | | | |
| | 市町村税 | | | |
| 計 ⑫ (ロ) | 道府県税 | | | |
| | 市町村税 | | | |
| 当期分 | 道府県税 | | | |
| | 市町村税 | | | |
| 翌期繰越額計 | 道府県税 | | | |
| | 市町村税 | | | |

## 各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

| 事務所又は事業所 | | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑲ | 各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑳ | 各都道府県ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑ | 従業者数又は補正後の従業者数 | 各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉒ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉓ | 各市町村ごとに控除する外国税額等（㉒又は㉓のうち少ない額） ㉔ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名称 | 所在地 | | | | | | | | |
| 特別区以外 | | | 人 | 円 | 円 | 円 | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | ㉕ | | | | ㉖ | | |
| 特別区 | | | | ㉗（(⑪(イ)＋⑫(イ)＋⑬(イ)）－㉕） | | | | ㉘（(⑪(ロ)＋⑫(ロ)＋⑬(ロ)）－㉖） | | |
| 合計 | | | | ㉙ | ㉚ | ㉛ | | ㉜ | ㉝ | ㉞ |
| | | | | | 控除未済繰越額 ㉙－㉛ ㉟ | | | | 控除未済繰越額 ㉜－㉞ ㊱ | |

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

## 当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 当期分の控除限度額 | 法人税の控除限度額 ① | 円 | 当期分の控除余裕額 | 国税の控除余裕額 ①−⑦ ⑧ | 円 |
| | 地方法人税の控除限度額 ② | | | 道府県民税の控除余裕額(①+②+③+④−⑦) 又は④のうち少ない金額 ⑨ | |
| | 防衛特別法人税の控除限度額 ③ | | | 市町村民税の控除余裕額(⑥−⑦) 又は⑤のうち少ない金額 ⑩ | |
| | 道府県民税の控除限度額 ④ | | | | |
| | 市町村民税の控除限度額 ⑤ | | | 計 ⑧+⑨+⑩ ⑪ | |
| | 計 ①+②+③+④+⑤ ⑥ | | | | |
| 当期の控除対象外国税額 ⑦ | | | 当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑦−⑥ ⑫ | | |

## 前３年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

| 事業年度 | 控除余裕額 | | | | | | | | | 控除限度額を超える外国税額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 国税 | | | 道府県民税 | | | 市町村民税 | | | 前期からの繰越額 | 当期分とみなす額 | 翌期繰越額 |
| | 前期からの繰越額 | 当期に加算する額 | 翌期繰越額 | 前期からの繰越額 | 当期に加算する額 | 翌期繰越額 | 前期からの繰越額 | 当期に加算する額 | 翌期繰越額 | | | |
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | | 円 | 円 | | 円 | 円 | | 円 | 円 | |
| ・　・<br>・　・ | | | 円 | | | 円 | | | 円 | | | 円 |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | ⑬ | ⑭ | | ⑮ | ⑯ | | ⑰ | ⑱ | | ⑲ | ⑳ | |
| 当期分 | ⑧の額 | ㉔の額 | ⑧−㉔の額 | ⑨の額 | ㉕の額 | ⑨−㉕の額 | ⑩の額 | ㉖の額 | ⑩−㉖の額 | ⑫の額 | ⑭+⑯+⑱の額 | ⑫−(⑭+⑯+⑱)の額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 前３年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額 | 国税 | ⑬のうち⑫に充てられる額 ㉑ | ⑭ 円 | 前３年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額 | 国税 | ⑲のうち⑧に充てられる額 ㉔ | 円 |
| | 道府県民税 | ⑮のうち⑫に充てられる額 ㉒ | ⑯ | | 道府県民税 | ⑲−㉔のうち⑨に充てられる額 ㉕ | |
| | 市町村民税 | ⑰のうち⑫に充てられる額 ㉓ | ⑱ | | 市町村民税 | ⑲−㉔−㉕のうち⑩に充てられる額 ㉖ | |
| | | | | | 計 | ㉔+㉕+㉖ ㉗ | ⑳ |

# 特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

**第七号の三様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）［別紙四十二の二］

1. 特定寄附金に関する明細

| 支出した特定寄附金 | 寄附した年月日 | 寄附先 | まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業名 | 特定寄附金の額 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| ① | | | | |
| 計 | | | ② | |

2. 特定寄附金額の按分の計算

| 適用する事業税の分割基準 | 1. 従業者数　2. 固定資産の価額　3. 事務所又は事業所数　4. 軌道の延長キロメートル数　5. 電線路の電力の容量 |
|---|---|

| | 事業税 | | 道府県民税・都民税 | |
|---|---|---|---|---|
| | 分割基準（単位＝　）（イ） | 按分後の特定寄附金の額（ロ） | 従業者の数（単位＝　人）（ハ） | 按分後の特定寄附金の額（ニ） |
| | | 円 | | 円 |
| 本都道府県分 ③ | | | | |
| ③のうち東京都特別区分 ④ | | | | |
| ③のうち東京都市町村分 ⑤ | | | | |
| 合計 ⑥ | | | | |

3. 特定寄附金税額控除額の計算

| 事業税 | | | 道府県民税・都民税 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 特定寄附金の額 ②又は③の（ロ） | ⑦ | 円 | 特定寄附金の額 ②又は③の（ニ） | ⑫ | 円 |
| 控除額 ⑦×20／100 | ⑧ | | 控除額 ⑫×5.7／100又は⑮＋⑰ | ⑬ | |
| 控除対象事業税額 第6号様式⑩、第6号様式（その2）㊽又は第6号様式（その3）㊿ | ⑨ | 00 | 東京都に申告する場合の⑬の計算 特別区分 特定寄附金の額 ②、③の（ニ）又は④の（ニ） | ⑭ | |
| 税額控除上限額 ⑨×20／100 | ⑩ | | 特別区分 控除額 ⑭×40／100 | ⑮ | |
| 控除額 ⑧と⑩のうち少ない額 | ⑪ | | 市町村分 特定寄附金の額 ②、③の（ニ）又は⑤の（ニ） | ⑯ | |
| | | | 市町村分 控除額 ⑯×5.7／100 | ⑰ | |
| | | | 控除対象法人税割額（第6号様式⑦、第6号様式（その2）⑦又は第6号様式（その3）⑦）－第6号の2様式③ | ⑱ | |
| | | | 税額控除上限額 ⑱×20／100 | ⑲ | |
| | | | 控除額 ⑬と⑲のうち少ない額 | ⑳ | |

（東京都の場合）

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）［別紙四十二の三］

# 特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

1. 特定寄附金に関する明細

| 支出した特定寄附金 | 寄附した年月日 | 寄附先 | まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業名 | 特定寄附金の額 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| ① | | | | |
| 計 | | | ② | |

2. 特定寄附金額の按分の計算

| 適用する事業税の分割基準 | 1. 従業者数　2. 固定資産の価額　3. 事務所又は事業所数　4. 軌道の延長キロメートル数　5. 電線路の電力の容量 |
|---|---|

| | 事業税 | | 道府県民税・都民税 | |
|---|---|---|---|---|
| | 分割基準（単位＝　）（イ） | 按分後の特定寄附金の額（ロ） | 従業者の数（単位＝　人）（ハ） | 按分後の特定寄附金の額（ニ） |
| | | 円 | | 円 |
| 本都道府県分 ③ | | | | |
| ③のうち東京都特別区分 ④ | | | | |
| ③のうち東京都市町村分 ⑤ | | | | |
| 合計 ⑥ | | | | |

3. 特定寄附金税額控除額の計算

| 事業税 | | | 道府県民税・都民税 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 特定寄附金の額 ②又は③の（ロ） | ⑦ | 円 | 特定寄附金の額 ②又は③の（ニ） | ⑫ | 円 | |
| 控除額 ⑦×20／100 | ⑧ | | 控除額 ⑫×5.7／100又は⑮＋⑰ | ⑬ | | ←（東京都の場合） |
| 控除対象事業税額（第6号様式㊵−第6号様式㊶）、（第6号様式（その2）㊽−第6号様式（その2）㊾）又は（第6号様式（その3）㊹−第6号様式（その3）㊺） | ⑨ | 00 | 東京都に申告する場合の⑬の計算 特別区分 特定寄附金の額 ②、③の（ニ）又は④の（ニ） | ⑭ | | |
| 税額控除上限額 ⑨×20／100 | ⑩ | | 特別区分 控除額 ⑭×40／100 | ⑮ | | |
| 控除額 ⑧と⑩のうち少ない額 | ⑪ | | 市町村分 特定寄附金の額 ②、③の（ニ）又は⑤の（ニ） | ⑯ | | |
| | | | 市町村分 控除額 ⑯×5.7／100 | ⑰ | | |
| | | | 控除対象法人税割額（第6号様式⑦、第6号様式（その2）⑦又は第6号様式（その3）⑦）−第6号の2様式③ | ⑱ | | |
| | | | 税額控除上限額 ⑱×20／100 | ⑲ | | |
| | | | 控除額 ⑬と⑲のうち少ない額 | ⑳ | | |

# 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 |
|---|---|

## 控除する金額の計算

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得税等の額 | ① | 円 | 道府県民税の法人税割額 | ⑥ | 円 |
| 控除対象所得税額等相当額 | ② | | 控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額　②－（⑤＋⑥） | ⑦ | |
| 法人税の控除額 | ③ | | 市町村民税の法人税割額　⑬ | ⑧ | |
| 地方法人税の控除額 | ④ | | 控除する金額（⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭） | ⑨ | |
| 国税の控除額　③＋④ | ⑤ | | | | |

## 各市町村ごとに控除する金額の明細

| 事務所又は事業所 | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき金額 ⑩ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑪ | 各市町村ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫ |
|---|---|---|---|---|---|
| 名称 | 所在地 | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ⑬ | ⑭ |

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙四十二の五］

# 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無 | 有　・　無 |
|---|---|

## 控除する金額の計算

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得税等の額 | ① | 円 | 国税の控除額　③＋④＋⑤ | ⑥ | 円 |
| 控除対象所得税額等相当額 | ② | | 道府県民税の法人税割額 | ⑦ | |
| 法人税の控除額 | ③ | | 控除対象所得税額等相当額のうち⑥と⑦の合計額を超える額　②－（⑥＋⑦） | ⑧ | |
| 地方法人税の控除額 | ④ | | 市町村民税の法人税割額　⑭ | ⑨ | |
| 防衛特別法人税の控除額 | ⑤ | | 控除する金額（⑧若しくは⑨のうち少ない額又は⑮） | ⑩ | |

## 各市町村ごとに控除する金額の明細

| 事務所又は事業所 | | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき金額 ⑪ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑫ | 各市町村ごとに控除する金額（⑪又は⑫のうち少ない額） ⑬ |
|---|---|---|---|---|---|
| 名称 | 所在地 | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ⑭ | ⑮ |

# 外国の法人税等の額の控除に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無 | | 有　・　無 |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算 | | |
| 控除対象外国税額 | 当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ① | 円 |
| | 前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ② | |
| | 計　①＋② ③ | |
| 当期分の控除外国税額 | 国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④ | |
| | 道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑤ | |
| | 外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額　③－（④＋⑤） ⑥ | |
| | 市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦ | |
| | 前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉒） ⑧ | |
| | 計　⑦＋⑧ ⑨ | |
| | 当期分の控除外国税額（⑥又は⑨のうち少ない額） ⑩ | |
| ⑩又は当初申告税額控除額 ⑪ | | |
| 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫ | | |
| 法第３２１条の８第４２項により控除できる金額（別表７の⑧） ⑬ | | |
| 当期分として算定した法人税割額（㉒又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨） ⑭ | | |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉓） ⑮ | | |

## 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

| 事業年度又は連結事業年度 | 控除未済外国税額等 ⑯ | 当期控除額 ⑰ | 翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱ |
|---|---|---|---|
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | 円 |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| | | | |
| 当期分 | | | |
| | | | |
| 計 ⑫ | 円 | 円 | |
| | | | |

## 各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

| 事務所又は事業所 名称 | 事務所又は事業所 所在地 | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき外国税額等 ⑲ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑳ | 各市町村ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | ㉒ | ㉓ |

# 外国の法人税等の額の控除に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無 | | 有　・　無 |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算 | | |
| 控除対象外国税額 | 当期の控除対象外国税額（別表１の⑦） ① | 円 |
| | 前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑲） ② | |
| | 計　①＋② ③ | |
| 当期分の控除外国税額 | 国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑦又は（同表の①＋同表の②＋同表の③）） ④ | |
| | 道府県民税の控除限度額（別表１の④） ⑤ | |
| | 外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額　③－（④＋⑤） ⑥ | |
| | 市町村民税の控除限度額（別表１の⑤） ⑦ | |
| | 前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉓） ⑧ | |
| | 計　⑦＋⑧ ⑨ | |
| | 当期分の控除外国税額（⑥又は⑨のうち少ない額） ⑩ | |
| ⑩又は当初申告税額控除額 ⑪ | | |
| 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫ | | |
| 法第３２１条の８第４２項により控除できる金額（別表７の⑧） ⑬ | | |
| 当期分として算定した法人税割額（㉒又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨） ⑭ | | |
| 当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉓） ⑮ | | |

## 前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

| 事業年度 | 控除未済外国税額等 ⑯ | 当期控除額 ⑰ | 翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱ |
|---|---|---|---|
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | |
| ・　・<br>・　・ | | | 円 |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | |
| 当　期　分 | | | |
| 計 ⑫ | 円 | 円 | |

## 各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

| 事務所又は事業所 名称 | 事務所又は事業所 所在地 | 従業者数又は補正後の従業者数 | 控除すべき外国税額等 ⑲ | 各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑳ | 各市町村ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 人 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合　計 | | | | ㉒ | ㉓ |

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

## 当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 当期分の控除限度額 | 法人税の控除限度額 ① | 円 | 当期分の控除余裕額 | 国税の控除余裕額 ①−⑦ ⑧ | 円 |
| | 地方法人税の控除限度額 ② | | | 道府県民税の控除余裕額(①+②+③+④−⑦)又は④のうち少ない金額 ⑨ | |
| | 防衛特別法人税の控除限度額 ③ | | | 市町村民税の控除余裕額(⑥−⑦)又は⑤のうち少ない金額 ⑩ | |
| | 道府県民税の控除限度額 ④ | | | | |
| | 市町村民税の控除限度額 ⑤ | | | | |
| | 計 ①+②+③+④+⑤ ⑥ | | | 計 ⑧+⑨+⑩ ⑪ | |
| 当期の控除対象外国税額 ⑦ | | | 当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑦−⑥ ⑫ | | |

## 前３年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

| 事業年度 | 控除余裕額 | | | | | | | | | 控除限度額を超える外国税額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 国税 | | | 道府県民税 | | | 市町村民税 | | | | | |
| | 前期からの繰越額 | 当期に加算する額 | 翌期繰越額 | 前期からの繰越額 | 当期に加算する額 | 翌期繰越額 | 前期からの繰越額 | 当期に加算する額 | 翌期繰越額 | 前期からの繰越額 | 当期分とみなす額 | 翌期繰越額 |
| ・　・<br>・　・ | 円 | 円 | | 円 | 円 | | 円 | 円 | | 円 | 円 | |
| ・　・<br>・　・ | | | 円 | | | 円 | | | 円 | | | 円 |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | | | | | | |
| ・　・<br>・　・ | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | ⑬ | ⑭ | | ⑮ | ⑯ | | ⑰ | ⑱ | | ⑲ | ⑳ | |
| 当期分 | ⑧の額 | ㉔の額 | ⑧−㉔の額 | ⑨の額 | ㉕の額 | ⑨−㉕の額 | ⑩の額 | ㉖の額 | ⑩−㉖の額 | ⑫の額 | ⑭+⑯+⑱の額 | ⑫−(⑭+⑯+⑱)の額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 前３年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額 | 国税 | ⑬のうち⑫に充てられる額 ㉑ | ⑭ 円 | 前３年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額 | 国税 | ⑲のうち⑧に充てられる額 ㉔ | 円 |
| | 道府県民税 | ⑮のうち⑫に充てられる額 ㉒ | ⑯ | | 道府県民税 | ⑲−㉔のうち⑨に充てられる額 ㉕ | |
| | 市町村民税 | ⑰のうち⑫に充てられる額 ㉓ | ⑱ | | 市町村民税 | ⑲−㉔−㉕のうち⑩に充てられる額 ㉖ | |
| | | | | | 計 | ㉔+㉕+㉖ ㉗ | ⑳ |